

# 事務分担(案)

H24年度に実施している1,942事務(市1,921事務、府21事務(調整中の13事務を含む))について、各事務の概要及び事務分担(案)の考え方を、12「分野」別に記載。

新たな大都市制度移行までに終了することが想定される224事務については、「13 終了事務」に、まとめて記載。

## 【凡例】

### 「所属」

： 現在当該事務を実施している所属を記載。なお、府の所属については、冒頭に「府」を記載の上、所属名を記載。

### 「事務の種別」

： H25年4月1日時点(第2次地方分権一括法施行時)の状況を記載。

「法令」 = 法令(法律、政令、府省令)の具体的条項に基づき、行政庁や行政主体(以下、「行政庁等」)に具体的な行為が義務付けられているもの、あるいは、行政庁等に具体的な権限が付与されているもの等

「要綱等」 = 国の要綱・通知に基づいて行政庁等が実施している事務

「任意」 = 上記のいずれにも該当しない事務(大阪市条例に基づく事務、市の単独事務等含む)

### 「大都市特例等」

： 「法令」事務及び「要綱等」事務について、実施する行政庁等の権限を「政令市」「中核市」「特例市」「一般市」「都道府県」等に分けて記載。根拠法令で別途定められているものなどは、その内容を記載。

### 「執行体制」

： 市事務についてはH24年8月1日現在、府事務についてはH24年5月1日現在で当該事務を執行している人員(正規職員のみ(任期付任用職員を含む)。特別会計に所属する人員を含む。)を記載。

### 「事業費」

： 市事務についてはH24年7月補正後予算、府事務についてはH24年9月補正後予算における当該事務の事業費(一般会計ベース。人件費は除く。単位:千円)を記載。

### 「事務分担案」

： 新たな大都市制度移行時に当該事務を担う主体に「 」を記載。

「広域」 = 新たな広域自治体で実施。

「特別区」 = 特別区で実施。ただし、複数の特別区が連携して当該事務を実施する場合は、「連携」とし、その形態として一部事務組合とする場合は「一組」、機関等の共同設置については「共同」と付記。

なお、例外的に今後事務分担(案)を整理する事務(13事務)については、「調整中」と記載。

(1.こども)

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方	
											広域	特別区			
		各区	連携												
1	児童福祉施設の入所・徴収金の決定、措置費	1	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(政令市)	児童福祉法第56条第2項(第50条第7号)に規定される児童養護施設等にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括並びに未収案件の差押の業務を行う。	こども青少年局	法令	政令市		0.7	0				児童相談所業務については、住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。 措置先となる児童福祉施設については、措置権限と一体的に取り扱い、入所にかかる調整を迅速かつ適切に行えるようにする。 費用支弁については、措置権限と一体的に各特別区で実施。 面接・カウンセリング室等を備えた児童相談所が各特別区に必要。 一時保護所については、移行当初は共同設置。ただし、児童相談所と一時保護所の一体運営という方法も考えられる。	
		2	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(政令市)(区)	児童相談所が、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、児童福祉施設等に入所中の児童の保護者に対しては、児童福祉法第56条第2項(第50条第7号)の規定により徴収金が発生。各保健福祉センターでは、この規定による徴収金額の決定を行う。	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上	
		3	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(中核市)	児童福祉法第56条第5項に規定される医療機関にかかる不足額の徴収について、各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括並びに未収案件の差押の業務を行う。	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0					同上
		4	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(中核市)(区)	児童福祉法第21条の5に規定する医療の給付を行う場合において、医療機関にかかる本人又はその扶養義務者が命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため発生した不足額については、児童福祉法第56条第5項の規定により徴収が発生。各保健福祉センターでは、この規定による徴収金額の決定を行う。	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0					同上
		5	法に基づく措置費(児童養護施設、児童自立支援施設、里親、情緒障がい児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム)に関する事務	児童相談所が、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、児童福祉施設等は児童の養護、指導、援助を行い自立を支援するが、児童福祉施設への入所や里親等への委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために要する費用として、要保護児童が措置又は委託された児童福祉施設等に措置費を支払う。	こども青少年局	法令	政令市		1.3	5,643,516					同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規人)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
2	児童相談所に関する事務	6	こども相談センター 相談業務	児童相談所は児童福祉法第12条に基づき、設置が義務づけられた機関として、児童が心身ともに健やかに育成されるよう相談援助活動を実施。 18歳未満の子どもに関する相談(養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談等)；児童福祉法及び児童虐待防止法等に基づき、専門的な調査・判定に基づいた指導(治療)・措置等。 児童虐待相談：通告・通報を受け、必要に応じて立入調査等の対応、及び、介入後の家族再統合等の援助の実施。 特別事業 メンタルフレンド訪問援助事業：ひきこもりの強い不登校児童に対する大学生の派遣。	こども青少年局	法令	政令市		84.8	210,897				児童相談所業務については、住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。 措置先となる児童福祉施設については、措置権限と一体的に取り扱い、入所にかかる調整を迅速かつ適切に行えるようにする。 費用支弁については、措置権限と一体的に各特別区で実施。 面接・カウンセリング室等を備えた児童相談所が各特別区に必要。 一時保護所については、移行当初は共同設置、ただし、児童相談所と一時保護所の一体運営という方法も考えられる。
		7	こども相談センター 相談業務(児童虐待の防止等に関する法律 関連)	児童福祉法及び児童虐待防止法等に基づき、専門的な調査・判定に基づいた指導(治療)・措置等。 通告・通報を受け、必要に応じて立入調査等の対応、及び、介入後の家族再統合等の援助。	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上
		8	こども相談センター 相談業務(少年法関連)	次のような場合は、家庭裁判所に文書により、あるいは文書に児童の身柄をつけて送致。 児童がいわゆる重大事件に相当する法に触れる行為を行い、警察により送致を受けた事件については、原則、家裁送致しなければならない。 児童の行動の自由を制限し、またはその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、原則、これを家庭裁判所に送致しなければならない。	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上
		9	こども相談センター 里親への情報提供、助言、研修その他の援助に関する事務	里親に対して、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行う。 (なお里親委託の措置については相談業務の中に位置づける。)	こども青少年局	法令	政令市		2.4	15,445				同上
		10	こども相談センター 障がい児入所等に関する児童相談所長意見他に関する事務	児童相談所は障がい児入所給付または通所支給要否などについて情報提供・意見等、協力及び必要な援助の実施。 特別事業 重症心身障がい児訪問指導事業：在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問して、養育上、療養上の指導。	こども青少年局	法令	政令市		0.6	2,586				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人 員)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		11	里親制度普及促進事業および里親委託推進支援事業にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>【里親制度普及促進事業】市の児童福祉施設の入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託先を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導。(委託事業)</li> <li>【里親委託推進・支援事業】里親委託推進事業、里親訪問支援事業、里親養育援助事業(委託事業)、家庭養育推進事業(委託事業)</li> <li>【職員の行う事務】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業者の公募、契約、委託料の支払い</li> <li>・里親支援事業相談員、里親委託推進員(非常勤嘱託職員)の雇用経費</li> <li>・国庫補助金の申請にかかる事務</li> </ul> </li> </ul>	こども青少年局	要綱等	中核市		0.0	0				同上
		12	療育手帳の判定にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>(要綱・通知)療育手帳の実施について 第4の5療育手帳の交付のための <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請分...受付事務(24区からの相談を受付、台帳記入、児童相談システムへの入力、ファイル作成、判定の予約(郵送)電話での詳細確認の場合もあり)</li> <li>・更新申請分...保護者からの電話予約受付、台帳記入</li> </ul> </li> <li>判定事務...心理検査・聞き取り・結果の集計・保護者への結果説明、助言</li> <li>福祉サービスに関する情報提供</li> </ul>	こども青少年局	要綱等	政令市		2.0	0				同上
		13	情緒障がい児外来治療センターにかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども相談センターが受理した情緒障がい児とその親に対し、一定期間通所させて遊戯療法等治療を行うことにより、児童の情緒的混乱の解消と母親等の養育態度の改善を援助し、将来における問題の発生防止を目的とする。</li> <li>・セラピストの講師謝礼の支払い、スタッフ募集事務、消耗品の購入</li> <li>・参加者のグループ調整、社会調査、通知送付事務</li> </ul>	こども青少年局	任意			0.2	8,881				同上
		14	精神発達精密検査及び事後指導にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>1歳半、3歳、4・5歳の健診後の精密検査</li> <li>・24区からの依頼文書の受付事務、予約</li> <li>・判定事務、母子保健担当への結果送付</li> <li>・事後指導の必要な親子に対するグループ調整、社会調査、通知等送付事務</li> <li>・スタッフの謝礼支払事務</li> </ul>	こども青少年局	要綱等	中核市		1.2	2,839				同上
		15	重症心身障がい児訪問指導事業にかかる事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務</li> <li>・療育手帳判定結果をもとに重症心身障がい児についてリストの作成</li> <li>・在宅の重症心身障がい児の家庭を訪問し療育や介護等についての助言や指導</li> <li>・訪問記録の保存</li> <li>・非常勤嘱託職員雇用経費の支出事務</li> </ul>	こども青少年局	要綱等	中核市		0.1	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		16	児童虐待防止対策事業にかかる事務(児童虐待防止対策支援事業実施要綱)	こども相談センターにおいて、虐待を受けた児童の早期対応、保護、自立支援、児童虐待により親子分離した家庭に対する家族再統合等の援助を迅速かつ的確に実施するため、こども相談センターの体制強化を図り、地域協力員による協力体制の整備、医療的・法的対応に対する機能強化、児童虐待を行った保護者及び虐待を受けた子どもに対するカウンセリングプログラムの実施、児童虐待ホットラインの設置。 ・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・講師謝礼の支払にかかる事務 ・委託事業者の公募にかかる事務、契約、支払(カウンセリング強化事業) ・国庫補助金申請にかかる事務	こども青少年局	要綱等	中核市		0.0	0				同上
		17	児童虐待防止対策事業にかかる事務(安心こども基金管理運営要領)	児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策のための資質向上、体制強化のための環境改善等 ・非常勤嘱託職員の採用、雇用、経費支払事務 ・環境改善のための備品・消耗品の購入事務 ・資質向上のための研修等への参加経費支出事務 ・安心こども基金の申請事務	こども青少年局	要綱等	一般市		0.0	0				同上
		18	こども相談センター 一時保護所運営に関する事務	児童福祉法第12条の4に基づき、児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。 主に2歳から18歳までの児童に対し、緊急に児童の保護を要する場合、あるいは児童の行動観察が必要な場合等に、これらの児童について一時保護を行う。これらの児童について一時保護を適切に実施することにより、児童の心身の健やかな育成につなげる。	こども青少年局	法令	政令市		48.2	60,368		共同		児童相談所業務については、住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。 措置先となる児童福祉施設については、措置権限と一体的に取り扱い、入所にかかる調整を迅速かつ適切に行えるようにする。 費用支弁については、措置権限と一体的に各特別区で実施。 面接・カウンセリング室等を備えた児童相談所が各特別区に必要。 一時保護所については、移行当初は共同設置。ただし、児童相談所と一時保護所の一体運営という方法も考えられる。
3	長谷川羽曳野学園(児童養護施設)	19	(長谷川小中)児童福祉施設関係費に関する事務	長谷川小・中学校(大阪府柏原市)の寄宿舎である「長谷川羽曳野学園」は、児童福祉法に基づく児童養護施設の認可を受け運営している。その入所している児童・生徒が日常生活を送るための経費に係る予算・決算に関する事務、配当・執行・調達・支払等会計に関する事務及び歳入に関する事務	教育委員会	任意			0.3	57,016		一組		児童相談所業務については、住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。 措置先となる児童福祉施設については、一部事務組合等により保有。
4	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可等	20	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可、廃止・休止の承認に関する事務	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の設置認可、休止・廃止の承認	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				住民の福祉にかかる事務であることから、住民ニーズを踏まえて住民に身近な各特別区で実施。
		21	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)の最低基準維持の報告徴収等に関する事務	民間の児童福祉施設(児童厚生施設)にかかる施設最低基準(市条例)の維持に関する報告の徴収等	こども青少年局	法令	政令市		0.1	0				同上
5	児童委員の指揮監督等	22	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務(研修を除く)	市の児童委員を対象にした指揮監督に関する事務を実施。	こども青少年局	法令	中核市		0.3	433				地域の児童委員の指揮監督に関する事務であり、住民に身近な各特別区で実施。住民に身近なところで実施することにより、地域の実情やニーズを踏まえた対応が可能。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		23	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務(区)	区内における児童委員の職務に関する指揮監督および区の実情を踏まえた研修実施。	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0				同上
		24	児童委員費用弁償等に関する事務	目的:児童委員が行う子どもや子育て家庭への支援活動にかかる経費の一部を負担するほか、児童福祉法に定める研修を実施。 ・福祉局と2分割した予算を各区保健福祉担当あてに予算配布。 ・主任児童委員の研修、参加に係る事務。	こども青少年局	法令	一般市		0.8	121,033				児童委員が行う子どもや子育て家庭への支援活動の促進を図る観点から、各特別区で実施。
		25	児童委員費用弁償等に関する事務(区)	目的:児童委員が行う子どもや子育て家庭への支援活動にかかる経費の一部の負担。 ・福祉局と2分割した予算を各区保健福祉担当あてに予算配付。各区より、民生委員・児童委員に支払う。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
6	児童委員の研修	26	児童委員の指揮監督及び研修に関する事務(研修に関する事務)	本市の児童委員を対象にした全市的な児童福祉課題をテーマにした研修実施。	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0				具体的な実践事例を幅広く研究することが有効であるものの、全国の情報さえ取れば、特別区でも十分に実施は可能であることから、住民に身近な各特別区で実施。
7	助産施設、母子生活支援施設(府設置施設)の入所・徴収金の決定、措置費	27	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設)	各区保健福祉センターにおいて決定される助産施設の利用にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括並びに未収案件の差押の業務。 第50条第6号(都道府県設置施設):実績なし(可能性あり)	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				住民の福祉にかかる事務であることから、住民ニーズを踏まえて住民に身近な各特別区で実施。
		28	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設)(区)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所し、安心して出産できるよう助産に要する費用を助成する事業であり、助産の利用についての決定と、利用にかかる徴収金額の決定。 第50条第6号(都道府県設置施設):実績なし(可能性あり)	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上
		29	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設)	各区保健福祉センターにおいて決定される母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括並びに未収案件の差押の業務。 第50条第6号(都道府県設置施設):実績なし(可能性あり)	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上
		30	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設)(区)	配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情のある女子と、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護するとともに、自立の促進のためその生活を支援する事業であり、母子生活支援施設の利用についての決定と、利用にかかる徴収金額の決定。 第50条第6号(都道府県設置施設):実績なし(可能性あり)	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規人)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		31	法に基づく措置費(助産施設、母子生活支援施設)に関する事務	・保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所し、安心して出産できるよう助産に要する費用を助成する事業であり、妊産婦が入所した助産施設に、助産の実施に必要な費用として措置費を支払う。 ・配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情のある女子と、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護するとともに、自立の促進のためその生活を支援する事業であり、母子が入所した母子生活支援施設に、母子保護の実施のために必要な費用として措置費を支払う。	こども青少年局	法令	政令市		0.6	757,481				同上
8	助産施設、母子生活支援施設(府設置施設以外)の入所・徴収金の決定、措置費	32	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設以外)	各区保健福祉センターにおいて決定される助産施設の利用にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括並びに未収案件の差押の業務。 第51条第3号(都道府県設置施設以外):実績あり	こども青少年局	法令	一般市		0.3	0				住民の福祉にかかる事務であり、日常的な相談業務等を行っていることから、住民に身近な各特別区で実施。
		33	助産施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設以外)(区)	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により出産費用を負担できない妊産婦が指定の助産施設に入所し、安心して出産できるよう助産に要する費用を助成する事業であり、助産の利用についての決定と、利用にかかる徴収金額の決定。 第51条第3号(都道府県設置施設以外):実績あり	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0			同上	
		34	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設以外)	各区保健福祉センターにおいて決定される母子生活支援施設の利用にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括並びに未収案件の差押の業務。 第51条第3号(都道府県設置施設以外):実績あり	こども青少年局	法令	一般市		0.3	0			同上	
		35	母子生活支援施設入所・徴収金の決定に関する事務(都道府県設置施設以外)(区)	配偶者のいない女子、またはこれに準じる事情のある女子と、その児童が入所した母子生活支援施設において、母子を保護するとともに、自立の促進のためその生活を支援する事業であり、母子生活支援施設の利用についての決定と、利用にかかる徴収金額の決定。 第51条第3号(都道府県設置施設以外):実績あり	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0			同上	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正規) 人(員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
9	市立の母子生活支援施設	36	母子生活支援施設の設置・運営	母子生活支援施設の設置・運営 母子生活支援施設 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、合わせて退所した者について相談とその他の援助を行うことを目的とする施設 母子生活支援施設：北さくら園(東淀川区)・東さくら園(東成区)・南さくら園(阿倍野区)	こども青少年局	任意			0.0	0			一組	住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。 母子生活支援施設については、一部事務組合等による実施。
10	民間の児童福祉施設	37	児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設)の設置の認可等に関する事務	児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設)の設置の認可等 ・民間立施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認、報告の徴収、調査、検査、改善命令等 助産施設 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設 母子生活支援施設 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、合わせて退所した者について相談とその他の援助を行うことを目的とする施設	こども青少年局	法令	中核市		0.4	324,751				住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規人) [人件費除く]	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		38	児童自立支援施設の設置、児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター)設置の認可等に関する事務	1 児童自立支援施設の設置 2 児童福祉施設(児童養護施設・情緒障がい児短期治療施設・乳児院・児童家庭支援センター・児童自立支援施設)の設置の認可等 ・民間施設を設置する場合の設置の認可、廃止等の承認、報告の徴収、調査、検査、改善命令等 児童養護施設 保護者のない児童、虐待されている児童、その他養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う 情緒障がい児短期治療施設 軽度の情緒障がい有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障がいを治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う 乳児院 乳児を入院させてこれを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。 乳児とは1歳未満の者をさす、乳児院では、必要がある場合、小学校入学前の児童までを養育できる 児童家庭支援センター 児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着したよりきめ細かな相談支援を行う児童福祉施設 児童自立支援施設 不良行為をし、又はするおそれのある児童などを入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する	こども青少年局	法令	政令市		0.3	657,463				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については、一体的に取り扱うべきとの考え方から、各特別区とする。 民間施設については、所在地の特別区が所管し、市立施設については、特別区の一部事務組合等で実施。
		39	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可及び緊急で措置をとった場合の報告に関する事務	親権を行う者がいない児童の縁組承諾の許可、緊急で措置をとった場合の施設長等からの報告	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上
		40	被措置児童等虐待の通告等を受けた場合の措置に関する事務	施設職員等による被措置児童等虐待について、児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行う。	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				同上
		41	施設指導及び助成(児童養護施設等)に関する事務	施設入所児童の健全育成と処遇の向上を図るため、市児童福祉施設連盟や施設に対し指導や助成を行う。 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意			0.5	22,320				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) (人件費除く)	総事業費 (人件費除く)	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		42	児童養護施設入所児童処遇向上事業等に関する事務及び児童福祉施設中規模整備助成に関する事務	・児童福祉施設等入所児(者)の処遇向上並びに自立支援を図るため、児童福祉施設等処遇向上加算事業費等基準外援助費を支給。 ・施設入所児童に対し、成長段階や季節に応じた行事を行うことにより、児童の健全育成に寄与。 ・施設管理や事業実施のうえで、必要であると認められる場合の施設の改修補修の費用の一部を補助。 ・児童福祉施設を退所し就職した児童に適切な指導、助言等を行い、社会生活への適応を容易にする。 ・安定した就業が困難な児童養護施設の退所予定者や母子生活支援施設の入所者に、適切な就業環境を与えるための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行い、社会的自立をめざす。 ・児童養護施設等を退所し、家庭引取りとなる児童が、安定した家庭への復帰を図られるよう継続した支援を行うため、こども相談センターと入所施設が連携し、それぞれの機能を生かしながら、施設退所前から施設退所後にかけて、家庭の見守りや児童・保護者への面接などのフォローを行う嘱託職員等を、児童養護施設等とこども相談センターに配置。 【職員の事務】 ・委託に関する事務(公募関係事務・契約事務・支払い事務) ・助成に係る申請書受付・審査・支払い	こども青少年局	任意			2.3	265,968				同上
		43	週末里親事業にかかる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度または学校の長期休業中には数日間宿泊させ、家庭生活を体験させ、個別的な処遇の向上を図り、児童の健全育成を資するとともに将来の施設退所後の自立を促進する。 ・委託事業者の公募準備、契約事務	こども青少年局	任意			0.2	10,035				児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については、一体的に取り扱うべきとの考え方から、各特別区とする。 民間施設については、所在地の特別区が所管し、市立施設については、特別区の一部事務組合等で実施。 施設入所中の児童を対象とした事業であり、施設と密接な連携が必要。
11	ひとり親家庭等への支援	44	母子家庭及び寡婦に対する就業支援事業に関する事務	・母子家庭及び寡婦に対する就業支援事業の実施	こども青少年局	法令	中核市		0.4	38,092				ひとり親家庭をサポートする事務であり、住民に身近な各特別区で実施することでより住民ニーズに即した施策展開が可能なため、各特別区で判断の上実施。
		45	母子家庭等日常生活支援事業に関する事務	・日常生活支援事業実施にかかる各種届出関係事務、報告聴取等および事業停止命令等	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0				同上
		46	売店等の設置及び運営についての協議及び調査に関する事務	・母子家庭又は母子福祉団体、寡婦による売店等の設置及び運営についての協議及び調査等	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0				同上
		47	母子及び寡婦福祉資金の貸付け業務に関する事務	・母子寡婦福祉貸付資金会計の予算及び決算事務 ・母子福祉資金及び寡婦福祉資金の国からの借入事務 ・貸付金の債権回収に関する事務	こども青少年局	法令	中核市		1.9	88,815				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) 員	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		48	母子及び寡婦福祉資金の貸付け業務に関する事務(区)	・母子家庭の母及び寡婦に対する母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付決定及び貸付金の支払事務 ・貸付金の償還事務	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0				同上
		49	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かくて継続的な就業支援を実施。 ・各区でのひとり親家庭等支援部会の開催状況のとりまとめ、及び運営にかかる予算の配分事務等 ・ひとり親家庭等ケースマネジメント従事者研修の実施 ・ひとり親家庭等就業サポーター雇用関係事務 ・国庫補助関係事務 ・ひとり親家庭等就業サポーターによる就業相談	こども青少年局	要綱等	一般市		0.6	24,601				同上
		50	ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業に関する事務(区)	ひとり親家庭等に対する「サポート体制の充実」を図るため、地域支援システムを活用し、区レベル、地域レベルにおけるネットワークを構築する。また、区における相談・情報提供機能をより身近で充実したものとし、きめ細かくて継続的な就業支援を実施。 ・ひとり親家庭等支援部会の運営 ・就業サポーターとの調整、連携、情報交換等	こども青少年局	要綱等	一般市		0.0	1,538				同上
		51	ひとり親家庭等生活支援事業に関する事務	ひとり親家庭等の生活基盤の向上・安定を図るため、生活支援講習会及び相談支援、土曜・夜間の電話相談、ひとり親家庭等のための情報交換事業を行う。 ・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務) ・国庫補助関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		0.2	10,446				同上
		52	児童扶養手当に関する事務	父母が婚姻を解消した児童等を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持している)している養育者に対して、児童扶養手当を支給し、経済的支援を行う。 ・手当の支給に関する事務 ・児童扶養手当返還金に関する事務 ・予算要求関係事務	こども青少年局	法令	一般市		1.7	16,685,275				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他極限の内容	執行体制 (正規 人) [人件費除く]	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		53	児童扶養手当に関する事務(区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母が婚姻を解消した児童等を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父又は父母以外で児童を養育(児童と同居し、監護し、生計を維持していること)している養育者に対して、児童扶養手当を支給し、経済的支援を行う。</li> <li>・認定請求に関する事務</li> <li>・支給停止に関する届出に関する事務</li> <li>・一部支給停止に関する事務</li> <li>・現況の届出に関する事務</li> </ul>	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
		54	母子家庭自立支援給付金事業に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭等の母等の自主的に行う職業能力の開発を促進するための自立支援教育訓練給付金支給事務</li> <li>・母子家庭等の母等の資格取得を目的とする養成機関での修業期間中の生活の安定を図るための高等技能訓練促進費等支給事務(関連法令)</li> <li>法施行令第27条、第29条、第30条、第30条の2</li> </ul>	こども青少年局	法令	一般市		0.9	397,097				同上
		55	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。</li> <li>・委託に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務)</li> <li>・国庫補助関係事務</li> </ul>	こども青少年局	法令	一般市		0.2	14,253				同上
		56	ひとり親家庭等日常生活支援事業(区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などにより、一時的に生活援助、子育て支援サービスが必要な場合、若しくは生活環境の激変などにより日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。</li> <li>・派遣事前登録申請受付、要否決定事務</li> <li>・派遣等の要否決定通知書作成、交付事務</li> <li>・登録内容変更事務</li> </ul>	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
		57	その他ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子、寡婦福祉事業に関する事務</li> <li>・ひとり親家庭等自立促進計画関係事務</li> <li>・ひとり親家庭等自立支援推進会議の開催</li> <li>・本市ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況管理</li> <li>・各種統計調査関係事務</li> </ul>	こども青少年局	法令	一般市		0.5	749				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) 員数	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		58	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等。所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			1.2	2,104,164				同上
		59	ひとり親家庭医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターにおいては、医療費の現金給付分支払い事務及び資格取得・異動等にかかる事務を行う。 【目的】ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって福祉の向上を図る 【対象者】市内在住の医療保険加入者で、ひとり親家庭の18歳までの児童及び監護する母又は父等。所得制限あり 【助成内容】保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			0.0	0				同上
		60	その他ひとり親家庭、寡婦及び児童の福祉に関すること	・行政事務に関する事務 ・庶務関係事務 ・総合福祉システム関係事務 ・研修関係事務 等	こども青少年局	任意			0.0	16,522				同上
12	ひとり親住宅の入居募集	61	ひとり親住宅の入居募集	ひとり親家庭に対して、一般市営住宅とは別枠で募集を行う。 ・都市整備局との連絡調整 ・入居のしおりの内容確認、校正(作成については3課で持ち回り) ・入居申請のとりまとめ ・抽選関係事務	こども青少年局	法令	一般市		0.2	0				住民に対する直接的なサービスであり、利便性の確保の観点から各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
		各区	連携											
		62	ひとり親住宅の入居募集(区)	ひとり親家庭に対して、一般市営住宅とは別枠で募集を行う。 ・都市整備局、こども青少年局との連絡調整 ・入居申請受付	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
13	愛光会館管理運営事業	63	愛光会館管理運営事業に関する事務	母子家庭や寡婦の精神的・経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るため、各種の相談や育成事業等を行う。また、母子家庭等就業・自立支援センターとして、就業相談から就業支援講習会、求人情報の提供等一貫した就業支援サービスを行い、母子家庭の母や寡婦の職業紹介を行う。 ・指定管理に関する事務(公募関係事務、契約事務、支払い事務、指定管理施設評価関係事務) 愛光会館(北区)	こども青少年局	法令	一般市		0.5	65,966			一組	住民に身近な各特別区で実施することで、より住民ニーズに即した施策展開が可能なため、各特別区で判断の上実施。 施設の保有については、一部事務組合等により実施。
14	児童福祉にかかる審議会	64	大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会の設置に関する事務	社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会の設置及び審議	こども青少年局	法令	中核市		0.3	897				住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。 児童相談所業務と一体的に取り扱う必要あり。
		65	大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 里親審査部会の設置に関する事務	社会福祉審議会児童福祉専門分科会 里親審査部会の設置及び里親認定・名簿作成	こども青少年局	法令	政令市		0.2	840				同上
15	民間保育所等の設置等	66	民間保育所の設置の認可、及び廃止・休止の承認に関する事務	市長は、国、都道府県及び市町村以外の者が保育所を設置するときは、許可を与えることができる。 市長は、民間保育所が事業を廃止し、又は休止するときは承認する。	こども青少年局	法令	中核市		0.6	0				待機児童対策をはじめとする保育施策は、地域特性に応じた対応が必要なため、各特別区で実施。 なお、認定こども園の認可については大都市(指定都市、中核市)権限とされている。(H27年4月1日施行予定)
		67	民間が設置する保育所についての施設監査・指導に関する事務	・市長は、民間保育所の設置者、施設長に対して必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に質問させ、若しくはその施設に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査。 ・保育所の設備又は運営が最低基準等に達しないときは、その設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められたときは、必要な改善を命ずる。 ・保育所の設備又は運営が最低基準等に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められたときは、児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずる。	こども青少年局	法令	中核市		4.6	436				同上
		68	保育所の設備運用基準の制定	児童福祉施設(保育所)の設備及び運営について条例で基準を定める。	こども青少年局	法令	中核市		0.2	0				

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) [人件費除く]	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		69	民間保育施設に対する補助、予算の変更指示等の権限に関する事務	・市長は、社会福祉法人又は学校法人等が設置する民間保育所の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の4分の3以内を補助。 ・市長は、その補助の目的が有効に達せられることを確保するため、当該保育施設に対して、報告聴取、改善命令、業務停止命令、及び認可の取り消しに規定するものの外、予算が、補助の効果をおげるために不相当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示。 ・市長は、補助金の交付条件に違反したとき等には、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。 ・児童福祉法若しくは児童福祉法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市長は、認可を取り消す。	こども青少年局	法令	中核市		3.2	2,568,684				同上
		70	無届・無認可児童福祉施設の設備又は運営への施設監査・指導に関する事務	・市長は、無認可保育施設の設置者、施設長に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査。 ・市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、その施設者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告。 ・市長は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表。 ・市長は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その施設の閉鎖を命ずる。	こども青少年局	法令	中核市		2.4	5,760				同上
		71	無認可保育施設の届出の受理・運営の公表に関する事務	・市長は、事業の開始の日から1月以内に、無認可保育施設の設置者から、施設の名称及び所在地、設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地等を届出させる。 ・市長は、毎年、施設の運営の状況に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ公表。	こども青少年局	法令	中核市		0.7	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		72	負担金の返還に関する事務	市長は、民間保育所が、その事業の停止を命ぜられたとき、認可を取り消されたとき、命令又はこれらに基づいてする処分違反したとき、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は当初予定した目的以外の用途に利用されるようになったとき、負担金交付の条件に違反したとき、詐偽の手段で、負担金の交付を受けたときは、国庫及び都道府県の負担金の全部又は一部を返還させる。	こども青少年局	法令	中核市		0.6	0				同上
16	保育士養成施設	73	指定保育士養成施設の指定、変更、取消の届出に関する事務	・市長は、市内で指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校又は施設の設置者から、申請書又は変更申請書を受け付けし厚生労働大臣に提出。 ・市長は、市内の指定保育士養成施設の長から、毎学年開始後三月以内に、厚生労働省令で定める事項の届出を受付けし、厚生労働大臣に報告。 ・市長は、市内の指定保育士養成施設の設置者が指定の取消しの申請書を学年の開始月二月前までに受付けし、厚生労働大臣に提出。	こども青少年局	法令	中核市		0.2	0				住民の福祉にかかる事務であることから、住民に身近な各特別区で実施。
17	「次世代育成支援行動計画」の進捗管理等	74	「大阪市次世代育成支援行動計画」の進捗管理及び大阪市次世代育成支援対策推進会議の運営に関する事務	次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定した「大阪市次世代育成支援行動計画」の進捗管理及び大阪市次世代育成支援対策推進会議の運営を行う。	こども青少年局	法令	一般市		2.0	1,272				より地域に密着した次世代育成支援対策の推進の観点から、各特別区で判断の上実施。 住民ニーズをより反映した計画策定・進捗管理が可能。
18	子ども・子育て支援新制度の施行に向けた準備	75	子ども・子育て支援新制度の施行に向けた準備に係る事務「H24新規」	・子ども・子育て支援新制度の施行に向けた準備に係る事務	こども青少年局	法令	一般市		0.2	0				より地域に密着した子ども・子育て支援制度の推進の観点から、各特別区で判断の上実施。 住民ニーズをより反映した計画策定・進捗管理が可能。
19	青少年施策	76	青少年施策に関する事務(任意事務)	【目的】 次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長できるよう、青少年施策、若者自立支援、青少年活動の推進等に取組むことにより、青少年の健全育成を図る。 ・こども、青少年の健全育成にかかる総合企画 ・青少年指導員・青少年福祉委員に関する業務(委嘱・補助金交付・委託など) ・青少年団体との連携 ・青少年国際交流事業 ・こどもの安全対策 ・若者の自立支援	こども青少年局	任意			5.4	109,452				地域の青少年の健全育成を図るための総合企画等に関する事務は、各地方公共団体が実施するべきとの観点から、各特別区で判断の上、実施。 各特別区で実施することにより、住民ニーズをより反映した施策展開が可能。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) (正規 員)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		77	青少年健全育成対策の推進に関する事務(地方青少年問題協議会法)	<p>【目的】 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、重要事項の調査審議や適切な実施を図る。</p> <p>【事務の概要】大阪市青少年問題協議会運営に伴う、関係行政機関相互の連絡調整等事務。</p> <p>1. 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること</p> <p>2. 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること</p> <p>【委員構成】市議員、関係行政機関の職員、学識経験者等</p> <p>【その他】地方青少年問題協議会法にもとづき大阪市青少年問題協議会条例を設置。</p>	こども青少年局	法令	一般市		0.5	351				同上
		78	青少年の健全育成事業(こども夢・創造プロジェクト、地域こども体験学習、塾代助成等)、青少年国際交流派遣に関する事務	<p>こども 夢・創造プロジェクト事業 市内の小中学生を対象に、企業や大学、専門学校等と協働で、あこがれる人物や、大阪が誇る文化や産業の担い手から子どもたちが学び体験する機会を提供する事業を実施。</p> <p>輝け「未来」こども夢体験プロジェクト広報 本市並びに民間が展開する体験プログラムについて、年2回企業等に実施調査を行うことにより、参画企業等を募り、こども向け体験学習について一元的にホームページにより発信。</p> <p>地域こども体験学習事業 ・幼児から学齢期の子どもたちに身近な地域でものづくり体験等、多様で基礎的な実体験ができるプログラムを提供。</p> <p>塾代助成事業 ・子どもたちの学力や学習意欲の向上を図り、個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、学校外教育に利用できるパウチャーを交付。平成24年度は、西成区の就学援助被認定者等の中学生を対象として実施。</p> <p>青少年国際交流事業(大阪市・上海市児童文化交流) ・本市と上海市の友好親善と文化交流を図るため、両市において各年度交互に児童の絵画・書写を中心とした作品展を開催。</p>	こども青少年局	任意			5.9	137,668				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正規 人 員 規 模)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
20	信太山青少年野外活動センター	79	青少年野外活動施設(信太山青少年野外活動センター)管理運営に関する事務	【目的】 野外活動施設は、自然とのふれあいや感動体験、自立した共同生活、様々な創造活動など、青少年の成長に貴重な体験活動の場を提供することにより、健全な青少年の育成を図る。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の公募に向けた条例改正に関する事務(利用料金制度への変更) ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 信太山野外活動センター(和泉市)	こども青少年局	任意			0.3	82,660			一組	住民が優先的に利用できる青少年野外活動施設を確保するため、特別区で実施。 広く市民が利用する施設であり、新たな大都市制度への移行時においては、当面、機能維持の観点から水平連携により施設を管理運営する必要があるため、一部事務組合で管理。
21	青少年センター	80	青少年センターの運営に関する事務	【目的】 青少年の健全な育成を推進するため、青少年の文化と教養を高め、青少年団体の活動の機会を提供し、それらの自主的な活動を促し、また青少年に対し、音楽、舞蹈、美術その他の芸術の創作、練習、発表の場を提供することにより、音楽等の創作活動を支援し、青少年相互の交流を促進。 【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者の歳入・歳出・決算に関する事務 ・庶務関係業務 ・施設の処分に向けた事務(売却の準備等) 青少年センター(東淀川区)	こども青少年局	任意			0.6	54,638			一組	青少年施策に関する施設のため、特別区で実施。 広く市民が利用する施設であり、新たな大都市制度への移行時においては、当面、機能維持の観点から水平連携により施設を管理運営する必要があるため、一部事務組合で管理。
22	こども文化センター	81	こども文化センター管理運営に関する事務	(1) 鑑賞会、発表会、展示会及び各種教室を開催 (2) 児童文化に関する資料を収集し、保管し、及び調査研究 (3) 児童の文化活動に関する相談を行うこと (4) 児童の文化活動に関する指導者を養成すること (5) 施設を児童の文化活動の用に供すること (6) その他市長が必要と認める事業 上記を行う指定管理者の公募・選定・協定、連絡調整・指導に関する事務 こども文化センター(西区) 移転予定だが移転先は未定	こども青少年局	任意			1.5	89,017			一組	児童の文化活動に供する場を確保するため、特別区で実施。 広く市民が利用する施設であり、新たな大都市制度への移行時においては、当面、機能維持の観点から水平連携により施設を管理運営する必要があるため一部事務組合で管理。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
23	長居ユースホステル	82	長居ユースホステル管理運営に関する事務	<p>【目的】 青少年に対し、旅行を通じて自律ある生活を行わせることにより、健全な青少年の育成を図る。</p> <p>【事務の概要】 ・指定管理者の公募、選定、決定にかかる事務 ・指定管理者との契約締結に関する事務 ・指定管理者の歳入・決算に関する事務 ・庶務関係業務 ・長居ユースホステル(東住吉区)</p>	こども青少年局	任意			0.3	0			一組	<p>本ユースホステルの利用者は、広く域外に及んでいるものの、大阪市民の利用者も比較的多く、特別区が連携して運営するのが合理的。</p> <p>長居陸上競技場(「広域」に事務分担)の施設内にあるが、現在は所管局から使用許可をとり運営しており、同様の方法で競技場の所管部局(「広域」)から使用許可をとり運営する方法をとることにより対応可能。</p>
24	放課後児童健全育成事業	83	児童いきいき放課後事業に関する事務(放課後子ども教室推進事業等実施要綱)	<p>市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。</p> <p>実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在)</p> <p>・児童いきいき放課後事業に関する国庫補助関係事務 ・国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱:該当事業名) ・放課後子ども教室推進事業等実施要綱(放課後子ども教室推進事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業) ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱(放課後子ども教室推進事業)</p>	こども青少年局	要綱等	一般市		0.2	3,298,880				<p>地域の児童の健全育成を図る事業であることから、各特別区で判断の上実施。</p> <p>住民に身近な特別区で実施することで、住民ニーズをより反映した施策展開が可能。</p>
25	放課後児童健全育成事業	84	大阪市子どもの家事業及び大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務(放課後児童健全育成事業等実施要綱)	<p>民設民営の事業に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。</p> <p>大阪市子どもの家事業実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在)</p> <p>大阪市留守家庭児童対策事業実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在)</p> <p>・大阪市子どもの家事業及び留守家庭児童対策事業に関する国庫補助関係事務 ・国庫補助金申請、実績報告、精算、照会回答事務等 (関連要綱:該当事業名) ・放課後児童健全育成事業等実施要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(放課後児童健全育成事業) ・放課後子どもプラン推進事業実施要綱(放課後児童健全育成事業)</p>	こども青少年局	要綱等	一般市		0.2	516,319				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人 員)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
26	放課後児童健全育成事業	85	児童いきいき放課後事業、大阪市子どもの家事業、大阪市留守家庭児童対策事業に関する事務(任意事務)	・児童いきいき放課後事業(児童いきいき放課後事業実施事務) 市内市立小学校において、遊び・スポーツ等の活動を実施し、児童の健全育成を図る。 実施箇所数298箇所、登録児童数59,240人(H24年4月現在) ・子どもの家事業(子どもの家事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、地域の児童の健全育成を図る。 実施箇所数28箇所、登録児童数1,807人(H24年4月現在) ・留守家庭児童対策事業(留守家庭児童対策事業実施事務) 民設民営の施設に対する補助を行い、留守家庭児童の健全育成を図る。 実施箇所数99箇所、登録児童数1,900人(H24年4月現在)	子ども青少年局	任意			6.6	476				同上
27	地域の子育て支援	86	一時預かり事業(民間分)に関する事務	児童福祉法第34条の12に定める一時預かり事業について、社会福祉法人等の実施・変更・休止・廃止にかかる届出の受理事務。また、事業者に対する報告及び立ち入り検査等の実施。	子ども青少年局	法令	中核市		0.2	0				地域の子育て支援、児童の健全育成を図る観点から、住民に身近な各特別区で判断の上実施。 日常的な相談業務等を行っていることから、住民に身近な各特別区で実施。
		87	ブックスタート事業に関する事務	目的:絵本を通して親と子がふれあう機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、子どもの情緒面での発育を促す。事業対象家庭に引換券、チラシを配付、地域子育て支援拠点事業実施施設等で読み聞かせ講座を実施。 対象:3か月児健診の対象の乳幼児親子 ・絵本の選定、絵本及びブックスタート用バックの購入 ・実績集計、在庫管理、絵本やバックなどの過不足分の実施施設への郵送。 ・引換券とチラシの作成、印刷、各区への送付。 ・各ブックスタート実施施設との年間実施日の調整。	子ども青少年局	任意			0.3	9,122				同上
		88	子育て活動支援事業に関する事務	・H18年7月に、廃止された勤労青少年ホーム22館・児童館2館を子ども・子育てプラザとして1区1館で活用し、家庭や地域の子育て力の一層の向上を目的に、「子育て活動支援事業」等を区社会福祉協議会への委託により実施してきた。 ・区ごとの事業者との契約事務及び指導監督業務が本課業務となっている。 ・「市政改革プラン」により、H25年度から公募事業者による運営となる。また、H26年度は18か所に統合することが示されている。	子ども青少年局	法令	一般市		1.8	643,713				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規員)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		89	地域子育て支援拠点事業に関する事務	目的:地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実に回り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進。 対象:就学前の乳幼児とその保護者 ・実績の集計、月報の受付 ・公募関係事務 ・委託契約事務、委託料支払い事務	こども青少年局	法令	一般市		0.5	374,492				同上
		90	病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援サービス事業)(民間分)に関する事務	・保育所通所児童が病気のため保育所等での集団保育が困難で、かつ保護者の就労等により家庭での保育ができない場合に児童を預かる事業。 ・子育てと就労の両立の支援、児童の健全育成を目的とする。 ・委託事業者の公募業務 ・委託事業者との契約締結・委託料支払関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		0.4	158,941				同上
		91	ファミリー・サポート・センター事業に関する事務	・保護者が急用のときに、こどもの預かりや幼稚園・保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育のニーズにこたえるために、援助する人(提供会員)と援助を依頼する人(依頼会員)とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を実施。主な活動内容は次のとおり。 ・保育所・幼稚園等の保育前後の預かり、送り迎え ・放課後等に行われる児童健全育成活動終了後の預かり ・こどもの軽度の病気や会員の育児に伴う負担軽減等、臨時的・突発的に援助が必要な場合の預かり	こども青少年局	法令	一般市		0.7	156,070				同上
		92	子育てしている相談センター管理運営に関する事務	・目的:子育て家庭などにおける育児負担・育児不安の軽減、解消、地域の子育て支援関係団体やボランティアへの活動支援の実施等 ・対象者:子育て家庭(乳幼児や児童、保護者)、子育て支援活動を行う市民等 ・指定管理者制度導入により、大阪市社会福祉協議会へ事業委託している。 ・子育てしている相談センターの施設については、市制改革プランにより廃止の方向が示されているが、機能については、引き続き各区で実施。	こども青少年局	法令	一般市		0.5	127,743				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) (人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		93	子育て支援室運営業務(家庭児童相談員経費含む)に関する事務	・各区子育て支援室に専門の相談員を配置し、家庭における児童養育に関する事項、児童に係る家庭の人間関係に関する事項及びその他家庭児童に関する事項について、相談指導を行う。 ・家庭児童相談員の採用募集関係業務 ・研修の実施	こども青少年局	法令	一般市		0.7	652				同上
		94	子育て支援室運営業務(家庭児童相談員経費含む)に関する事務(区)	・子どもに関する各般の問題につき、家庭その他のからの相談に応じる。 ・子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助(助言、情報提供、継続指導等)を行う。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	130,852				同上
		95	乳幼児健診を活用した子育て相談・情報提供	・各区保健福祉センターで実施する乳幼児健診等の場を活用して、区内の子育て支援情報を保護者に個別に提供する。 ・区内子育て支援情報紙の発行を区社会福祉協議会に委託する契約事務等を本課で実施。 (H24年度からは、各区に予算配付)	こども青少年局	法令	一般市		0.3	7,349				同上
		96	子どものショートステイ事業、一時預かり事業(民間分)に関する事務	・保護者の仕事や病気などにより、一時的に家庭での子育てが困難になったときに、宿泊を伴って子どもを預かる事業。 ・対象者は小学校入学前の子ども。 ・委託事業者との契約関係業務 ・委託料支払い事務	こども青少年局	法令	一般市		0.9	107,387				同上
		97	子ども家庭支援員による育児相談事業、エンゼルサポーター派遣事業に関する事務	近年、少子化が急速に進行し、こどもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育てに対する負担感の増大、子育て家庭の孤立化をもたらし、子育て支援機能のいっそうの充実が求められている。 出産後間もない時期には、養育者には、精神的にも身体的にも過重な負担がかかり、この時期に効果的に手厚い支援を行うことがこどもの健全育成に効果的であることから、こども家庭支援員による育児相談事業及びヘルパー等による家事支援を行う。 ・委託公募、契約、支払事務 ・派遣申請受付、認定事務 ・こども家庭支援員研修終了証交付、委嘱、解嘱事務	こども青少年局	法令	一般市		0.2	14,030				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正員規) [人件費除く]	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		98	家庭相談員の指導にかかる事務	(関連要綱・通知等) 家庭児童相談室の設置運営について 第8の2 児童福祉関係諸機関との連絡調整 ・各区役所での家庭児童福祉にかかる相談を担当する家庭児童相談員に対し、専門的見地からの支援を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市		0.0	0				同上
28	あいりん特別保育対策等	99	あいりん特別保育対策及び児童健全育成事業に関する事務	【あいりん特別保育対策】 ・あいりん地区に生活する児童の健全な発達・育成のため、緊急・一時的な保育を必要とする児童を保護・保育するとともに、生活指導及び遊びの指導を行う。 【あいりん児童健全育成事業】 ・あいりん地区に居住する児童に健全な遊びと活動の拠点を提供し、指導を行うとともに、児童の家庭への巡回訪問や地域巡回を行い、児童の指導に必要な調査及び保護者に対して児童の養育のため必要な支援を行うほか、不登校児童相談、地域の小中学校との連携、西成区との連携、あいりんこども連絡会でのネットワークづくり等を行う。 ・委託事業者との契約締結・委託料支払事務	こども青少年局	任意			0.6	27,989				地域の子育て支援、児童の健全育成を図る観点から、住民に身近な各特別区で判断の上実施。 日常的な相談業務等を行っていることから、住民に身近な各特別区で実施。
29	児童手当、子ども手当	100	児童手当に関する事務	(目的) 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する基本認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。 (対象) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く)を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。)であって、日本国内に住所を有するもの(一般受給者) 父母等が日本国内に住所を有しない場合で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護し、生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(父母指定者) 上記、以外の者で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護する者であって、かつ生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童が委託されている里親又は施設等設置者 (職員の実務業務) 制度運用にかかる各区及び関係先等との連絡調整、支給及び支払等に関する事務、予算管理、厚生労働省等への報告に関する事務	こども青少年局	法令	一般市		1.9	0				児童手当の支給をとおして、家庭等の生活の安定、児童の健やかな成長を図る観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) (人件費除く)	総事業費 (人件費除く)	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		101	児童手当に関する事務(区)	<p>(目的) 父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する基本認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。</p> <p>(対象) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く)を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。)であって、日本国内に住所を有するもの(一般受給者) 父母等が日本国内に住所を有しない場合で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護し、生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(父母指定者) 上記、以外の者で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護する者であって、かつ生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童が委託されている里親又は施設等設置者 (職員の具体業務) 認定請求等に関する事務、支給及び支払等に関する事務、不正利得の徴収等に関する事務、審査請求及び不服申立等に関する事務、各種届出等に関する事務、認定等に係る調査及び資料提供、厚生労働省等への報告に関する事務</p>	こども青少年局	法令	一般市		0.0	33,534,468				同上
		102	子ども手当に関する事務(平成22年度における子ども手当の支給に関する法律)	<p>(目的) 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前の子どもを養育する者にたいして手当を支給する。</p> <p>(対象) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの 上記以外の者で、支給対象児童を監護する者であって、かつ生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの (職員の具体業務) 制度運用にかかる各区及び関係先等との連絡調整 支給及び支払等に関する事務(未支払請求に関する事務を除く) 予算管理(返還金に関する調定事務を含む) 厚生労働省等への報告に関する事務</p>	こども青少年局	法令	一般市		0.2	0				子ども手当の支給をとおして、家庭等の生活の安定、児童の健やかな成長を図る観点から、各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) (正規 員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		103	子ども手当に関する事務(平成22年度における子ども手当の支給に関する法律)(区)	(目的) 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前の子どもを養育する者にたいして手当を支給する。 (対象) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの 上記以外の者で、支給対象児童を監護する者であって、かつ生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの (職員の具体業務) 認定請求等に関する事務 支給及び支払等に関する事務(未支払請求に関する事務を含む) 不正利得の徴収等に関する事務 審査請求及び不服申立等に関する事務 各種届出等に関する事務(寄附の申出等に関する事務を含む) 認定等に係る調査及び資料提供に関する事務 厚生労働省等への報告に関する事務	こども青少年局	法令	一般市		0.0	101,764				同上
		104	子ども手当に関する事務(平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法)	(目的) 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前の子どもを養育する者にたいして手当を支給する。 (対象) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く)を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの(一般受給者) 父母等が日本国内に住所を有しない場合で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護し、生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(父母指定者) 上記、以外の者で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護する者であって、かつ生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童が委託されている里親又は施設等設置者 (職員の具体業務) 制度運用にかかる各区及び関係先等との連絡調整 支給及び支払等に関する事務(未支払請求に関する事務を除く) 予算管理(返還金に関する調定事務を含む) 厚生労働省等への報告に関する事務	こども青少年局	法令	一般市		0.1	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規 人) [人件費除く]	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		105	子ども手当に関する事務(平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法)(区)	(目的) 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前の子どもを養育する者にたいして手当を支給する。 (対象) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く)を監護し、かつこれと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するもの(一般受給者) 父母等が日本国内に住所を有しない場合で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護し、生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(父母指定者) 上記、以外の者で、支給対象児童(施設入所等児童を除く)を監護する者であって、かつ生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童が委託されている里親又は施設等設置者 (職員の具体業務) 認定請求等に関する事務 支給及び支払等に関する事務(未支払請求に関する事務を含む) 不正利得の徴収等に関する事務 審査請求及び不服申立等に関する事務 各種届出等に関する事務(寄附の申出等に関する事務を含む) 認定等に係る調査及び資料提供 厚生労働省等への報告に関する事務	こども青少年局	法令	一般市	0.0	7,223,602				同上	
		106	総合福祉システム運用・管理に関する事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意		0.2	600,214			一組	児童手当・子ども手当等の支給をとおり、家庭等の生活の安定、児童の健やかな成長を図る観点から、各特別区で実施。	
		107	総合福祉システム運用・管理に関する事務(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理。	こども青少年局	任意		0.0	0				同上	
30	児童虐待対策の推進	108	児童虐待対策の推進に関する事務	地域・家庭からの相談への対応や、こども相談センターからの受託による指導の実施、児童虐待防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開するための連絡会を構築するため、市レベルにおける要保護児童対策地域協議会の運営、身元保証人確保対策事業の実施。	こども青少年局	法令	一般市	1.0	19,166				住民の福祉にかかる事務であり、日常的な相談業務等を行っていることから、住民に身近な各特別区で判断の上実施。 地域の関係機関と密接に連携することが可能。	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) [人件費除く]	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		109	児童虐待対策の推進に関する事務(区)	児童虐待防止・早期発見・アフターケアの各々の段階に応じた施策を総合的に展開できる連絡体制を構築するため、区レベルにおける要保護児童対策地域協議会の運営。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	2,643				同上
		110	要保護児童等の通告受理及びその対応に関する事務(区)	各区保健福祉センターに設置している子育て支援室において、要保護児童や要支援児童等に対する相談調整業務。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
31	こども医療費助成	111	こども医療費助成に関する事務	制度の拡充・変更等にかかる事務及び府補助金関係事務及び医療費の現物給付分支払事務及び各区保健福祉センターにおいて執行される実務の指導監督及び全区の予算・決算の総括事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			1.2	5,045,066				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。 住民に対する直接的なサービスであり、利便性の確保の観点からも各特別区で実施。
		112	こども医療費助成に関する事務(区)	各区保健福祉センターでは、医療費の現金給付分支払事務及び資格取得・異動等にかかる事務。 (目的)こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図る。 (対象者)市内在住の医療保険加入者で、15歳(中学校修了)までのこども。3歳以上所得制限あり。 (助成内容)保険診療が適用された医療費の自己負担の一部及び入院時の食事療養にかかる自己負担	こども青少年局	任意			0.0	0				同上
		113	医療助成システムの運用・改修に関する事務	医療費助成事務にかかる資格及び給付のシステムにおける保守、障害及び開発対応事務。	こども青少年局	任意				0.6	161,511			
32	保育施策	114	保育の実施等に係る報告に関する事務	各区の保健福祉センター長が保育の実施が適当であると認めるものを保育したときに、市長(局)は報告又は通知を受ける。	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				保育の実施を行う者が報告を受けるのであり、各特別区で受けるべきもの。 国に対して報告が必要な事項については広域自治体を經由して報告。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) (正規 員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		115	保育の実施等に係る報告に関する事務(区)	各区の保健福祉センター長が保育の実施が適当であると認めるものを保育したときは、市長(局)に報告し又は通知する。	こども青少年局	法令	政令市		0.0	0				待機児童解消の取組みなどの保育施策は、地域特性に応じた対応が必要なため、住民に近い各特別区で実施。 民間保育所が行う一時保育事業への補助等について、環境を整備することにより、地域の子育て支援を図る観点から、各特別区で判断の上実施。
		116	特定保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の就労形態の多様化に伴う断続的な保育や、保護者の傷病等による緊急・一時的な保育に対応するため、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減や就学前児童の成長・発達のために保育が必要な場合に、一時保育事業において保育サービスを提供することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入学していない小学校入学前の児童 ・毎月の一時保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務 ・公募関係事務	こども青少年局	要綱等	一般市		0.4	54,604				同上
		117	休日保育事業(民間分)に関する事務	目的:保護者の労働等のために休日においても保育が必要な場合に、保育サービスを提供することにより、児童の福祉の向上を図る。 対象:保育所に入所している児童等 ・毎月の休日保育事業月報の精査事務 ・民間保育所等運営補助金による補助金額決定事務	こども青少年局	要綱等	一般市		0.4	31,839				同上
		118	保育従事者に対する厚生労働大臣感謝状授与者の推薦にかかる事務	多年にわたり地域福祉の推進に尽力し、その功績が特に顕著と認められる個人及び団体に対して、厚生労働大臣から表彰されるよう都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が推薦するため、民間保育所施設長の住所、氏名、生年月日、保育経歴等を照会し、大阪市こども青少年局としての推薦者を選出。	こども青少年局	要綱等	一般市		0.2	0				同上
		119	保育士等に対する資質・専門性を向上させる研修に関する事務	多様な保育ニーズに対応し、豊かな保育を創設するために、常に保育課題について理解を深め技術の研鑽を図り、意欲と創造力が備わった人材の育成、並びに対人援助者としての資質を高めるため、公立・民間保育所の保育士への研修を企画し実施。	こども青少年局	任意			4.3	21,823				同上
		120	施設(民間保育所)の整備に関する事務	今後の保育ニーズに対応するため保育所整備計画を作成し、その計画を進めるため社会福祉法人等へ保育所の整備費用の一部を支出することにより、保育所整備を促進。 職員が行う事務:保育所の開設案の申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務。	こども青少年局	任意			1.8	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規) 人(員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		121	保育料の賦課・徴収に関する事務	市長は、本人又はその扶養義務者から、児童の年齢等に応じて定める額を徴収する。	こども青少年局	法令	一般市		3.0	47,746				同上
		122	保育料の賦課・徴収に関する事務(区)	各区保健福祉センター長は、本人又はその扶養義務者から、児童の年齢等に応じて保育料を賦課。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
		123	待機児童数の調査に関する事務	各区の保健福祉センターから報告される4月1日現在及び10月1日現在の各区の待機児童数について、各区からヒアリング調査・分析のうえ、本市全体の動向を推計し保育所整備計画を適宜修正。	こども青少年局	要綱等	一般市		0.9	0				同上
		124	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付に関する事務	認可外保育施設について、指導監督通知に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し都道府県知事等が証明書を交付。	こども青少年局	要綱等	中核市		0.1	0				同上
		125	児童福祉施設(保育所)における感染症対策等の報告にかかる事務	社会福祉施設等の施設長は、同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合や、同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合又は、前述の事案に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局は迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等の報告を受けるとともに、併せて保健所に報告し、適切な指示を求め。	こども青少年局	任意			0.8	0				同上
		126	公立保育所における食育の推進及び献立表の作成、公立子育て支援センターでの栄養相談に関する事務	保育所保育指針に基づき、保育所調理員、保育士及び児童・保護者に食育の研修・指導、栄養相談等を行う。	こども青少年局	任意			4.1	0				同上
		127	家庭的保育事業の実施に関する事務	市長(局)は、各区保健福祉センター長が家庭的保育事業(保育ママ)を実施した報告を受ける。	こども青少年局	法令	一般市		0.7	0				同上
		128	家庭的保育事業の実施に関する事務(区)	各区保健福祉センター長は、厚生労働省令の定めるところにより、家庭的保育事業(保育ママ)を実施することができる。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) (人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		129	家庭的保育事業の報告及び立入調査に関する事務	・家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査。 ・家庭的保育事業が最低基準等に適合しないと認められるときは、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずる。 ・家庭的保育者が、命令又は処分違反したときや、乳児又は幼児の処遇に不当な行為をしたときは、その事業の制限又は停止を命ずる。	こども青少年局	任意			0.0	0				同上
		130	家庭的保育事業の保育の内容への支援に関する事務	1 保育の内容への支援 保育する乳幼児の発達過程に応じた適切な保育が図られるよう、「保育の計画」や「一日の保育内容」を編成するに当たって必要な援助・指導を行うなど、保育の内容に関する支援を市町村が行う。 また、家庭的保育者間の相互の理解を深め、保育の質の向上のため、家庭的保育者間の交流や連携を図る機会を設ける。 2 巡回指導・相談 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させる。また、家庭的保育者からの相談に応じ、必要な助言及び指導を行うことができる体制の整備を行うとともに、家庭的保育者の健康状況の把握を行う。	こども青少年局	要綱等	一般市		0.2	0				同上
		131	保育費用の支弁(市の支弁、国の支弁)、国庫負担金の受領に関する事務	市長は、民間保育所が保育を行うことに要する保育費用及び、家庭的保育事業の実施に要する費用の2分の1を負担。	こども青少年局	法令	一般市		1.5	40,773,944				同上
		132	産休等代替職員費補助金に関する事務	児童福祉施設の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用する必要があるため、大阪市が産休等代替職員の任用にかかる経費を一部負担。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、補助決定、支払等の事務	こども青少年局	任意			0.1	18,826				同上
		133	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定等にかかる事務	保育所運営費(負担金)支弁に係る所長設置・未設置単価の適用認定、民間施設給与等改善費を承認する。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務 (参考)児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日児第59-2号)	こども青少年局	要綱等	中核市		0.1	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の極限の内容	執行体制 (正規 人) (人件費除く)	総事業費 (人件費除く)	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		134	施設機能強化推進費に係る加算の認定にかかる事務	保育所において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進。(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な非難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る。(3)児童養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、小学校への順応促進を図るため、施設機能の充実強化を推進。 職員が行う事務：事業実施申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市		0.1	0				同上
		135	保育所入所児童処遇特別加算の認定にかかる事務	高齢化社会の到来等に対応して、保育所においても高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細かな入所児童等のサービスの向上を図るため、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務について、これらの者を非常勤職員として雇用した場合に加算し、入所児童等の処遇の一層の向上を図る。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	要綱等	中核市		0.1	0				同上
		136	保育所における運営費の弾力的運用に関する報告、協議等にかかる事務	待機児童の動向に見られるように幅広い保育需要が顕在化するなど、制度をめぐる状況が変化しているところ。こうした状況に対応していくためには、保育サービス量の拡充及び質の確保を図るとともに、保育所運営の効率化・安定化を進める必要があることから、保育所運営費の経理については、適切な施設運営が確保されていることを前提として運営費の弾力運用を認める。 職員が行う事務：申請書受付、内容審査、承認	こども青少年局	要綱等	中核市		0.3	0				同上
		137	保育関係基礎資料の分析・収集・報告に関する事務	厚生労働省の予算編成の基礎資料とするため、本市の保育所関係の基礎資料を厚生労働省へ報告。 ・保育所関係の基礎資料の提出について(H23年4月7日雇児保発0407第1号) ・H23年度福祉行政報告例の実施について(H23年2月15日統発0215第4号)	こども青少年局	任意			0.2	0				同上
		138	児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守するための事務(検便・検尿の実施・公立保育所嘱託医の委解嘱)	検便・検尿を実施する業者を入札により選定し、具体的な実施要領を公立・民間保育所へ事務連絡。また、公立保育所の嘱託医(内科医、歯科医)の解職と委嘱を行う。	こども青少年局	任意			0.4	7,653				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) (人件費除く)	総事業費 (人件費除く)	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		139	予備保育士常勤化促進及び嘱託医配置円滑化事業に関する事務	1. 予備保育士常勤化促進事業...配慮を要する児童が増加し、保護者も含めた支援が必要とされる保育所において、国の運営費上非常勤保育士とされている予備保育士を施設規模の大小に関わらず常勤保育士で配置することにより、恒常的な保育水準の確保や保護者支援の充実に図る。 2. 嘱託医配置円滑化事業...公立保育所の嘱託医手当額と国の運営費に含まれる嘱託医手当額との差額を補助することにより、児童福祉施設最低基準に定められた嘱託医の確保を円滑にし、入所児童の処遇向上を図る。 職員が行う事務: 申請書受付、内容審査、承認決定、支払等の事務	こども青少年局	任意			0.1	306,712				同上
		140	保育所入所・保育料の決定に関する審査請求に関する事務(福祉事務所の処分に対して市長への審査請求)	行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみを聞くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保。 職員の事務: 審査請求の受理、処分庁への弁明書提出依頼、請求者への反論書提出依頼、両者の主張が尽きた時点で裁決を行う。	こども青少年局	法令	一般市		1.1	0				同上
		141	長時間保育・延長保育及び保育所地域活動事業、保育対策等促進事業費補助金に関する事務	保育所の保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮し保育所の長が定めるものとされているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、就労形態も複雑多様化し、長時間の保育ニーズがますます増加。これらのニーズに対応するため、8時間を超える12時間までの部分について「長時間保育」として、12時間を超える部分を「延長保育」として事業を推進している。民間保育所については、事業実施に必要な経費を補助金として支出。 保育所地域活動事業は、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を住民のために活用することが要請されていることを鑑み、保育所において特に、夜間保育の円滑な実施及び地域の需要に応じた幅広い活動を実施することにより、児童の福祉の向上を図る。 職員が行う事務: 事業実施申請受付、事業承認、報告書(月報)による利用人数の確認、支払等の事務 (関連通知) 保育対策等促進事業費の国庫補助について(平成20年6月9日厚生労働省発産児第0609001号)	こども青少年局	要綱等	一般市		1.5	1,553,352				同上



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		142	地域子育て支援拠点事業(公立分)、一時保育事業(一時預かり事業(公立分))に関する事務	・地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進することを目的とする。 職員は、地域子育て支援センターにおいて、保護者同士の交流を促し、保護者向けに講習会を開催し、保護者の育児相談に応じる等の業務を行う。 ・勤労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時保育に対する需要や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため一時保育事業を実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	法令	一般市		83.9	65,100				同上
		143	一時保育事業(特定保育事業(公立分))、休日保育事業(公立分)、乳幼児健康支援サービス事業(病児・病後児保育事業)(公立分)に関する事務	・勤労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時保育に対する需要や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担感が増えていることに鑑み、これらの保育需要に対応するため一時保育事業を実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・休日(日曜日・祝日及び年末年始)における保護者の就労等による保育需要に対応するため、公立保育所において保育サービスを提供。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。 ・子育てと就労の両立の一環として、保育所等に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難でありかつ自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かるデイサービス事業を公立保育所において実施。 職員は、保護者から子どもを預かり、保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	要綱等	一般市		55.8	59,989				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		144	長時間保育事業(公立分)、延長保育事業(公立分)に関する事務	・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加。公立保育所においては、これらのニーズに対応するため、8時間を超える部分について長時間保育として対応。 職員は、子どもの保育を行う。 ・保育所の保育時間は、児童福祉施設最低基準に基づき、1日につき8時間が原則となっているが、近年の女性の社会進出の増加等に伴い、長時間の保育ニーズが増加している。公立保育所では全公立保育所において、長時間保育(11時間保育)を実施しているが、就労形態の多様化に伴い、さらなる延長のニーズがある。これに対応するため、一部の公立保育所において11時間を超える12時間保育(延長保育)を行っている。 職員は、子どもの保育を行うとともに、利用料を徴収。	こども青少年局	要綱等	一般市		287.0	332,193				同上
		145	公立保育所運営事業に関する事務	・公立保育所の多機能化や入所枠拡大のため大規模改修。 ・公立保育所において保育に欠ける児童を保育。 ・保育士等の産休等により欠員が生じた際に代替職員の雇用。また、給食調理業務の繁忙対応のため、補助要員(非常勤嘱託職員)を雇用。 ・保育所給食について、必要な経費を保護者負担とし幼児主食の提供。 ・保育士資格を有する非常勤嘱託職員を雇用。 ・公立保育所における育児相談等の業務について、非常勤嘱託職員を雇用し、保育内容等の充実。 ・公立保育所の運営を社会福祉法人に委託。 ・保育所について、定期点検によって明らかとなった劣化・不具合等について、補修・改修工事。 ・非常勤嘱託職員を保育所に巡回派遣し、保育士、保護者に助言、指導等。 ・障がい児を受け入れている民間保育所に対し、担当保育士の人件費の補助。 ・公立保育所において、障がい児の受け入れ促進と保育内容の充実。 ・公立保育所において、区からの要請により、保育所の最低基準(面積)を緩和し、児童の処遇確保に必要な保育士を配置し、入所児童の受入枠を拡大し、待機児童の解消を目指す。 ・公立保育所の民間移管に伴う移管予定保育所の保護者説明会の開催、移管先の社会福祉法人の公募・選定。また、適切に移管ができるよう保育の引継ぎ、巡回。 公立保育所 125ヶ所(公営81ヶ所、民営44ヶ所) H24年4月1日現在	こども青少年局	任意			1072.3	8,026,223				同上
		146	公立保育所の設置に関する事務	公立保育所の設置。 なお、近年公立保育所を新設していないため、事務が生じていない。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人) [人件費除く]	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
33	公立の児童福祉施設の運営	147	児童自立支援施設の管理運営	<p>[目的] 児童福祉法第44条による児童自立支援施設として、児童相談所の入所措置に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援。 [対象者]( )内はH23年度入所児童の割合 ・本市 在住児童(67名/86名 78%) ・近畿各府県及び神戸・堺・京都市等児童相談所設置市 在住児童(19名/86名 22%) ・上記以外に在住する児童 阿武山学園(高槻市)</p>	こども青少年局	法令	政令市	33.0	84,754			一組	<p>児童相談所の所管と措置先となる児童福祉施設の所管については、一体的に取り扱うべきとの考え方から、各特別区とする。権限を一体化することにより、入所にかかる調整を迅速かつ適切に行うことが可能。 民間施設については、所在地の特別区が所管し、市立施設については、一部事務組合等により保有。 なお、児童自立支援施設、情緒障がい児短期治療施設、乳児院等、ケースに即した施設の確保が必要であるが、施設が偏在しているため、施設入所にかかる調整機能を確保するための体制を構築。</p>	
		148	阿武山学園の運営に関する事務(任意事務)	<p>・庶務全般 予算・決算、必要物品の購入、外線電話対応、学園行事対応、郵便・通送対応、施設維持管理、他都市照会回答 等 ・学園職員の勤務スケジュール調整・勤怠・厚生等業務 日・宿直等の勤務調整、被服・検診等、総務事務センター対応 等 ・入所児童に提供する給食等の栄養管理 献立作成、賄材料入札 等 ・入所児童に提供する給食等の調理 1年365日(行事用の弁当やおせちを含む) ・関係機関や医療機関への入所児童の送迎業務 家裁(審判)や児童相談所(児童処遇会議や医療相談)、ADHD等の通院 等 ・家裁や弁護士大学等の法務等関係者、民生委員等の施設見学にかかる業務 ・入所児童にかかる児童相談所や家庭裁判所、警察等との連絡調整等 児相(児童の入退所等)、家裁(審判)、警察(入所前の事件の聞き取りや無断外出時の搜索依頼) 等 ・学園内に設置された学校(分校)との連絡調整等 ・施設設置にあたり法で求められている苦情調整委員に関する事務 児童から届けられた意見・苦情に対する諮問、委員会の開催 等 阿武山学園(高槻市)</p>	こども青少年局	任意		0.0	0			一組	同上	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		149	大阪市立児童院の運営に関する事務	情緒障がい児短期治療施設の管理・運営 ・入所前及び退所後の児童の相談及び援助をおこなう ・入所(通所)児童に対して基本的な生活習慣を身につけさせる ・入所(通所)児童の治療に必要な心身の判定及び心理治療をおこなう ・入所(通所)児童の保護者の相談及び援助をおこなう ・入所児童が栄養管理をおこない安全で安心な食事を提供する ・情緒障がい児短期治療施設の事務をおこなう児童院(西区)	こども青少年局	任意			18.5	65,222			一組	同上
		150	大阪市立児童院施設維持管理に関する事務	児童院の建物、設備等の維持管理をおこなう ・建物等維持の保守点検等予算執行事務 ・児童院を含めたビルの入退館管理 ・建物・設備の日常点検 ・その他児童院の建物、設備等の維持管理	こども青少年局	任意			3.5	17,033			一組	同上
34	スクールカウンセラー事業等	151	スクールカウンセラー事業、「休日及び平日夜間の電話教育相談事業」にかかる事務	【スクールカウンセラー事業】 いじめや不登校等の子どもの問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決のために、地域におけるカウンセリング機能の一層の充実を図るべく、中学校や小学校にスクールカウンセラーの配置及び派遣。 【休日及び平日夜間の電話教育相談事業】 不登校やいじめ、学習や行動の悩みなどを電話という相談しやすい方法によって受け、問題の事前防止や早期発見、早期解決のため、子どもや保護者に助言。平日の午後7時から翌朝9時までと土曜・日曜及び祝日に業務委託して実施することで、子どもが相談しやすい時間にも対応できる体制を整備。 【職員の行う事務】 スクールカウンセラーの依頼・配置等に係る事務、緊急派遣に係る事務、研修等に係る事務、広報に係る事務、謝礼金の支払いに係る事務、事業費補助金に係る事務、事業の統計に係る事務、スクールカウンセラー事業にかかる経理調達。 (関連要綱) 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱 第3条、第4条 スクールカウンセラー等活用事業実施要領2・3	こども青少年局	要綱等	政令市		1.0	176,267				高度な専門性を有するスクールカウンセラー(臨床心理士等)の確保が必要なため、現在他の市町村に対して行っているのと同様に、広域が確保して特別区に派遣を行うこととする。 休日・夜間の電話教育相談については、全国共通の電話番号で、かけた地域により自動的に割り振り・つなぎ替えるシステムとなっている。現在、府・市とも民間委託により実施しており、広域が一体的に実施することが効率的・効果的であるため、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (正規 人)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
										各区		連携		
35	教育相談	152	教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務 (教育相談)	【教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、不登校やいじめ等の学校教育に関わる課題を抱える児童及び保護者等を対象に、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談や電話(24時間365日対応)・メールによる相談を行う。また、不登校で、集団参加に課題を抱えるこども一人ひとりの状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センターの指導の一環として、「相談(継続)」及び学校や関係機関等との連携のもと、不登校児童の問題状況や必要とされる支援内容、利便性に対応した通所を体系的に整備し、再登校などの社会参加を支援。	こども青少年局	任意			9.7	217,486				学校教育に関わる相談であり、小中学校の設置者である各特別区が実施。なお、事業の内容については、各特別区で判断の上再構築。 現在と同様に児童相談所業務と一体的に実施しない場合は、業務統合時に集約化した児童相談所の事業を復元。 業務水準の維持のための体制を構築(指導主事の配置)。 通所相談に対応するための場所を確保。
		153	特別支援教育相談にかかる事務	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。 相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント(見立て)を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の行う事務】 支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談(来所・出張)にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意			4.2	17,853				特別区支援教育相談については、豊富な知識、経験が必要であり、専門性が求められるが、相談事業においては、こどもの障がいの有無に関わらず、一括して受けている実態を踏まえ、小中学校の設置者である各特別区が特別支援教育相談を含む教育相談を実施。 現在と同様に児童相談所業務と一体的に実施しない場合は、業務統合時に集約化した児童相談所の事業を復元。 業務水準の維持のための体制を構築(指導主事の配置)。 通所相談に対応するための場所を確保。
		154	教育相談・特別支援教育相談事業にかかる事務 (特別支援教育相談)	【特別支援教育相談事業】 こども相談センターの児童援助業務の一環として、障がいがあるか、もしくはその疑いのある児童に関する相談窓口を開設し、来所による相談を行う。相談者の課題に対し、複数の心理検査を組み合わせた専門的なアセスメント(見立て)を行い、児童の置かれている状況に応じた支援・指導のあり方について助言。 【職員の行う事務】支援方針検討会議の開催、受理会議に関する事務、教育相談(来所・出張)にかかる調整、電話教育相談にかかる運営及び事業統計、メール教育相談に関する事務、講師謝礼の支払、非常勤嘱託職員雇用経費の支払	こども青少年局	任意			0.0	0				

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人員)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		155	メンタルフレンド訪問援助事業、 「不登校児童通所事業」にかかる 事務	【ひきこもり等児童の支援】 ひきこもり・不登校児童に対し、当該児童の家庭に児童の兄又は姉に相当する世代をメンタルフレンドとして定期的に訪問させ、児童の自主性や社会性の伸長を援助。 ・メンタルフレンド募集事務、メンタルフレンド募集の説明会、面接、メンタルフレンド登録にかかる事務、事前研修会、メンタルフレンド活動費支払事務 【不登校児童通所事業】 こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、不登校状態の小・中学生に対し、社会の構成員として必要な資質・能力の育成をめざして、学習支援や心理治療、集団活動、体験学習などの提供を通して、こども自身に内在する力量の向上をはかり、もって再登校を含む社会的自立を支援。 (関連要綱：通知等) ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱1、2 ・委託事業者選定にかかる事務・契約、委託料支払にかかる事務・通所ルームへの誘導、登録にかかる事務・保護者会開催にかかる事務・こどもの在籍校との連携・調整にかかる事務・保護者等に対する支援プログラム等の企画、運営にかかる事務・こどもの支援に関する関係機関との連絡や調整にかかる事務・各通所ルーム毎に実施する事業責任者会議開催にかかる事務・統計処理、評価、事務報告の作成にかかる事務。	こども青少年局	要綱等	中核市		0.0	0				学校教育に関わる相談であり、小中学校の設置者である各特別区が実施。なお、事業の内容については、各特別区で判断の上再構築。 現在と同様に児童相談所業務と一体的に実施しない場合は、業務統合時に集約化した児童相談所の事業を復元。 業務水準の維持のための体制を構築(指導主事の配置)。 通所相談に対応するための場所を確保。
36	内部事務(こども青少年局)	156	局庶務事務	文書・公印管理関係業務 市会関係業務 秘書関係業務 OA関係業務 庁舎管理業務 寄付收受業務 広聴広報業務 人事・給与・福利厚生関係業務 行財政改革・企画関係業務 その他	こども青少年局	任意			23.0	341,127				各地方公共団体で実施すべき事務であるため、各特別区で判断の上実施。
		157	連絡・企画調整、基金管理、研修に関する事務	・局運営方針、市政改革プラン、府市統合、重点予算、区CM予算、西成特区構想(こども青少年局関連部分)、国家予算要望等に関する他組織、他局、区等との連絡・企画調整 ・こども青少年局に対する団体要望の調整 ・大阪市青少年活動振興基金の管理 ・局職員の研修に係る事務 ・なにわっ子わくわく未来プログラムの普及 ・社会総がかりでこどもを育む取組の支援	こども青少年局	任意			6.8	1,649			同上	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		158	局経理、局所管施設管理、耐震改修工事に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理・調達業務</li> <li>・社会福祉施設等耐震改修工事にかかる事務</li> <li>・局所管児童施設の整備業務</li> <li>・文書・管財・施設管理業務</li> <li>・市有地の売却業務</li> <li>・局所管の用地や建物の管理に関する整備業務</li> <li>・保育所、幼稚園、子ども・子育てプラザ等</li> <li>・森ノ宮ビロティホール(子ども相談センターに隣接。H22年から10年間の定期建物賃貸借契約を締結。)</li> </ul>	こども青少年局	任意			28.0	237,109				同上
		159	管理課の庶務・経理に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課員の勤怠、給与関係諸届け、福利厚生、各種通達の周知など、庶務事務</li> <li>・予算、決算関係とりまとめなど、経理関係事務</li> <li>・臨時職員、アルバイト等の雇用に関する事務</li> </ul>	こども青少年局	任意			0.7	3,987				同上

## (2. 福祉)

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区 各区	連携	
1	社会福祉関連	1	社会福祉審議会関係業務	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.2	3,885				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		2	社会福祉審議会関係業務(児童福祉法関係)	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		3	社会福祉審議会関係業務(身体障害者福祉法施行令関係)	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		4	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			0.1	800				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		5	上海市との社会福祉交流事業	上海市と友好都市提携を結び、経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢化社会対策を中心とする社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意			0.1	348				交流事業については、各特別区で判断の上実施。
		6	社会福祉統計調査	法定受託事務である国民生活基礎調査及び国委託による社会福祉施設等調査・介護サービス施設・事業所調査等にかかる事務	福祉局	法令	一般市		0.2	956				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規員)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		7	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター(社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等を実施)の管理運営並びに施設の維持管理に関する事務	福祉局	任意			2.7	34,008				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から、所在区で運営。
		8	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務について、指定管理業務として委託している。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習の実施 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等	福祉局	要綱	一般市		1.0	158,415				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、研修・実習等事業については各特別区で判断の上実施。 施設については、所在区で運営。
		9	総合福祉システム運用・管理	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉、老人福祉法、児童福祉法、母子・寡婦福祉法)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。	福祉局	任意			9.0	695,540			一組	住民生活に密接に関連する住民情報系システムについては、移行時においては、一部事務組合等において共通システムとして共有。
		10	総合福祉システム運用・管理(区)	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法(生活保護法、身体障害者福祉法ほか)事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用・管理を行う。(各区へ予算配分された総合福祉システム用プリンタ機器トナー代の執行管理)	福祉局	任意			0.0	24,838				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
2	社会福祉法人・事業の許認可・指導等	11	社会福祉法人認可関係業務(登録免許税法施行規則)(政令市権限)	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明	福祉局	法令	政令市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		12	社会福祉法人認可関係業務(登録免許税法施行規則)(中核市権限)	社会福祉事業の用に供する不動産の登記に関する証明(児童福祉法関係では、助産施設、母子生活支援施設、保育所のみ)	福祉局	法令	中核市		0.5	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		13	社会福祉法人・施設監査業務(中核市権限)	・社会福祉事業を営業者に対する調査 ・施設を設置して第1種社会福祉事業を営業者に対する改善命令 ・社会福祉事業の制限又は停止等の命令	福祉局	法令	中核市		0.6	605				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		14	社会福祉法人認可関係事務(地区社会福祉協議会を除く)	社会福祉法人の定款の認可等(仮理事の選任、特別代理人の選任、定款変更の認可等・解散の認可等及び清算人の届出の受理等を含む)(地区社会福祉協議会に係るものを除く)	福祉局	法令	一般市		3.9	856				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		15	社会福祉法人の基本財産の処分・担保提供承認	社会福祉法人が基本財産を処分、又は、担保に提供する場合に、所轄庁が承認を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		16	税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務	税額控除の対象となる社会福祉法人に対して、所轄庁が当該対象法人であることの証明書を交付する。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		17	社会福祉法人・施設監査関係事務【監査(地区社会福祉協議会を除く)】	・社会福祉法人の監査の結果、不正な点があった場合の報告受領 ・社会福祉法人からの報告聴取、立入検査、改善命令、改善命令に従わない場合の停止命令、役員解職の勧告及び解散命令等 (地区社会福祉協議会に係るものを除く)	福祉局	法令	一般市		1.0	3,276				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		18	社会福祉施設における運営費の運用に係る協議	社会福祉施設における運営費(措置費)の運用において、一定の条件を満たしていない場合、所轄庁に協議を要する。	福祉局	要綱	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		19	無料低額診療事業及び無料低額介護老健施設利用事業にかかる届出の受理等	無料低額診療事業及び無料低額介護老健施設利用事業にかかる届出の受理等	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		20	社会福祉施設の設置、第1・2種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等に関する事務	社会福祉法に基づき、社会福祉施設の設置、第1・2種社会福祉事業(無料・低額の宿泊事業、診療事業及び介護老健施設利用事業に係るものを除く。)の開始等に関する届出の受理、許可等を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		21	無料・低額宿泊事業にかかる届出の受理等	生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業の届出の受理等	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
3	戦傷病者、戦没者遺族等の援護	22	戦没者遺族援護事業(戦没者追悼式等)	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、戦没者追悼式を実施する。	福祉局	任意			0.2	5,663				地域の戦没者を追悼する目的で行われる事務であり、各特別区で判断の上実施。
		23	特別弔慰金支給事務	戦没者遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するため支給される特別弔慰金、特別給付金に関する制度周知、府への進達等の事務	福祉局	法令	一般市		0.1	222				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		24	特別弔慰金支給事務(区)	戦没者遺族に対して国として改めて弔慰の意を表するため支給される特別弔慰金、特別給付金に関する制度周知、受付、請求指導、国債受領等の事務	福祉局	法令	一般市		0.0	238				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		25	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務	「戦傷病者等の妻に対する特別給付金及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」に基づき戦傷病者等の妻より申請された特別給付金請求書を取りまとめ大阪府へ進達する。	福祉局	法令	一般市		0.1	0				府への進達事務であり、各特別区で実施。
		26	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求事務(区)	区においては、給付金請求指導及び請求書受付審査を実施。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				府への進達事務であり、各特別区で実施。
		27	戦没者遺族の援護(なにわの塔追悼式経費補助)	戦没者遺族の慰謝激励及び戦没者の祭祀に関する事業として、沖縄のなにわの塔において行われる追悼式経費の一部を補助する。	福祉局	任意				0.1	733			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
5	行旅病人・死亡人の救護等	28	行旅病人等の引き取り等(費用負担)	・各区が行っている、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人への救護対応及び行旅死亡人の埋火葬の予算配付 ・火葬料の環境局への支払事務	福祉局	法令	中核市		0.0	1,029				より地域に密着した救護対応等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		29	行旅病人等の引き取り等(費用負担)(区)	・行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅病人への救護対応及び行旅死亡人の埋火葬に係る費用の負担	福祉局	法令	中核市		0.0	13,361				より地域に密着した救護対応等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		30	行旅死病人取扱事務	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく、行旅病人への救護対応、行旅死亡人の埋火葬、官報公告などを行う。	福祉局	法令	一般市		0.6	0				より地域に密着した救護対応等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		31	行旅死病人取扱事務(区)	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく、行旅病人への救護対応、行旅死亡人の埋火葬、官報公告などを行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域に密着した救護対応等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
6	生活保護	32	生活保護施設整備補助	施設入所者の安定した処遇水準の維持及び向上を図るため、保護施設の老朽化に伴う改修に対する補助等を行う事務	福祉局	法令	中核市		0.5	0				より地域に密着した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		33	生活保護施設事務費	・社会福祉法人が設置しようとする生活保護施設に対し、条例等で定める設備運営基準等をもとに審査を行い、基準等に適合していると認められる施設について設置認可及び指導監査等を行う。 ・生活保護施設の設置運営に関する基準を条例で制定。	福祉局	法令	中核市		0.3	141				より地域に密着した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		34	社会福祉法人・施設監査業務(生活保護法)	保護施設に対する報告徴収等・改善命令等	福祉局	法令	中核市		0.1	176				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		35	生活保護法による機関の指定及び報酬の審査・支払等	・指定医療機関・指定介護機関の指定等 ・診療報酬にかかる審査・支払 ・介護給付費にかかる審査・支払 ・費用の支弁、国の負担金等の受領	福祉局	法令	中核市		3.3	365,242				より地域に密着した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		36	職員の研修	・生活保護に携わる職員を厚生労働省の企画する各種研修及び会議に参加させるほか、職員に対する各種研修を実施。 ・各区保健福祉センターに新規又は転任により配属された職員に対して、社会福祉に関する知識、技能を習得させる研修を実施。	福祉局	法令	中核市		2.8	15,665				職員の資質向上のための研修であり、各特別区の実情に応じ実施。
		37	職員の研修(区)	・厚生労働省が開催する、現業員や査察指導員対象の研修に参加する職員の派遣と出張旅費の支出に関する事務。 ・本庁が主催する現任者研修に参加する職員の派遣と出張旅費の支出に関する事務。	福祉局	法令	中核市		0.0	3,589				職員の資質向上のための研修であり、各特別区の実情に応じ実施。
		38	生活保護関係事務(法)	・事務打合せ会に関する事務 ・生活保護費支給封筒現金封入業務 ・一般事務費に関する事務(生活保護関連書籍等の購入経費、生活保護費の支払事務等にかかる経費など)	福祉局	法令	一般市		1.7	47,593				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		39	生活保護関係事務(要綱)	・事務打合せ会に関する事務 ・一般事務費に関する事務 ・専門相談事業(各区保健福祉センター等の職員が弁護士や不動産鑑定士に相談する機会を確保することにより、ケース処遇の向上を図る) ・中国語通訳派遣事業	福祉局	要綱	一般市		1.7	15,066				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		40	生活保護関係事務(要綱)(区)	日本語の不自由な中国帰国者等に対する相談助言・指導指示等ケースワーク業務の際の正確なコミュニケーションを確保するために中国語通訳を派遣する事業(通訳者の予約等)	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		41	生活保護適正実施事業(法)	生活保護の適正実施を図るとともに、自立にむけた適切な支援を行うことを目的とした、各種帳票の作成や、生活保護法第29条に基づく各種照会(扶養調査、資産・収入調査等)にかかる郵送料等の経費の区への予算配付	福祉局	法令	一般市		1.0	4,964				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		42	生活保護適正実施事業(法)(区)	生活保護の適正実施を図るとともに、自立にむけた適切な支援を行うことを目的とした、各種物品の購入や、生活保護法第29条に基づく各種照会(扶養調査、資産・収入調査等)にかかる郵送料、出張旅費等の経費の支出	福祉局	法令	一般市		0.0	55,535				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		43	生活保護適正実施事業(要綱)	・生活保護業務に関する支援事務(査察指導員OBによるヘルプデスクの開設) ・他都市の福祉事務所視察事務 ・生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援(年金や社会保険に精通した者を雇用し、区の現場に常駐させて実施) ・警察官OBによる安全管理及び同行訪問	福祉局	要綱	一般市		4.6	184,794				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		44	生活保護適正実施事業(要綱)(区)	・他都市の福祉事務所視察事務 ・区における嘱託職員による生活保護受給者の年金受給権調査及び裁定請求支援	福祉局	要綱	一般市		0.0	607				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		45	生活保護関係システム関連事務	・総合福祉システム(生活保護システム)の運営に係る端末機保守経費及び各種帳票出力等に係る事務 ・総合福祉システム(生活保護システム)端末機等の増設・移設等に係る事務 ・レセプト管理システムに係る端末機保守経費、同システムを活用したレセプトデータによる医療扶助の給付状況の把握による個別指導	福祉局	任意			2.7	129,147			一組	住民生活に密着に関連する住民情報システムについては、移行時においては、一部事務組合等において共通システムとして共有。
		46	生活保護関係システム関連事務(区)	・総合福祉システム(生活保護システム)にかかる消耗品、通信運搬費にかかる事務 ・レセプト管理システムを活用し、レセプトデータによる医療扶助の診療内容などを把握し被保護者への援助指導を実施	福祉局	任意			0.0	144,204				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		47	生活保護実施体制事業	・各区保健福祉センターにおける生活保護実施体制の確立にかかる事務 ・被保護高齢者世帯訪問等非常勤嘱託の雇用等にかかる事務 ・生活保護事務非常勤嘱託の雇用等にかかる事務	福祉局	法令	一般市		1.9	845,491				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		48	生活保護実施体制事業(区)	被保護高齢者世帯訪問、生活保護事務非常勤嘱託等非常勤嘱託の勤怠管理、費用弁償(交通費)、消耗品、公務災害、健康診断等にかかる事務	福祉局	法令	一般市		0.0	4,349				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		49	被保護者に対する扶助費の支給事務	被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給する。	福祉局	法令	一般市		1.4	259,846,742				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		50	被保護者に対する扶助費の支給事務(区)	被保護世帯に対して、生活保護法に基づく各種扶助費を支給するため、保護申請受付から決定・却下・廃止・停止等の各種事務、被保護者に対する様々な指導や助言、総合福祉システムを活用した支給事務等、法に基づく扶助を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	26,007,122				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		51	適正化推進チーム強化事業	保健福祉センター等での調査が困難な不正受給や貧困ビジネス、医療機関からの不正請求等について、「適正化推進チーム」において具体的な指導や、場合によっては告訴・告発等の法的・行政処分を検討する。	福祉局	要綱	一般市		12.0	29,916				生活保護の適正化の推進については、保護等の実施主体である各特別区で実施。
		52	区における適正化事業	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置、日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		2.0	160,656				生活保護の適正化の推進については、保護等の実施主体である各特別区で実施。
		53	区における適正化事業(区)	不正受給等の事案に対する区の調査能力の向上を図るため、不正受給調査を専任で行うチームを全区に配置、日常のケースワーク業務では対応しがたい不正受給等の事案について法的対応も視野に入れた重点的調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.0	6,501				生活保護の適正化の推進については、保護等の実施主体である各特別区で実施。
		54	介護認定調査関係事務	各実施機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定の委託を行う費用の支払い、みなし被保険者の台帳確認、修正。	福祉局	要綱	一般市		0.8	24,959				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		55	介護認定調査関係事務(区)	介護保険の被保険者でない生活保護受給者(みなし被保険者)の介護認定調査を、市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定依頼。みなし被保険者の台帳入力。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		56	医療要否判定事務	・各実施機関における疑義案件及び歯科、精神科にかかる全市分の医療要否判定。 ・医学的判断に関する審議会への諮問等。	福祉局	要綱	中核市		1.1	44,810				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		57	医療要否判定事務(区)	歯科及び精神科を除く医療要否判定及び被保護者への援助にかかる医学的な助言。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		58	診療報酬内容点検事務	・診療報酬請求内容の点検及び再審査請求など ・診療(歯科)、施術報酬請求の内容審査及び支払など	福祉局	要綱	一般市		1.6	83,052				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		59	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託する。区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する。	福祉局	要綱	一般市		0.8	809,491				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		60	生活保護受給者等にかかる総合就職サポート事業の実施(区)	大阪市24区を7つの地域に分割し、地域ごとに被保護者等の就労支援を委託し、区保健福祉センターと受託事業者の強力な連携のもと、受託事業者の専門性・ノウハウを活用した就労支援を実施する事業	福祉局	要綱	一般市		0.0	3,653				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		61	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施	・区における就労支援強化事業(相談会、セミナー等を各区において企画立案の上、開催) ・被保護者自立意欲喚起事業(就業意欲の低い被保護者に対し、臨床心理士などによる専門的なカウンセリングを実施し、稼働能力の回復に向けた支援を実施) ・就労支援プログラム活用検討会議設置事業	福祉局	要綱	一般市		0.6	7,920				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 【総事業費 【人件費除く】】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		62	生活保護受給者等にかかる就労支援事業の実施(区)	稼働年齢層の就業意欲の向上と就業自立を促進するための相談会、セミナー等を各区において企画立案の上開催する事業(「若年者就職支援強化セミナー」の開催、面接服貸出など)	福祉局	要綱	一般市		0.0	3,276				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		63	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高生に対する就学支援業務	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期的に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。また、必要に応じ、通学先の中学校・高校等と連携する。	福祉局	要綱	一般市		1.1	118,649				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		64	区における高校就学支援員による生活保護受給者世帯の中・高生に対する就学支援業務(区)	該当区保健福祉センターに高校就学支援員を定期的に派遣し、教育環境にハンディキャップを有する世帯等を対象に、中学3年生の段階での進路検討・高校等への進学支援や高校生への生活指導等を通じ高校生の進級・卒業を目標に継続的に支援する。	福祉局	要綱	一般市		0.0	9,750				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		65	居宅生活移行支援事業	安定した住居のない要保護者に対して一時的な宿所及び食事の提供などを実施することにより、居宅生活への円滑な移行を図るだけでなく、貧困ビジネス事業者の影響を排除することを目的とする。	福祉局	要綱	一般市		0.2	135,123				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
7	生活保護業務に係る事務監査	66	法施行事務監査	生活保護の適正実施を図るため、各区への指導監査を実施	福祉局	法令	政令市		1.0	1,082				特別区の仕事に対する監査であり、事務の実施主体である各特別区から独立した広域において統一的な基準で実施。
8	生活保護施設の設定・運営	67	生活保護施設運営委託料	心身上の障がい等の理由により独立して日常生活ができない要保護者や養護及び指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う公設施設(大阪府立大淀、港晴、第2港晴、淀川の各寮)	福祉局	法令	中核市		0.1	1,289,761			一組	より地域に密着した生活保護施設として特別区において運営するが、施設に偏在が認められることから、特別区の一部事務組合等で実施。
9	中国残留邦人等の支援	68	中国残留邦人等に係る機関の指定及び報酬の審査・支払等	・指定医療機関・指定介護機関の指定等 ・診療報酬にかかる審査・支払 ・介護給付費にかかる審査・支払 ・費用の支弁、国の負担金等の受領	福祉局	法令	中核市		0.2	1,047				より地域に密着した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		69	中国残留邦人等に対する支援給付に関する事務	特定中国残留邦人等及びその配偶者で世帯収入が一定の基準に満たない者に対して、支援給付金を支給し、老齢基礎年金を補完する生活支援を行う。	福祉局	法令	一般市		0.6	558,923				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		70	中国残留邦人等に対する支援事業に関する事務	・中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる支援相談員を配置し、生活相談等を実施 ・中国残留邦人等が地域社会の一員としていきいきと暮らせるよう、地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業、身近な地域での日本語教室支援事業、自立支援通訳等派遣事業、地域生活支援プログラム事業を実施	福祉局	要綱	一般市		1.4	61,830				より地域に密着した支援の実施による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
10	地域福祉関連	71	民生委員関係事務	・定期的に民生委員定数の適正化を図るとともに、区・市において民生委員推薦会を開催(7月、11月、3月)し、民生委員を選出する。 ・民生委員の委解嘱に係る手続き等、活動に対する指揮監督、指導訓練(研修)に係る計画・実施を行う。 ・民生委員自らが組織する民生委員協議会に係る費用の負担を行うとともに、それに係る国庫補助金に対する申請・受領を行う。	福祉局	法令	中核市		2.2	289,794				より地域の実情を反映した施策展開による住民サービス向上の観点から、各特別区で実施。
		72	民生委員関係事務(区)	・定期的に民生委員定数の適正化を図るとともに、区・市において民生委員推薦会を開催(7月、11月、3月)し、民生委員を選出する。 ・民生委員の委解嘱に係る手続き等、活動に対する指揮監督、指導訓練(研修)に係る計画・実施を行う。 ・民生委員自らが組織する民生委員協議会に係る費用の負担を行うとともに、それに係る国庫補助金に対する申請・受領を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民サービス向上の観点から、各特別区で実施。
		73	地域福祉活動推進事業	すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活できることを目指し、支援を必要とする市民のニーズ発見から社会資源の提供、開発に至る3層5段階の地域支援システムの運営及び、小地域における地域福祉活動推進のための支援を行う。	福祉局	任意			1.7	388,048				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		74	地域福祉活動推進事業(区)	区レベルの地域支援システム構築のために、区地域支援調整チームの運営を行う。	福祉局	任意			0.0	2,807				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【総事業費 【人件費除く】】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		75	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業	住宅手当の支給、国への月例報告等、嘱託職員の採用・勤怠管理を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.8	438,205				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		76	離職者に対する住宅手当緊急特別措置事業(区)	住宅支援給付事業に関する制度説明・相談対応、大阪労働局との連携、月例報告等の統計資料作成を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.0	1,662				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		77	大阪市地域福祉推進指針の策定及び推進	H16.3、H21.3に策定した大阪市地域福祉計画について、H24年度からは「市政改革プラン」に基づき、より区の自律的な行政運営を求められることになったため、大阪全域全体を単位とした1つの「計画」を策定するのではなく、各区の特色ある地域福祉の取組を推進する指針として、「大阪市地域福祉推進指針」を策定し、各区の地域福祉推進を支援している。	福祉局	任意			1.5	3,445				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		78	福祉ボランティア活動事業	複雑多様化したボランティア活動を円滑に促進するうえで、個別調整するために必要な広域的ネットワークを用いた需給調整及び広報・啓発業務を実施することにより、一層の市民参加を促進し地域福祉の推進を図ることを目的とした委託事業者の公募等	福祉局	任意			0.6	11,821				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		79	地域福祉活動支援事業補助(大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会補助金)	地域における住民の支え合い・助け合い機能を強化する取り組みを支援することにより、地域福祉活動の推進と社会福祉事業の充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的とし、大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会に対する補助を実施。	福祉局	任意			2.0	1,397,488				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		80	地域生活支援事業	個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、地域住民ひとりひとりの自立した生活が可能となるよう、個別の援助とそれに連動した地域の福祉活動の支援を行うため、次の事業を委託して実施。 ・要支援者やその家族の把握・相談・調整・支援・相談対応 ・関係機関等社会資源を利用した支援 ・地域住民による地域福祉活動と連携した支援等	福祉局	要綱	一般市		1.7	553,489				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		81	緊急援護資金貸付事業	市民が、災害・傷病等により一時的に著しく生活困窮に陥り、他の制度によっては早急に資金調達が困難な場合に、緊急に必要な資金(経常的な生活費は除く)を貸付けることにより、経済的な自立及び生活意欲等の助長促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とする。(全民生委員で組織する民生委員児童委員連盟に事業を委託)	福祉局	任意			1.0	3,895				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		82	債権回収事務	・福祉人材を確保するため将来、本市の福祉施設での従事を希望する者に貸与した修学資金・同和对策事業の一環として地域住民に貸し付けた生業資金 これら貸付事業を廃止した資金のうち、未回収となった債権の回収及び返還猶予に関する事務	福祉局	任意			0.4	20				個人に対する債権の回収等に係る事務であり、各特別区で実施。
		83	地域福祉推進施設整備助成	社会福祉施設等を活用して地域福祉の推進を図る地域ネットワーク委員会活動事業・食事サービス事業を実施するために、施設の整備を行う者に対し、整備に要する経費の補助を行う。	福祉局	任意			0.1	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		84	ボランティア功労者厚生労働大臣表彰の推薦	福祉分野等のボランティア活動を、永年率先して行っている者、又は永年にわたりボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著であると認められるものについて、市社会福祉協議会と調整のうえ、厚生労働省あて推薦するとともに、被表彰団体あて贈呈式を実施する。	福祉局	要綱	中核市		0.2	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		85	福祉有償運送運営協議会	・福祉有償運送登録の申請にあたっては、市町村等が主宰する「運営協議会」において福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意されていることが必要。 ・この運営協議会の開催に関わる、案内、報告等の一連の事務及び事業者との調整。	福祉局	法令	一般市		0.6	651				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		86	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市		0.6	0				貸付事業の利用促進の事務であり、住民に身近な各特別区で判断の上実施。

事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都市 特例 等	その他 権限の 内容	執行 体制  (正 員規 )	事業費  [人件費除く]	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		87	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業利用事務(区)	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業に対し制度利用を促す事務	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				貸付事業の利用促進の事務であり、住民に身近な各特別区で判断の上実施。
		88	生業資金貸付事務費	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として発足したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については昭和60年3月に新規貸付を停止し、現在は1区(福島区)のみ回収事務を行っている。局では区に対する管理指導等を行っている。	福祉局	任意			0.1	0				個人に対する債権の回収事務であり、該当する特別区で実施。
		89	生業資金貸付事務費(区)	生業をおこし、又は生業を続けるために資金の必要な市民に対して低利・簡易な資金の貸付制度として発足したが、各福祉貸付制度の拡充に伴い、一般生業資金については既に新規貸付を停止し、回収事務のみを行っている(福島区のみ)。	福祉局	任意			0.0	5				個人に対する債権の回収事務であり、該当する特別区で実施。
		90	あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、証書等の預かりサービスを提供する。	福祉局	要綱	政令市		0.1	489,761				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		91	要援護障がい者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている障がい者を一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら生活のあり方について支援を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.5	3,856				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		92	要援護高齢者緊急一時保護事業	養護者の虐待により生命や身体に重大な危険が生じている高齢者または、警察に保護された身元不明の徘徊認知症高齢者を、特別養護老人ホームで一時的に保護する。警察署、区保健福祉センター、一時保護施設は協力しながら身元判明に努め、判明後は家族に引き渡し等を行う。	福祉局	要綱	一般市		1.0	3,681				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正規)	事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		93	社会福祉実習にかかる業務	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため受入れ依頼があれば、各区保健福祉センターと調整する。	福祉局	任意			0.2	0				住民生活に身近な機関において受入れを実施することによる実習効果の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		94	社会福祉実習にかかる業務(区)	社会福祉士等を目指す学生に、福祉事務所における実務に関する知識及び技術を習得させるため実習生として受け入れる。	福祉局	任意			0.0	0				住民生活に身近な機関において受入れを実施することによる実習効果の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		95	福祉人材養成確保推進事業	・リーフレット及びDVDを用いて、市ボランティア情報センター等との調整のうえ、市内小中学校の総合的な学習の時間を利用し福祉教育を行う。 ・福祉の現状・課題をより深く学習するための発展的教材として福祉読本を作成し、市立中学新2年生配布。	福祉局	任意			0.7	6,336				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		96	社会福祉施設従事者表彰等	・地域福祉推進や社会福祉事業等に長年従事された方々の功績を称えるための選考、授与の事務。 (1)地域福祉推進功労者表彰 (2)大阪市社会福祉施設等従事者表彰	福祉局	任意			0.8	854				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		97	成年後見支援センター事業	・成年後見制度に関する専門相談や申立て支援 ・市民後見人の養成・登録及び受任調整 ・成年後見制度の普及啓発	福祉局	法令	一般市		0.5	54,826				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		98	成年後見市長審判請求事務(知的)	区において市長審判請求を決定した事案について、家庭裁判所に提出するための事前チェックを行う。 ・区担当者に対する研修の実施。 ・家庭裁判所との連絡調整。	福祉局	法令	一般市		0.2	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		99	成年後見市長審判請求事務(知的)(区)	知的障がい等により判断能力が不十分な方などを支える成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない方のために、家庭裁判所に後見人等選任のための市長審判請求の業務を区が主体となって行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		100	成年後見市長審判請求事務(精神)	区において市長審判請求を決定した事案について、家庭裁判所に提出するための事前チェックを行う。 ・区担当者に対する研修の実施。 ・家庭裁判所との連絡調整	福祉局	法令	一般市		0.2	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		101	成年後見市長審判請求事務(精神)(区)	精神障がい等により判断能力が不十分ななどを支える成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない方のために、家庭裁判所に後見人等選任のための市長審判請求の業務を区が主体となって行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		102	成年後見市長審判請求事務(高齢)	区において市長審判請求を決定した事案について、家庭裁判所に提出するための事前チェックを行う。 ・区担当者に対する研修の実施。 ・家庭裁判所との連絡調整。	福祉局	法令	一般市		0.3	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		103	成年後見市長審判請求事務(高齢)(区)	認知症等により判断能力が不十分ななどを支える成年後見制度において、身寄りがいない場合など親族等による申立てができない方のために、家庭裁判所に後見人等選任のための市長審判請求事務。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		104	成年後見利用支援(障がい)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市		0.2	7,660				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		105	成年後見利用支援(障がい)(区)	障がい者の市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		106	成年後見利用支援(高齢)	・区からの請求に基づき市長審判請求にかかる申立て費用の配付 ・区からの請求に基づき後見人等に対する報酬助成費用の配付等	福祉局	要綱	一般市		0.2	2,808				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区 各区	連携	
		107	成年後見利用支援(高齢)(区)	高齢者の市長審判請求にかかる申立て費用並びに後見等報酬助成	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
11	国民健康保険事業	108	国民健康保険事業	国民健康保険事業特別会計 事業費 3,301億円 うち一般会計繰入金 424億円  国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とし、被保険者が疾病、負傷、出産又は死亡した場合に、必要な保険給付を行う。また、国民健康保険事業の健全な運営の確保のため、保険料を徴収。	福祉局	法令	一般市		58.8	42,424,812		一組		国民健康保険事業については、現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどに配慮する必要がある。また、国においては国保財政運営の都道府県単位化を推進しており、大阪府においても市町村と合同で広域化等の国への要望もなされている。 以上のことから、当面の間は各特別区による一部事務組合等により実施。
		109	国民健康保険事業(区)	区においては、資格にかかる諸届の審査・受理、保険料賦課、療養費支給、窓口における納付相談・徴収事務、未収世帯への納付督促、納期内集金業務を実施。	福祉局	法令	一般市		0.0	0		一組		国民健康保険事業については、現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどに配慮する必要がある。また、国においては国保財政運営の都道府県単位化を推進しており、大阪府においても市町村と合同で広域化等の国への要望もなされている。 以上のことから、当面の間は各特別区による一部事務組合等により実施。
12	後期高齢者医療事業	110	後期高齢者医療事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度。大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が制度の運営をし、市町村では各種申請や届出の受付、また保険料の徴収を実施。	福祉局	法令	一般市		5.5	31,064,354				制度の運営は府内すべての市町村が加入する広域連合で実施。 各種申請・届出の受付、保険料の徴収などの事務については、地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人)	事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		111	後期高齢者医療事業(区)	区においては、資格・給付・保険料収納に関する諸届の受付、被保険者証の発送等のほか、窓口における納付相談・徴収事務等を実施。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				制度の運営は府内すべての市町村が加入する広域連合で実施。 各種申請・届出の受付、保険料の徴収などの事務については、地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
13	国民年金事業	112	国民年金事業	国民年金法に基づき、老齢、障がい又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、国民の老齢、障がい又は死亡に関して必要な法定受託事務を行う。	福祉局	法令	一般市		3.2	138,052				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		113	国民年金事業(区)	区においては、第1号被保険者の資格・給付に関する諸届の受理、相談を実施。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		14	医療費助成(老人、重度障がい者)	114	老人医療費助成	一定の要件を満たす65歳以上の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意		3.3	4,891,075			
		115	老人医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意			0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		116	重度障がい者医療費助成	一定の要件を満たす重度障がい者の方が、病院や診療所などで診療を受けた場合に、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成する。	福祉局	任意			2.2	4,252,621				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		117	重度障がい者医療費助成(区)	区においては、資格に関する諸届の受理、受給者証交付、支給事務を実施。受給者証交付、支給事務を実施。	福祉局	任意			0.0	0				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
15	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	118	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付事務	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する要保護高齢者世帯等に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付を行うための貸付事業(府社会福祉協議会が実施)に対し、補助金を交付する事務	福祉局	要綱	政令市		0.1	80,637				貸付けの実施主体は府社会福祉協議会であり、広域で一括して事業を実施。
16	ホームレス対策	119	生活ケアセンター事業	大阪市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の援護を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。(三徳生活ケアセンター(西成区)、大阪婦人ホーム生活ケアセンター(平野区))	福祉局	要綱	一般市		0.4	161,165				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		120	ホームレス自立支援施策に関する事務	就労意欲・能力があるホームレスに宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談・斡旋を行うことにより、就労による自立を支援する自立支援センター事業に関する事務。 相談員が市内を巡回し、ホームレスの就労・健康・悩み等についての相談を行い、帰郷を希望する人については、家族・知人等への連絡・仲介を行い、就労による自立意欲のある人については、自立支援センターへの入所を勧奨し、高齢者、障がい者や疾病等により福祉的援護が必要な人については、関係機関と連携を図るなど、個々の状況に適した支援等を行う	福祉局	要綱	一般市		4.0	775,887			一組	ホームレス自立支援センターについては偏在が認められること、また、ホームレスが特別区の区域を越えて移動し、特別区単位での実施は実効性の面で課題があることから、特別区の一部事務組合等で実施。
		121	大阪ホームレス就業支援センター事業	自立支援センター入所者の就労自立の促進と、あいりん地域高齢日雇労働者の就労機会の提供等を図るホームレス等就業支援事業に関する事務	福祉局	要綱	一般市		0.7	4,500				より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		122	ホームレス全国概数調査	国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及びホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき実施される施策の効果を、継続的に把握することを目的として、概数調査を平成15年、19年以降毎年実施している。本市においても、国の要請に基づき概数調査を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.6	1,676				より地域の実情を把握している各特別区で実施。
17	ホームレス就労支援(広域)	123	ホームレス就労支援対策事業費	ホームレスの人等の自立やホームレス化の防止のために、就業支援対策を行う。	府 商工労働部	任意			2.3	4,500				広域的な対応が必要なホームレスの就労支援対策については、広域が特別区やその他の関係機関と連携を図りながら実施。
18	あいりん対策	124	あいりん越年対策事業	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者で、年末年始に仕事を得られないため、自ら食及び住を求めがたい方に対し、面接相談のうえ臨時宿泊所入所などの緊急援護を行う。	福祉局	任意			4.0	90,648				あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、広域自治体の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施。
		125	あいりん地域越年対策事業補助金	あいりん地域に居住する単身の日雇労働者のうち、年末年始に仕事が得られないため、食・住に困窮する労働者を対象に仮設の臨時宿泊施設を当該地域外に設け緊急援護対策を実施している大阪市に対して補助を行い、地域の日雇労働者の福祉の向上を図る。	府 商工労働部	任意			0.1	0				あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、広域自治体の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施。
		126	あいりん日雇労働者等自立支援事業(高齢日雇労働者社会的就労支援)	今日の大幅な日雇求人減少により、野宿を余儀なくされるおそれのある日雇労働者が増加し、深刻な社会問題となっていることから、高齢日雇労働者の就労機会を創出し、自立生活を促進するとともに、あいりん地域内ならびに市内各所の環境美化を図る。	福祉局	任意			0.8	298,294				あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、広域自治体の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施。
		127	あいりん日雇労働者等自立支援事業	あいりん地域においては、緊急・一時的な宿泊場所の提供、衛生状態の改善と併せて生活相談、健康相談等を通して必要な施策につなげるとともに、就労にむけて必要な技術を身につけるための講習会の実施などにより自立支援。	福祉局	要綱	一般市			1.4	198,846			

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		128	大阪社会医療センターの運営・整備助成等	あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態把握を行うとともに必要な医療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に努める。	福祉局	任意			0.8	386,471				あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、広域自治体の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施。
		129	大阪社会医療センター補助金	あいりん地域の居住者及び生活困窮者に対し、社会医学的な実態を把握するとともに、必要かつ迅速な医療を行うため設置された大阪社会医療センターへの助成を行っている大阪市に対して補助を行い、地域の日雇労働者の福祉の向上を図る。	府 商工労働部	任意			0.1	0				あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、広域自治体の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施。
19	高齢者、障がい者の虐待防止	130	障がい者虐待防止	障がい者虐待防止法に基づき、知的障がい者、精神障がい者などの虐待防止及び早期発見のために、市に障がい者虐待防止連絡会議を設置するとともに、講演会等による普及啓発や施設等関係職員に研修を実施。	福祉局	法令	一般市		0.8	1,168				より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		131	障がい者虐待防止(区)	知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方に福祉サービスの利用援助などの支援を行うとともに、障がい者施設職員、保護者等に障がい者虐待に関する理解を促進し、虐待未然防止等の取組みを進める。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		132	高齢者虐待防止	高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び早期発見のために、市に高齢者虐待防止連絡会議を設置するとともに、講演会等による普及啓発や施設等関係職員に研修を実施し、高齢者虐待防止を推進する。	福祉局	法令	一般市		1.3	2,541				より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		133	高齢者虐待防止(区)	高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び早期発見のために、区に高齢者虐待防止連絡会議を設置するとともに、講演会等による普及啓発や施設等関係職員に研修を実施し、高齢者虐待防止を推進。また、虐待通報を受けた際の立入調査、被虐待者の措置等を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) 員規	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		134	休日・夜間サポートライン (障がい)	障がい者及び高齢者並びにその家族等からの福祉に関する相談を、相談支援機関が開設していない休日や夜間において、電話等により対応する。 また、休日・夜間における障がい者や高齢者の虐待防止のための本市の通報窓口としての役割を担っている。	福祉局	法令	一般市		0.2	23,205				より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		135	休日・夜間サポートライン(高齢)	休日・夜間における障がい者や高齢者の虐待防止のための本市の通報窓口としての役割を担っている。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域の実情を反映したきめ細かな対応による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		136	休日・夜間サポートライン (任意)	障がい者及び高齢者並びにその家族等からの福祉に関する相談を、相談支援機関が開設していない休日や夜間において、電話等により対応する。	福祉局	任意				0.0	0			
20	身体障がい者手帳、療育手帳関連	137	身体障がい者手帳交付事務	身体障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種福祉サービスを受けやすくするために、法の基準に基づき発行する身体障がい者手帳交付事務を総括する。	福祉局	法令	中核市		0.5	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		138	身体障がい者手帳交付事務(区)	身体障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種福祉サービスを受けやすくするために、法の基準に基づき発行する身体障がい者手帳交付事務を総括する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		139	公職選挙に関する事務	身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		140	公職選挙に関する事務(区)	身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		141	日本国憲法の改正手続に関する事務	身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		142	日本国憲法の改正手続に関する事務(区)	身体障害者福祉法第4条の身体障がい者に対して、法の基準に基づき証明書を交付する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		143	身体障がい者手帳無料診断	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			0.2	2,249				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		144	身体障がい者手帳無料診断(区)	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の取得にあたり、対象者に市民病院等指定する医療機関で受診してもらい、診断料及び文書料を病院あて支払うことにより、本人の経済的負担の軽減を図る。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		145	身体障がい者に係る等級及び指定医師の審査	・身体障がい者手帳の交付申請に添付する診断書を作成できる医師の指定等。 ・社会福祉審議会障がい者福祉専門部会の開催。	福祉局	法令	中核市		2.5	1,105				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		146	療育手帳発行業務	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	政令市		0.5	5,790				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。(交付権者の変更には所得税法施行令等関連規定の改正が必要)
		147	療育手帳発行業務(区)	知的な障がいのある方に本市の判定機関において障がいの程度の判定を受けていただき、その内容を記載した手帳を対象者に交付する。	福祉局	要綱	政令市		0.0	312				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。(交付権者の変更には所得税法施行令等関連規定の改正が必要)
21	障がい者自立支援給付	148	障がい福祉サービス事業者等指定・指導等	・障がい者に対するホームヘルプサービス、通所による日中活動の提供などのサービスを開始する場合に、必要とされる基準を満たしているか等審査したうえで指定を行う。 ・自立支援給付対象サービス等の内容、費用の請求等に関して指導・監査等を行い、サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図る。	福祉局	法令	中核市		17.6	2,630				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		149	障がい福祉サービス事業等の実施	障がい福祉サービス事業等を市が主体となって実施する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		150	指定障がい福祉サービス事業者等の基準制定	・指定障がい福祉サービス事業者等の人員、設備、運営に係る基準の制定	福祉局	法令	中核市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		151	計画相談支援給付費	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援の給付	福祉局	法令	一般市		0.1	208,563				地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		152	計画相談支援給付費(区)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援の給付(区は相談・受付・支給決定を行う。)	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		153	地域相談支援給付費	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援の給付	福祉局	法令	一般市		0.1	61,470				地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		154	地域相談支援給付費(区)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域相談支援の給付(区は相談・受付・支給決定を行う。)	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		155	障がい福祉サービス事業者等指定・指導等	・移動支援事業者の登録及び指定相談支援事業者の指定 ・移動支援事業者及び障がい福祉サービス事業所の指導・監査 ・障がい福祉サービス事業所の業務管理体制の届出等	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		156	障がい児相談支援事業者等関係事務(指定・指導等)	・指定障がい児相談支援事業者の指定等 ・指定障がい児相談支援事業所の指導・監査等 ・指定障がい児相談支援事業所の業務管理体制の届出等	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		157	自立支援給付費等	次の自立支援給付費の支給。 ・高額障がい福祉サービス費 ・自立支援介護給付(介護給付費) ・自立支援給付(訓練等給付費) ・補装具給付費 ・身体障がい者更生医療費	福祉局	法令	一般市		5.4	45,305,981				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規) (人)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		158	自立支援給付費等(区)	次の自立支援給付費に係る相談、受付、支給決定等の実施。 ・自立支援介護給付費 ・訓練等給付費 ・補装具給付費 ・身体障がい者更生医療費	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		159	障がい程度区分認定審査会	・障がい程度区分認定審査会において認定に係る審査及び判定を実施。 ・認定に係る審査及び判定に必要な事項、介護を行う者の状況及び障がい福祉サービスの利用に関する意向等の訪問調査。 ・入力作業や認定審査会資料の作成業務等を障がい程度区分認定事務センターに集約。	福祉局	法令	一般市		4.0	224,163				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		160	障がい程度区分認定審査会経費(区)	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がい程度区分の認定に係る審査・判定を実施 ・区の業務は、医師意見書作成依頼、訪問調査依頼、審査会運営 ・医師意見書作成依頼及び訪問調査依頼については、H24.2～認定事務センターへ移管	福祉局	法令	一般市		0.0	1,287				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		161	障がい福祉サービス費等にかかる事務費	障がい福祉サービス費・移動支援費・障がい児施設給付費について、事業者からの請求内容を審査し、支払いを行う。	福祉局	法令	一般市		1.5	74,524				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		162	障がい福祉サービス事務費(区)	障がい福祉サービス費・移動支援費・障がい児施設給付費について、事業者からの請求内容を審査し、支払いを行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		163	自立支援医療機関の指定等	・自立支援医療機関の指定等(育成医療及び更生医療に係るものに限る。)	福祉局	法令	中核市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規 人)	事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
22	発達障がい者支援	164	発達障がい者就労支援事業	障がい者就業・生活支援センター(中央センター:天王寺区)に、発達障がい者就業支援コーディネーターを配置し、成人の発達障がい者の個々の障がい特性を踏まえながら、就業の支援を行う。	福祉局	法令	政令市		0.1	4,679				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		165	発達障がい者支援センター事業	自閉症等の特有な発達障がい者を有する障がい者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携強化等により、発達障がい者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進するため、発達障がい者支援センター事業を実施。(エルムおおさか:平野区)	福祉局	法令	政令市		1.7	38,039				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		166	発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保	・専門的に発達障がいの診断及び発達支援を行うことができる病院又は診療所を確保する	福祉局	法令	政令市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		167	発達障がい者の支援	・発達障がい児療育支援事業(H23廃止) ・児童発達支援整備促進事業 ・発達障がい者支援マネージャーの配置 ・企画・推進委員会の実施 ・「発達ノート」の発行 ・巡回相談支援事業(H24廃止)	福祉局	法令	政令市		0.6	7,852				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
23	盲導犬の貸与	168	盲導犬等の貸与	必要に応じ、盲導犬訓練施設において訓練を受けた盲導犬、介助犬訓練事業を行う者により訓練を受けた介助犬又は聴導犬訓練事業を行う者により訓練を受けた聴導犬を貸与し、又は当該都道府県(政令市)以外の者にこれを貸与することを委託する。(但し、本市としては事業実績なし)	福祉局	法令	政令市		0.0	0				現在も府が一元的に実施しており、盲導犬等の育成を実施できる機関が限られていることから広域で実施。
24	民間障がい(児)者施設の認可・指導・補助等	169	民間の児童福祉施設に対する費用の補助・予算の変更指示等・補助金の返還命令(障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るもの)	・児童福祉法に基づく民間の児童福祉施設に対する補助、補助がされたときの予算の変更指示等、補助金の返還命令(いずれも、障がい児入所施設、児童発達支援センターに係るもの)	福祉局	法令	政令市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		170	児童福祉施設の設置の届出・廃止等の届出の受理(障がい児入所施設及び児童発達支援センターに係るもの)	・児童福祉法に基づく児童福祉施設の設置の届出の受理 ・児童福祉法に基づく廃止等の届出の受理 (いずれも、障がい児入所施設及び児童発達支援センターに係るもの)	福祉局	法令	政令市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		171	障がい児施設関係事務(指定・指導等)	・障がい児通所支援事業所等を開始するときに、必要とされる基準を満たしているか等審査したうえで指定を行う。 ・障がい児通所給付対象サービス等の内容並びに給付に係る費用の請求等に関して指導・監査等を行い、給付対象サービス等の質の確保及び適正化を図る。	福祉局	法令	政令市		2.0	263				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		172	障がい児施設関係事務(基準条例の制定)	・指定通所支援の事業の人員、設備、運営に係る基準の制定等 ・指定障がい児入所施設等の人員、設備、運営に係る基準の制定等 ・児童福祉施設の設備及び運営基準の条例制定	福祉局	法令	政令市		0.0	0				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		173	社会福祉施設整備	障がい者の日常生活における援助を行う障がい者グループホーム・ケアホームの整備及び設備整備にかかる経費の一部を補助する。	福祉局	要綱	中核市		0.5	55,773				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		174	社会福祉法人・施設監査業務(障がい児入所施設・児童発達支援センターに係るもの)(児童福祉法)	・民間が設置する児童福祉施設に対する報告聴取及び改善命令 ・国以外の者が設置する児童福祉施設の最低基準の検査(都道府県、指定都市、中核市が設置するものを除く) (障がい児入所施設・児童発達支援センターに係るものに限る)	福祉局	法令	政令市		0.1	211				より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
25	障がい児施設 の費用関連(給 付費、措置費)	175	(高額)障がい児入所給付費	・障がい児入所施設を、契約により利用する場合、その支援に必要な経費を支給する。 ・高額障がい児入所給付費の支給決定を行った区への予算配付。	福祉局	法令	政令市		1.0	1,798,165				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		176	(高額)障がい児入所給付費(区)	・障がい児入所給付費の支給決定、支給決定の取り消し、災害等による特例措置。 ・高額障がい児入所給付費の支給決定、支弁。	福祉局	法令	政令市		0.0	84				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		177	特定入所障がい児食費等給付費	・特定入所障がい児食費等給付費の支給。	福祉局	法令	政令市		0.1	24,138				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		178	法に基づく措置費(虐待時などの措置)	・虐待など、障がい児の人権保護のために措置による施設入所にかかる費用を支弁する。	福祉局	法令	政令市		1.0	549,295				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		179	法に基づく措置費(虐待時などの措置:入所)(区)	・扶養義務者から入所の措置にかかる費用の一部を負担能力に応じて徴収する。	福祉局	法令	政令市		0.0	11				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		180	障がい児施設契約制度事務費(区)	障がい児施設契約制度の実施にかかる事務費	福祉局	任意			0.0	149				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		181	法に基づく措置費(やむを得ない事由による措置)	・障がい児通所支援を必要とする障がい児の保護者が、やむを得ない事由により障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、障がい児通所支援の提供を委託することができる。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規人員)	事業費 [総事業費 【人件費除く】]	事務分担率			考え方	
											広域	特別区			
												各区	連携		
		182	法に基づく措置費(虐待時などの措置:通所)(区)	・扶養義務者から通所の措置にかかる費用の一部を負担能力に応じて徴収する。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。	
26	障がい者施設の設置・運営	183	障がい者支援施設の設置	都道府県(政令市・中核市)による障がい者支援施設の設置	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。	
		184	早川福祉会館の運営	・障がい者の自立及び社会参加を支援し、その福祉を増進することを目的として設置。(東住吉区) ・その目的を達成するため、次の事業を行う。 視覚障がい者のための図書その他の資料の収集及び提供、障がい者の自立及び社会参加に関する相談及び啓発、集会その他各種行事の場の提供	福祉局	法令	中核市		0.0	35,808				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、所在区で運営。	
		185	点字図書館等運営費補助	早川福祉会館(東住吉区)において、点字図書室を設置し、運営。	福祉局	任意				0.1	50,990				特別区で運営を行う早川福祉会館の事業であり、各特別区において判断の上実施。
		186	敷津浦学園管理運営費	知的障がい児入所施設である大阪市立敷津浦学園の管理・運営費の支出を行う。	福祉局	法令	一般市			0.1	29,718			一組	地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、特別区において運営するが、同種の施設に偏在が見られることから、特別区の一部事務組合等で管理運営。
		187	障がい者スポーツセンター運営等	舞洲・長居の障がい者スポーツセンターの運営を指定管理者に委託して実施 (委託期間:~H28.3.31、委託先:(社)福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会)	福祉局	任意				2.0	673,739			一組	住民に身近な障がい者支援の拠点として特別区において運営するが、特別区単体での運営は困難であり、特別区の一部事務組合等で管理運営。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		188	障がい者スポーツセンター運営等	都島こども園(都島区)、姫島こども園(西淀川区)、淡路こども園(東淀川区)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	法令	一般市		0.0	0			一組	住民に身近な障がい児通園施設として特別区において運営するが、同種の施設に偏在が見られることから、特別区の一部事務組合等で管理運営。
		189	障がい者スポーツセンター運営等	此花作業指導所(此花区)、中央授産場(天王寺区)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意			0.0	0				住民に身近な障がい者就労支援施設として、所在区において運営。
		190	障がい者スポーツセンター運営等	千里作業指導所(吹田市)の運営を指定管理者に委託して実施。	福祉局	任意			0.0	0			一組	住民に身近な障がい者就労支援施設として特別区において運営するが、市域外に立地しており、特別区の一部事務組合等で管理運営。
		191	心身障がい者リハビリテーションセンターの運営	・心身に障がいのある児童の各種相談に応じて、助言・指導 ・総合医療相談(からだの相談クリニック)や健康診査事業の実施 ・施設維持管理 ・指定管理者制度の業務(更生療育センター・指定障がい者支援施設・児童発達支援センター) ・研究・研修・情報サービス	福祉局	任意			25.4	115,345			一組	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の業務については、機関の共同設置等により実施。 更生療育センターの運営、施設の保有については、住民に身近な障がい者支援の拠点として、特別区の一部事務組合等で実施。
27	障がい者福祉関連	192	障がい児等療育支援事業	主として障がい受容が進んでいないために、法定給付事業を受けることが出来ない本市内に住所を有する在宅障がい児(者)及びその保護者を対象に、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、施設職員への指導を実施	福祉局	法令	中核市		0.6	31,492				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		193	障がい者相談支援事業(基幹相談支援センター)	各区障がい者相談支援センターの統括・後方支援等、障がい者相談支援体制の充実を図る(早川福祉会館(東住吉区)内に設置)	福祉局	法令	一般市		0.3	39,959				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		194	障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等からの相談に応じ、利用者の目的や意思等の状況に応じて必要な情報提供・助言その他福祉サービス利用支援等を適切に実施する。	福祉局	法令	一般市		0.0	333,386				住民に身近な相談事業として各特別区で実施。
		195	地域生活支援事業(障がい福祉課)	障がい者等が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の更生労働省令で定める便宜を供与するなどの事業を実施。	福祉局	法令	一般市		2.0	117,224				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		196	重度障がい者入浴サービス	重度の身体障がい者で、介護人の介護をしても入浴の困難な障がい者に対して、移動入浴車で、看護職員、介護職員3名のチームで訪問し、浴槽を居室に搬入して入浴サービスを行う。	福祉局	法令	一般市		0.4	199,760				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		197	重度障がい者入浴サービス(区)	重度の身体障がい者で、介護人の介護をしても入浴の困難な障がい者に対して、移動入浴車で、看護職員、介護職員3名のチームで訪問し、浴槽を居室に搬入して入浴サービスを行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		198	地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援事業</li> <li>・地域活動支援センター事業(生活支援型)</li> <li>・地域活動支援センター事業(活動支援型)</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・住宅改修費給付事業</li> <li>・点字図書給付事業</li> <li>・障がい者情報バリアフリー化支援事業</li> <li>・重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業</li> <li>・日中一時支援事業</li> <li>・障がい者福祉ホーム事業</li> </ul>	福祉局	法令	一般市		7.7	4,645,845				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		199	地域生活支援事業(区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動支援事業</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・住宅改修費給付事業</li> <li>・点字図書給付事業</li> <li>・障がい者情報バリアフリー化支援事業</li> <li>・重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業</li> <li>・日中一時支援事業</li> </ul>	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		200	知的障がい者における介護員資格取得・就労支援事業	・知的障がい者の介護員資格取得を支援し、介護現場での就労の促進と職業生活における自立の安定を図る。	福祉局	任意			0.1	6,928				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		201	障がい者福祉施設等製作物(授産製品)販売促進支援事業	・障がい者支援施設で製作された製品の販売促進を通じて障がい者の工賃増進を図り、障がい者の就労による自立・生活水準の向上を図る。 ・インターネットショッピングモールサイトを設置し販売促進を図っている。	福祉局	任意			0.1	6,534				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		202	障がい者能力開発訓練施設運営助成	・障がい者を対象に、一般企業への雇用に向けた職業訓練を行い就労の促進を図っている訓練施設に対し運営補助を行っている。	福祉局	任意			0.1	59,230				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		203	障がい者就業・生活支援センター事業	・障がい者の就業に関する相談から就職・就職定着まで一貫した支援を行い、障がい者の雇用促進と職業的自立の安定を図る。 (淀川(淀川区)、北部(旭区)、西部(港区)、南部(平野区)、中部(西成区)、南西部(住之江区)の6センター。このほかに中央センター(天王寺区)あり)	福祉局	任意			0.4	90,400				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		204	知的障がい者長期受入プロジェクト	大阪市における知的障がい者の職員採用に向け、1年間の嘱託雇用を基本とした長期受入を実施する。	福祉局	任意			0.1	2,218				地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		205	知的障がい者短期受入プロジェクト	職員への障がい者就労に関する啓発を目的として、本市の臨時職員(アルバイト)雇用契約制度を活用し有償で受入を行う。	福祉局	任意			0.1	0				地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		206	ジョブコーチ(指導員)派遣事業	・「知的障がい者受入プロジェクト」の実施にあたり、本市職員に対する事前研修などの就業相談や受け入れた知的障がい者への相談・助言・指導を行うジョブコーチ(指導員)を派遣	福祉局	任意			0.1	3,740				地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		207	障がい児通所支援事業等の開始等(届出を必要とせず設置する権限)	都道府県(政令市)による、障がい児通所支援事業又は障がい児相談支援事業(以下「障がい児通所支援事業等」という。)の事業開始等	福祉局	法令	政令市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		208	障がい者施策推進協議会業務(必置規定としての権限)	・障害者基本法等に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項並びに関係機関相互の連絡調整に関する事項等について審議する。	福祉局	法令	政令市		1.1	562				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。(特別区においては必置でないが、条例で定めるところにより協議会の設置が可能)
		209	3号随意契約各局調整業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を推進し、障がい者福祉施設で契約可能な物品、役務の調査を行い、契約の調整のため各局との協議を行う。	福祉局	法令	一般市		0.1	0				地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		210	障がい者支援計画・障がい福祉計画関連業務(障害者基本法)	障害者基本法に基づく市町村障がい者計画に関連する業務を行う。	福祉局	法令	一般市		0.9	1,426				各特別区の障がい者支援の基本となる計画であり、各特別区で実施。
		211	障がい者支援計画・障がい福祉計画関連業務(総合支援法)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、障がい福祉サービス等の必要な量の見込み及びその確保のための方策を定める障がい福祉計画に関連する業務	福祉局	法令	一般市		0.0	0				各特別区の障がい者支援の基本となる計画であり、各特別区で実施。
		212	全国在宅障がい児・者実態調査	新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料とするため、厚生労働省からの通知により、障がい児・者等の生活実態とニーズ把握を目的に調査を実施(調査の実施は不定期)	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。 現在は大阪市から直接厚生労働省に回答しているが、各特別区の回答を広域が集約して回答することとなる。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		213	地域自立支援協議会	課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価・地域ネットワークの構築	福祉局	法令	一般市		0.5	1,425				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		214	地域自立支援協議会(区)	課題等の解決に向けた方策検討や相談支援事業者の評価・地域ネットワークの構築	福祉局	法令	一般市		0.0	2,144				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		215	補助犬法に基づく相談業務	・補助犬利用者または、各種施設からの相談対応 ・市民に対する啓発・広報業務	福祉局	法令	中核市		0.1	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		216	生活訓練等事業等の開始、変更、廃止、休止の届出の受理	・国及び都道府県以外の者は、都道府県知事(中核市・政令市)に届け出て、身体障がい者生活訓練等事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業を行う。 ・国及び都道府県以外の者は、届け出た事項に変更を生じたときは、その旨を都道府県知事(中核市・政令市)に届ける。 ・国及び都道府県以外の者は、身体障がい者生活訓練等事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、都道府県知事(中核市・政令市)に届ける。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		217	市営交通料金福祉措置	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			0.8	1,404,424				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者等の福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		218	市営交通料金福祉措置(区)	身体障がい者・知的障がい者・戦傷病者・原爆被爆者に対し、社会参加の促進と援助を目的に、「交通局身体障害者等乗車料金割引等に関する規定」に基づきその障がいの程度により無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。	福祉局	任意			0.0	81,104				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者等の福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		219	障がい児(者)歯科診療事業	・障がい児(者)歯科診療を行う医療機関等に対し、障がい児(者)の歯科診療・治療に必要な人件費等を補助。	福祉局	任意			0.3	10,274				広域で実施する拠点整備に加え、地域における診療体制を整備する事務であり、各特別区で判断の上実施。
		220	知的障がい児母子訓練事業	・在宅の知的障がい児(幼児)が、親子で訓練センターへ通所することにより、集団の中で基本的な生活訓練を行い、身辺自立能力の向上、社会適応を促進するとともに、その母親に対して、家庭における養育上の知識技術について指導し、心理的援助を与え、もってその福祉の向上を図る。	福祉局	任意			0.5	33,383				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		221	リフト付バス運行事業	重度肢体不自由者が、自立更生の意欲を高め、明るい生活への希望を持つことを目的に団体の野外活動や社会見学などを行う際に、移動に必要なリフト付バスを運行する。	福祉局	任意			0.1	8,036				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		222	障がい者(児)福祉バス借上助成	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			0.1	4,442				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		223	障がい者(児)福祉バス借上助成(区)	本市に居住する身体障がい児(者)、知的障がい児(者)及びその家族で構成する団体が研修会等を実施する場合に、その事業に使用するバスの借上げにかかる費用の2分の1を1台につき51,500円を限度として補助することにより、障がい者の社会参加と福祉の向上に寄与する。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		224	重度障がい者タクシー料金助成	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通無料乗車証と選択制)	福祉局	任意			2.8	925,258				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【総事業費 【人件費除く】】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		225	重度障がい者タクシー料金助成(区)	重度障がい者を対象として、移動手段の確保ならびに社会参加の促進を図るため、市営交通機関無料乗車証の交付を受けていない障がい者に対し、タクシー料金の初乗り運賃相当額の一部または全部を乗車券(年間96枚)で給付する(市営交通無料乗車証と選択制)	福祉局	任意			0.0	28,726				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		226	ひとにやさしいまちづくり市民啓発事業	障がい者や高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に活動できる「ひとにやさしいまちづくり」を推進するため啓発事業を行う。	福祉局	任意			0.3	1,382				地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		227	身体障がい者・知的障がい者相談員	大阪市長から委嘱された知的障がい者相談員、身体障がい者相談員が、知的障がい者・その保護者、身体障がい者からの相談に応じ、必要な指導・援助を行う。	福祉局	法令	一般市		0.4	4,830				地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		228	身体障がい者・知的障がい者相談員(区)	大阪市長から委嘱された知的障がい者相談員、身体障がい者相談員が、知的障がい者・その保護者、身体障がい者からの相談に応じ、必要な指導・援助を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな対応による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		229	精神障がい者相談員	・精神障がい者相談員は、主に精神障がい者やその家族であって、精神障がい者の保健、医療及び福祉に関する豊富な経験を有し、他の精神障がい者の相談、指導を行うことが適当と認められる原則65歳未満の者で、市町村長が推薦した者に対して大阪府知事が委嘱する。 ・精神障がい者相談員は、精神障がい者の立場になって、服薬や日頃の生活における不安等、精神障がい者の身近な問題についているいるな相談に応じる。また、地域活動の推進、市町村や保健所等の関係機関の業務に対する協力、精神障がいに対する府民の認識と理解を深める等、精神障がい者の保健・医療・福祉の増進に資するための活動を行う。(府内28市町村に権限移譲済み)	府福祉部	任意			0.1	477				住民に身近な特別区において実施することによる精神障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		230	障がい者福祉啓発事業(ふれあいキャンペーン)	障がい者の抱える問題について、市民に理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。	福祉局	任意			0.5	475				地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		231	市営特定住宅募集事業(障がい分)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			0.5	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		232	市営特定住宅募集事業(障がい分)(区)	ひとり親・高齢者・障がい者の世帯の方を対象に、市営住宅の募集を行う。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		233	身体障がい者自動車改造費補助	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意			0.0	1,416				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		234	身体障がい者自動車改造費補助(区)	身体障がい者(上肢、下肢、体幹の1・2級)が就労に伴い自ら運転する自動車の改造に要する経費の2分の1を10万円を限度に補助する。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		235	NHK放送受信料減免証明書の交付事業	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意			0.2	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		236	NHK放送受信料減免証明書の交付事業(区)	放送受信料の全額免除または半額免除に必要な証明を交付するにあたって、窓口対応及び調査を行う。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		237	有料道路割引証の交付事業	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		238	有料道路割引証の交付事業(区)	有料道路各社が身体障がい者に対し、有料道路の割引を行っており、当該各社への申請に必要な市町村証明等を行う。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		239	その他障がい福祉業務	法律には直接基づかない障がい者福祉に関する事務の実施。 ・原爆被害者福祉事業 ・福祉のあらし(録音版) ・区役所事務研究会 ・区役所事務指導・研修 ・各種団体協議・意見交換会 ・民間障がい児者施設中規模改修助成 ・もと日之出共同作業場管理、もと浪速第1温泉施設の活用 ・災害時の障がい者支援関連業務 ほか	福祉局	任意			2.0	159,215				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		240	障がい児にかかる本市独自事業等	・障がい児施設又は児童放課後等サービス等を利用する児童の兄弟に保育所を利用する児童がいる世帯の負担軽減。 ・障がい児施設の児童の処遇向上を図る。 ・公立施設を運営している法人に対し、民間施設と差等が生じている運営費を調整。 ・障がい児施設契約制度の実施に係る事務費	福祉局	任意			0.8	33,852				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		241	障がい者にかかる本市独自事業等	・重症心身障がい者施設通所助成 ・障がい者訓練等通所交通費 ・強度行動障がい者処遇改善事業 ・障がい者リハビリテーション促進事業 ・難聴児補聴器給付事業	福祉局	任意			0.9	61,064				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		28	障がい者等に対する手当、給付金等	242	特別障がい者手当等の支給	日常生活に常時特別な介護を必要とされる最重度の障がい者に対して、その負担の軽減のため特別障がい者手当等を支給する。	福祉局	法令	一般市	0.7	1,300,041			
		243	特別障がい者手当等の支給(区)	日常生活に常時特別な介護を必要とされる最重度の障がい者に対して、その負担の軽減のため特別障がい者手当等を支給する。	福祉局	法令	一般市	0.0	1,421				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		244	特別児童扶養手当	政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。	福祉局	法令	一般市		0.2	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		245	特別児童扶養手当(区)	政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している父母(主として児童の生計を維持するいずれか1人)または養育者に手当を支給し福祉の増進を図る。	福祉局	法令	一般市		0.0	978				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		246	重症心身障がい者介護手当の支給(区)	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意			0.0	0				受給資格の認定申請の受理等に関する事務については、住民の利便性向上の観点から、各特別区で実施。
		247	外国人心身障がい者給付金支給事業	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人心身障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意			0.3	26,880				【大阪市外国人心身障がい者給付金】 地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。 【大阪府重度障がい者特例支援給付金】 受給申請の受理等に関する事務については、住民の利便性向上の観点から各特別区で実施。
		248	外国人心身障がい者給付金支給事業(区)	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で障がい基礎年金等を受けない重度障がい者に対し、次の給付金を支給する。 ・大阪市外国人心身障がい者給付金 ・大阪府重度障がい者特例支援給付金(給付の窓口業務のみ実施)	福祉局	任意			0.0	0				【大阪市外国人心身障がい者給付金】 地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。 【大阪府重度障がい者特例支援給付金】 受給申請の受理等に関する事務については、住民の利便性向上の観点から各特別区で実施。
		249	心身障がい者扶養共済事業(区)	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がいを有する状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意			0.0	0				加入申込みの受理等に関する事務については、住民の利便性向上の観点から各特別区で実施。 市独自の保険料減免制度の実施については、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
29	重症心身障がい者介護手当	250	重症心身障がい者介護手当の支給	重症心身障がい者の介護をする者に対し、重症心身障がい者介護手当を支給する。	福祉局	任意			0.6	104,620				手当の支給については、府規則に基づき広域で統一実施。
30	心身障がい者扶養共済事業	251	心身障がい者扶養共済事業	障がい者(児)を扶養している方が加入者となり、加入者の死亡または重度の障がい有する状態になったとき、障がい者(児)本人に終身年金を支給する。	福祉局	任意			1.7	96,511				共済制度については、府条例に基づき広域で統一実施。
31	障がい者歯科診療センターの運営	252	障がい者(児)歯科診療事業	・障がい者(児)の歯科診療は、一般開業医での対応が困難な状況にあるため、大阪府・大阪市が共同で社団法人大阪府歯科医師会に対し「障がい者歯科診療センター」の運営委託を実施。	福祉局	任意			0.2	22,052				府内全域を対象とした障がい者(児)歯科診療の拠点施設のため、広域で実施。
		253	障がい者歯科診療体制整備事業費(障がい者歯科診療事業(委託事業))	障がいを有する患者に対する医療提供体制構築のため、障がい者歯科診療センターを大阪市と共同で整備し、(社)大阪府歯科医師会へ運営を委託し、障がい者の歯科保健の向上、保持増進を図っている。	府健康医療部	任意			0.0	25,500				府内全域を対象とした障がい者歯科診療の拠点施設のため、広域で実施。
32	障がい者福祉啓発事業(内閣府共催分)	254	障がい者福祉啓発事業(理解促進事業)	・内閣府との共催で障がいや障がい者に関わる「体験作文」と「障がい者週間のポスター」を広く募集し、優秀作品を表彰。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				内閣府と都道府県、政令市の共催事業であり、広域で統一実施。
33	障がい者の競技スポーツ振興	255	障がい者スポーツ振興事業(政令市)	全国障がい者スポーツ大会への選手派遣および全国障がい者スポーツ大会に係る団体競技地区選の開催。	福祉局	要綱	政令市		0.0	9,142				府域全体で選手を選考する必要があり、広域で統一実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		256	知的障がい者スポーツ大阪大会	知的障がい者(児)が広くスポーツを通じて心身の向上を図り、交流の輪を広げ、社会参加を実現する場として開催される知的障がい者スポーツ大阪大会に対し、その大会経費の一部を補助する。	福祉局	任意			0.2	220				府内全域を対象に開催している大会であり、広域で統一的に実施。
		257	障がい者スポーツ振興事業(任意事務等)	障がい者スポーツ振興事業のうち、全国障がい者スポーツ大会の出場選手選考会	福祉局	法令	一般市		0.0	0				全国障がい者スポーツ大会の出場選手選考会は、広域で統一的に実施。
34	障がい者スポーツ振興	258	障がい者スポーツ国際親善大会	スポーツを通じて自己の能力への挑戦、健康保持・増進と相互交流を深め、自立と社会参加を促進するとともに、市民の障がい者への理解を深めることを目的として世界の強豪チームが参加するバスケットボール大会を開催。障がい者スポーツの普及振興・国際交流や親善を図る。	福祉局	任意			0.3	17,000				地域の実情に応じた施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		259	障がい者スポーツ振興事業(任意事務等)	大阪市障がい者スポーツ大会の開催や、障がい者スポーツの普及振興に取り組む。(全国障がい者スポーツ大会の出場選手選考会を除く。)	福祉局	法令	一般市		0.3	17,670				地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		260	障がい者福祉啓発事業(理解促進事業)	・障がい者の抱える問題について、市民に理解と関心を深め、障がい者の自立と社会参加を促進。 ・障がい者週間の趣旨にふさわしい事業を実施。	福祉局	法令	一般市		0.2	505				地域の実情に応じたきめ細かな施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		261	障がい者スキー教室	障がい者スキー教室を通じて体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的・社会的更生の効果を図るとともに、障がい者に対する理解の増進と体力の高揚を図り、もって障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	福祉局	任意			0.2	3,480				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		262	点字図書館等運営費補助	点字図書館を運営している社会福祉法人日本ライオンハウスに対し、運営補助を実施。	福祉局	任意			0.1	64,350				点字図書館は府内で設置数が限られており、広く府民に利用していただけるよう広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【総事業費 【人件費除く】】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
36	民間高齢者施設の認可、指定、指導等	263	高齢者福祉施設の設置認可、管理運営等(老人福祉法関係)	・社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて、基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。 ・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について条例で定める。	福祉局	法令	中核市		1.0	0				地域の実情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		264	高齢者福祉施設(軽費老人ホーム)の設置認可、管理運営等(社会福祉法関係)	・法人が設置する軽費老人ホームについて、設備運営基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。 ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について条例で定める。	福祉局	法令	中核市		0.1	0				地域の実情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		265	高齢者福祉施設の設置認可、管理運営等(構造改革特別区域法関係)	・構造改革特別区域として認定を受けた場合に、選定事業者である法人が設置する特別養護老人ホームについて、設備運営基準をもとに審査を行い、基準に適合していると認められる施設について設置の認可等を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		266	高齢者関連施設の指定・指導等事務	介護保険事業者指定指導業務 介護保険施設の指定・開設許可、届出の受理、 介護保険サービス事業者に対する指導・監査 介護給付等費用適正化関連業務 給付情報、ケアプラン等の点検、事業者への介護給付適正化研修の実施	福祉局	法令	中核市		2.0	113				地域の実情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		267	特定民間施設整備計画に係る厚生労働大臣からの意見聴取等	・厚生労働大臣が特定民間施設整備計画の認定をしようとするときに、その求めに応じ、意見を述べる ・厚生労働大臣が当該計画の認定をしたときに、その旨の通知を受理	福祉局	法令	政令市		0.0	0				政令市でなくなることにより、厚生労働大臣は都道府県に意見聴取し、都道府県はあらかじめ特別区に意見を聴くこととなるため、各特別区は都道府県に対する意見申述事務を実施。
		268	市町村整備計画に掲載された介護関連施設の届出の受理	・「市町村整備計画」に基づき施設整備を行う者からの届出を受理 ・事業対象は、老人居宅生活支援事業が実施される施設・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム	福祉局	法令	中核市		0.3	0				地域の実情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		269	介護保険給付にかかる施設等への実地指導	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし施設等に対する指導を行う。	福祉局	法令	一般市		6.0	0				地域の实情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		270	介護施設・事業者の指定・指導等事務	介護保険事業者指定指導業務 介護保険施設の指定・開設許可、届出の受理 介護保険サービス事業者に対する指導・監査 介護給付等費用適正化関連業務 給付情報、ケアプラン等の点検、事業者への介護給付適正化研修の実施	福祉局	法令	中核市		4.0	23,251				地域の实情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		271	社会福祉法人・施設監査業務(老人福祉法)	社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームについて報告聴取等	福祉局	法令	中核市		2.1	1,745				地域の实情に応じた施策展開による高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
37	介護保険事業	272	介護保険関係事務	介護保険の保険者として介護保険事業の運営を行っている。  介護保険事業特別会計 事業費 2,033億円 うち一般会計繰入金 306億円	福祉局	法令	一般市		53.0	29,244,844			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		273	介護保険関係事務(区)	介護保険の保険者として介護保険事業の運営を行っている。	福祉局	法令	一般市		0.0	0			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正規)	事業費 総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		274	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経費(介護保険法関係)	・高齢者施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進している。本計画は3年を1期(次期27年度～29年度)として計画策定を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		275	地域包括支援センター職員等研修事業	・地域包括支援センターに携わる職員、新予防給付ケアマネジメントに従事する介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者に対し研修を行うことにより、介護保険制度改正で新たに位置づけられた新予防給付や地域支援事業の効果的かつ適正な実施を図る。	福祉局	任意			0.3	715			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		276	地域包括支援センター運営協議会	・介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、大阪市地域包括支援センター運営協議会及び各区地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に協議会を開催する。	福祉局	法令	一般市		1.9	464			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		277	地域包括支援センター運営協議会(区)	・介護保険法施行規則に基づき、地域包括支援センターの中立性・公平性を担保し、円滑な運営を図るとともに地域包括ケアを推進するため、大阪市地域包括支援センター運営協議会及び各区地域包括支援センター運営協議会を設置し、定期的に協議会を開催する。	福祉局	法令	一般市		0.0	186			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		278	地域包括支援センター運営関連事業	・地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談、権利擁護、継続的・包括的ケアマネジメント及び介護予防ケアマネジメント事業を実施。 ・併せて地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口を設置し、総合相談、権利擁護事業を実施。	福祉局	法令	一般市		2.0	445,986			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		279	介護予防事業	・生活機能の低下が認められ要支援・要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対し、介護予防事業（複合型）、運動器の機能向上事業、閉じこもり等予防事業、訪問型介護予防事業などの二次予防事業を実施 ・介護予防に関する活動の普及・啓発などの一次予防事業を実施	福祉局	法令	一般市		12.0	119,545			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		280	介護予防事業（区）	(一次予防事業) ・介護予防地域健康講座・健康相談 ・介護予防地域健康情報発信事業 ・健康づくり展げる講座（H23年までは介護予防指導者養成講座）	福祉局	法令	一般市		0.0	1,476			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		281	介護用品支給事業・家族介護慰労金支給事業・緊急通報システム	・在宅の要介護高齢者に紙おむつなどの各種介護用品を給付 ・要介護4・5に該当し、過去1年介護保険サービスを利用していない高齢者を介護する市民税非課税世帯の家族に月額10万円の慰労金を支給	福祉局	法令	一般市		1.6	206,710			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		282	介護用品支給事業・家族介護慰労金支給事業・緊急通報システム(区)	・在宅の要介護高齢者に紙おむつなどの各種介護用品を給付 ・要介護4・5に該当し、過去1年介護保険サービスを利用していない高齢者を介護する市民税非課税世帯の家族に年額10万円の慰労金を支給	福祉局	法令	一般市		0.0	616			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		283	家族介護支援事業・ケア付住宅生活援助員設置事業・生活支援型食事サービス事業・徘徊認知症高齢者位置情報探索事業	・講演会、交流会等の開催を通じ、家族介護者、当事者組織を育成・支援 ・市営等のケア付住宅に生活援助員を配置 ・ひとり暮らし等高齢者に食事を配達。安否確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡 ・徘徊を伴う認知症高齢者を介護する家族等に、認知症高齢者の位置探索情報を提供	福祉局	法令	一般市		1.8	123,059			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		284	認知症等高齢者支援地域連携事業	・区レベルで認知症高齢者を支援する医療と介護・福祉関係者のネットワークづくりと協働を促進するため、定期的な連絡会やシンポジウム・研修等を実施する。	福祉局	法令	一般市		0.5	1,324			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		285	高齢者相談支援サポート事業(認知症サポーター等養成業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	福祉局	要綱	一般市		0.4	1,420			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規) 人員	事業費 総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		286	認知症介護研修事業(一般市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等に認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施する。	福祉局	要綱	一般市		0.7	0			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		287	大阪市介護保険施設情報提供等事業	介護保険施設の入所申込関係情報を一元的に集約し、施設入所の必要性及び緊急性が著しく高いと認められる方に施設入所の斡旋を行うと共に、地域包括支援センターに対して情報提供を行い、介護サービスを利用している在宅の要介護者の不安の解消と、担当ケアマネジャーの負担の軽減を図る。	福祉局	要綱	一般市		0.2	1,848			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		288	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が、豊かな社会経験と知識・技能を生かし、各区老連を中心とした「総合推進会議」を設置。地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、様々な地域の施設を活用し、各種事業を自主的に行うことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び介護予防の促進を図る。	福祉局	要綱	一般市		0.3	3,461			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		289	地域支援事業等	・介護給付費等費用適正化事務事業 ・住宅改修理由書作成支援事業 ・介護保険法の円滑な実施のための特別対策(低所得者への利用者負担額軽減)	福祉局	要綱	一般市		2.8	64,514			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。 介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		290	介護保険市単独事業	・おおさか介護サービス相談センター事業 介護保険サービス等に関する相談を受け、斡旋・調停等の法的手段を用いて苦情解決を図る ・介護保険料収率向上の取組み ・介護保険システム業務 介護保険システム管理運営・システム改修・帳票等の作成等業務	福祉局	任意			3.2	537,356			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
		291	介護保険料徴収	介護保険法に基づき、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。また、介護保険事業の健全な運営の確保のため、介護保険料を徴収する。	福祉局	法令	一般市		6.0	0			一組	介護保険については基礎自治体の事務であるが、大阪府域において広域化等の検討がなされており、また現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどから、移行時には特別区の一部事務組合等により実施。介護保険事業は高齢者福祉に資する地域に密着した事業であることを踏まえ、各特別区による主体的な創意工夫が期待できるよう水平連携の実施主体との適切な役割分担を構築。
38	高齢者福祉関連	292	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経費(老人福祉法関係)	・高齢者施策の推進にあたっては、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき推進している。本計画は3年を1期として計画策定を行う。	福祉局	法令	一般市		1.0	2,796				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		293	法施行事務費(区)	・高齢福祉関係事務説明会(出張旅費)	福祉局	任意			0.0	22				高齢者福祉の向上に資するため、住民サービスの維持向上、住民ニーズをより反映させる観点から各特別区で実施。
		294	市町村整備計画	厚生労働省老健局において策定している「地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱」に基づき、各中学校区を日常生活圏域の単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に各年度に実施する基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画を作成し、提出	福祉局	法令	一般市		0.1	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		295	介護老人保健施設の整備	本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、計画的に整備を進めるため、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、相談の受付、設計図面の検査、必要な助言を行う。	福祉局	任意			0.9	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		296	高齢者相談支援サポート事業 (相談支援業務)	・「認知症サポーター養成研修事業」の企画・立案及び実施を行い、「キャラバンメイト」を養成するとともに「キャラバンメイト」による研修を実施し、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。 ・地域包括支援センター等をはじめとした介護施設・事業所からの相談に対し、専門的な助言・指導等を行うことにより、課題解決を図ることができるよう、これらの機関に対する後方支援を行う。また、相談事例等を蓄積しフィードバックすることにより、関係機関の専門性を高め、質の向上を図る。	福祉局	任意			0.0	21,376				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		297	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	・寝具の衛生管理が困難な高齢者の方に、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供する。	福祉局	任意			0.2	30,433				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		298	日常生活用具給付事業(高齢者用電話含む)	・在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、電話の設置経費の助成を行い、日常生活を容易とする。(平成21年10月 貸与から設置助成に変更) ・在宅の要介護高齢者及び防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易なものにするため、日常生活用具を給付する。	福祉局	法令	一般市		0.9	19,911				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		299	日常生活用具給付事業(高齢者用電話含む)(区)	・在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、電話の設置経費の助成を行い、日常生活を容易とする。(平成21年10月 貸与から設置助成に変更) ・在宅の要介護高齢者及び防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等の日常生活を容易なものにするため、日常生活用具を給付する。	福祉局	法令	一般市		0.0	105				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		300	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅出張してサービスを提供(H24終了) ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意			1.3	62,488				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。 高齢者訪問理美容サービス事業については、平成24年度未終了。
		301	高齢者訪問理美容サービス事業・在日外国人高齢者給付金支給事業・福祉目的住宅募集(区)	・介護を要する在宅の高齢者の方に、理容師・美容師が自宅出張してサービスを提供 ・在日外国人高齢者の方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対して支給 ・高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象とした市営住宅入居者募集の実施	福祉局	任意			0.0	70				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。 高齢者訪問理美容サービス事業については、平成24年度未終了。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 【総事業費 【人件費除く】】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		302	ふれあい型食事サービス事業	・地域のボランティア等の協力を得て、ひとり暮らし等の高齢者を対象に、地域の集会所など配食し、会食のサービスを行う。	福祉局	任意			0.6	181,958				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		303	認知症対策連携強化事業	・認知症の専門的医療の提供体制を強化するため、認知症疾患医療センターが整備されることに伴い、それに対応して地域包括支援センターに認知症連携担当者を新たに配置し、地域における認知症ケア体制及び医療との連携体制の更なる強化を図る。	福祉局	要綱	一般市		0.4	23,356				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		304	障がい者控除対象者認定書交付業務	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市		0.4	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		305	障がい者控除対象者認定書交付業務(区)	・所得税等の障がい者控除の対象となる高齢者に対し、要介護認定における日常生活自立度もしくは医師の診断書により判断し、「障がい者控除対象者認定書」を交付する。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		306	高齢者住宅改修費助成事業	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要とされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意			0.4	134,815				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		307	高齢者住宅改修費助成事業(区)	・介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対し、介護保険制度を補完する制度として高齢者住宅改修費助成事業を実施。また、要介護認定で非該当となった方で介護予防・生活支援の観点から真に必要とされる高齢者に対し、住宅改修費を助成。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		308	老人ホーム等の職員研修	各老人福祉施設に対して、施設長研修やユニットケア研修等について情報提供を行うとともに、研修の内容により参加の取りまとめを行う。	福祉局	任意			0.2	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		309	小遣金支給決定事務	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。	福祉局	任意			0.1	10,652				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		310	小遣金支給決定事務(区)	養護老人ホーム入所者のうち、各月の初日に在籍している無年金者に対して、日常生活における嗜好品等の必要不可欠な費用を支給する。 (支給対象者の決定、支給)	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		311	生活支援ハウス運営事業	大阪市内に住所を有する60歳以上の者で、かつ、ひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者若しくは家族による援助を受けることが困難な者であって高齢等のため独立して生活することに不安があると保健福祉センター所長が認めたものを対象に、安心して健康で明るい生活を送れるように生活支援ハウスを運営。 大阪市所管生活支援ハウス：淀川区、東淀川区、東成区、住之江区	福祉局	要綱	一般市		0.2	47,940				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		312	生活支援ハウス運営事業(区)	生活支援ハウスの利用承認・取消し及び利用者の収入額に応じた負担額を決定する。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		313	老人福祉施設利用者処遇向上推進事業	本市所管の老人福祉施設職員の研修や施設運営にかかる調査研究等を行うことにより、施設従事者の資質の向上と施設の充実・向上、また、老人福祉の推進を図るとともに、入所者及び利用者の処遇向上に努めることを目的とする。	福祉局	任意			0.3	955				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		314	老人憩の家整備・運営助成(地域高齢者活動拠点(老人憩の家)提供事業助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、施設の運営にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市		0.9	162,498				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人) 員規	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		315	老人憩の家整備・運営助成(老人憩の家整備助成)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	要綱	一般市		0.3	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		316	老人憩の家改修整備事業	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に設置しており、地域において自主的に老人憩の家の老朽化に伴う改修及び段差改修等を行う場合にかかる費用の一部を補助する。	福祉局	任意			0.8	11,000				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		317	老人憩の家整備・運営助成(区)	高齢者の生きがいと社会参加を支援するため、高齢者の活動拠点として小学校区を基本に、地域において自主的に老人憩の家を建設しようとする場合や改修・運営にかかる費用の一部を補助するにあたり、憩の家との連絡調整等の事務を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		318	高齢者入浴利用料割引事業	高齢者の健康増進とその孤独感の解消を図るため、70歳以上の高齢者を対象として、本市に対して補助金申請を行った公衆浴場が、毎月1日と15日の月2回、割り引き入浴サービスを実施する。	福祉局	任意			0.4	46,984				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		319	高齢者福祉月間事業	市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者自身の社会参加意欲を高めることを目的に、毎年9月を高齢者福祉月間と定め、高齢者福祉大会や俳句大会などの事業を実施する。	福祉局	要綱	一般市		0.5	1,734				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		320	高齢者就業機会確保事業補助	定年退職後などに、常勤雇用でなくとも何らかの就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって追加的収入を得るとともに、自らの生きがい充実や社会参加を希望する高齢者に対して、臨時的・短期的な仕事を提供する公益社団法人大阪市シルバー人材センターへの助成を行う。	福祉局	法令	一般市		0.5	48,400				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		321	シルバーボランティアセンター運営事業補助	高齢者の力を発揮して社会に役立て、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者(おおむね60歳以上)のボランティア活動の増進を図り、自らの体験と能力を生かした活力ある地域づくりに寄与するために、高齢者による高齢者のためのボランティアセンターの運営を補助する。	福祉局	任意			0.3	2,813				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		322	老人クラブ育成助成	老人クラブの育成とその健全な発展を図るため、単位老人クラブへの助成、区及び市老人クラブ連合会へ助成等の事業を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.7	121,057				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		323	敬老優待乗車証交付事業	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			2.2	9,503,766				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		324	敬老優待乗車証交付事業(区)	大阪市在住の70歳以上の高齢者に、大阪市営交通(地下鉄・バス・ニュートラム)を無料で利用できる敬老優待乗車証を交付する。	福祉局	任意			0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		325	老人クラブ活動推進員設置事業	市内各単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び市老人クラブ連合会が行う活動等の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、高齢者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等高齢者の福祉の増進を目的に、市老人クラブ連合会に老人クラブ活動推進員を3名、各区老人福祉センターに1名の事務補助員を設置	福祉局	要綱	政令市		0.6	84,941				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		326	介護用品支給事業・家族介護慰労金支給事業・緊急通報システム	・ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【総事業費 【人件費除く】】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		327	介護用品支給事業・家族介護慰労金支給事業・緊急通報システム(区)	・ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置及びペンダント型送信機を貸与	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		328	やむを得ない事由による措置(老人福祉法関係)	・おおむね65歳以上の者であって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置費支給及び経費管理	福祉局	法令	一般市		0.6	14,275				地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		329	やむを得ない事由による措置(老人福祉法関係)(区)	・おおむね65歳以上の者であって、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難であると認められる者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間に講じられる措置決定・廃止及びそれに伴う費用徴収	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		330	養護老人ホーム入所措置事務	・おおむね65歳以上であって、環境上の理由(健康状態・在宅生活状況)及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームへの入所措置(及び措置廃止)を行う。	福祉局	法令	一般市		1.5	3,054,456				地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		331	養護老人ホーム入所措置事務(区)	・おおむね65歳以上であって、環境上の理由(健康状態・在宅生活状況)及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームへの入所措置(及び措置廃止)を行う。	福祉局	法令	一般市		0.0	0				地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		332	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、実践リーダー研修修了者フォローアップ研修、認知症介護研修修了者ネットワーク支援事業	福祉局	要綱	政令市		0.0	2,307				広域で実施していない高齢者福祉に係る研修については、各特別区で判断の上実施。
		333	認知症高齢者支援ネットワークへの専門的支援事業	・大阪市立弘済院(吹田市)が認知症の専門医療機能と専門介護機能の一体的な提供によりこれまで培ってきたノウハウを活用し、医療職員等へ専門的技術や知識を研修等を通じて伝達する。	福祉局	要綱	政令市		0.4	6,000				大阪市立弘済院がこれまで培ってきたノウハウを引き続き活用する観点から、各特別区で判断の上、任意事務として実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 【総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
39	高齢者福祉に係る専門研修	334	認知症地域医療支援事業	・地域において認知症の診療に携わっている医師に対し、「認知症サポート医養成研修」に派遣し、認知症サポート医を養成するとともにかかりつけ医に対する認知症研修を実施し、診療の場で必要な知識と適切な対応の習得を図る。	福祉局	要綱	政令市		0.0	1,933				専門性の高い福祉人材の確保・育成については広域で実施。
		335	認知症介護研修事業(政令市権限)	・介護保険施設・事業者等に従事し相当の介護実務経験を有する者等に対して、認知症介護に関する専門的な知識の習得などを目的に認知症介護指導者養成研修を受講させる。	福祉局	要綱	政令市		0.0	3,308				専門性の高い福祉人材の確保・育成については広域で実施。
		336	社会福祉事業の従事者確保に関する事務	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して指定管理業務として委託している事業のうち、地域密着型サービス認知症介護研修	福祉局	要綱	政令市		0.0	1,197				専門性の高い福祉人材の確保・育成については広域で実施。
40	民間社会福祉施設の整備、運営等補助	337	民間社会福祉施設整備資金借入金利子補助金(経過措置)	社会福祉施設を整備する際の独立行政法人福祉医療機構からの借入金に係る利子のうち年2%を超えるものについて補助を行う。(平成16年4月1日に要綱廃止。現在、経過措置にて補助金交付)	福祉局	任意			0.3	21,086				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		338	社会福祉法人に対する補助(高齢者の福祉に関する事業)	・社会福祉法人が行う老人福祉施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム)の整備等に要する経費に対して助成することにより、整備促進を図り、高齢者の福祉の向上に資する。	福祉局	法令	中核市		1.6	2,902,409				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		339	軽費老人ホームサービス提供費補助	・老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを大阪市内に設置し、かつ運営する社会福祉法人に対し、サービスの提供に要する費用に充当する経費を補助することにより、利用者の処遇向上を図ることを目的とする。	福祉局	法令	中核市		0.9	587,289				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		340	介護療養型医療施設の転換	国は医療制度改革の一環として介護療養型医療施設をH29年度までに廃止し、療養病床を介護老人保健施設や有料老人ホーム等居住系サービス、あるいは転換整備を支援するため、介護老人保健施設等への転換にかかる改修等の経費を助成する。	福祉局	要綱	一般市		0.1	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の制限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		341	補助施設の財産処分・用途変更	既存施設から財産処分に係る申請があった際、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び関連国通知に基づき財産処分承認等を行うとともに、軽微なものについては用途変更の報告を受ける。	福祉局	法令	一般市		0.2	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各施設を所管する特別区で実施。
		342	老人福祉施設整備費貸付金償還金	社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する際、独立行政法人福祉医療機構等から借り入れができなかった場合に、本市が貸付を行ったものについて、その償還金について収受する。	福祉局	任意			0.3	0				地域の実情に応じたきめ細かな対応による高齢者福祉の向上の観点から、対象となる社会福祉施設等を所管する特別区で実施。
		343	老人福祉施設整備費償還金補助	民間社会福祉施設の入所者等の維持・向上及び経営の安定化の促進に資する目的から、社会福祉法人が社会福祉施設等の新築、改築又は増築に要した費用にかかる借入金の元金及び利子の償還に要する経費に対して補助金を交付する。	福祉局	任意			0.4	33,685				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		344	小規模多機能型居宅介護拠点の整備	小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供することにより、在宅での生活継続を支援するサービス類型。小規模多機能型居宅介護拠点を整備する社会福祉法人に対し、必要な助言、設計図面の検査や国の交付金を受けて整備補助を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.4	195,000				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		345	中規模改修	施設開所後一定年数を経過し、老朽等により改修等が必要となった民間社会福祉施設(民間老人福祉施設・民間障がい者・児施設・民間生活保護施設)の中規模改修に要する費用の一部を補助することにより、利用者の福祉向上に資することを目的としている。	福祉局	任意			0.1	6,430				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		346	特別養護老人ホームのユニット化改修助成	国は、先進的事業整備計画に基づく施設整備として「特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業」を進めており、本市としても、ユニット化を促進するため、当該整備を実施する法人に対し補助を行う。	福祉局	要綱	一般市		0.1	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人 員 規 模)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		347	認知症高齢者グループホームスプリンクラー設置助成	消防法施行令の一部改正に伴い、既存のグループホームにおいてもスプリンクラーの設置が義務づけられた。国は、スプリンクラーの設置に対し、市町村を経由して補助を行うこととしたことから、当該助成を実施する。	福祉局	要綱	一般市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
41	全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣	348	全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手団派遣事業	高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭(ねんりんピック)は、厚生省創立50周年を記念して昭和63(1988)年に開始されて以来、毎年開催し、長寿社会開発センター・厚生労働省・開催地の地方自治体の3者で開催。	福祉局	要綱	政令市		0.5	13,737				府域全体からの選考が必要であるため広域で統一的に実施。
42	高齢者施設の設置・運営	349	市立介護老人保健施設の運営	一般公募による指定管理者により施設運営しているおとしよりすこやかセンター5館について、運営状況の把握、監視業務及び市施設であることによる基幹的建物設備の改修業務を行う。 南部花園館(西成区)、南部館(平野区)、東部館(東成区)、北部館(旭区)、西部区(此花区)	福祉局	法令	一般市		0.9	33,435				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、所在区において運営。
		350	市立大畑山苑の運営	一般公募による指定管理者により施設運営している大阪市立大畑山苑(八尾市)について、運営状況の把握、監視業務及び市施設であることによる基幹的建物設備の改修業務を行う。	福祉局	法令	一般市		0.1	3,921		一組	地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から特別区において運営するが、市域外に所在する施設であり、特別区の一部事務組合等で実施。	
		351	老人福祉センター管理運営(26ヶ所)	各種相談・各種講座及び、レクリエーションの便宜供与等を実施することにより、高齢者の生きがいづくり、教養の向上、社会参加の促進を図り、さらに老人クラブ活動への指導・助言を行うなど高齢者の地域における生きがいづくりの拠点施設としての役割を担う。	福祉局	法令	一般市		0.8	536,203				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		352	老人福祉センター整備	高齢者の生きがいづくり支援施設として、老人福祉センター等を設置しているが、大半の施設が開設から20年以上が経過していることから、老朽化が進むとともに、高齢者の生活環境等も変化している。よって、安心して利用できる施設状態を保持し、その機能の充実を図るため改修・整備を行う。	福祉局	任意			0.9	58,676				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる高齢者福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
		各区	連携											
		353	弘済院事業	・附属病院 ・第1特養(指定管理) ・第2特養 ・養護老人ホーム(H27年度末廃止予定) (吹田市)	福祉局	任意			146.0	899,768			一組	<p>【附属病院、第1・2特別養護老人ホーム】 プロポーザル方式により運営主体を選考した上で、民間移譲する方向。 それまでの間は、認知症をはじめとする高齢者の医療・福祉の拠点として特別区において運営するが、市域外に所在する施設であり、特別区の一部事務組合等で実施。</p> <p>【養護老人ホーム】 H27年度末に廃止予定。 それまでの間は、特別区において運営するが、市域外に所在する施設であり、特別区の一部事務組合等で実施。</p>
43	身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置・運営	354	身体障がい者更生相談所の設置・運営	・身体障がい者更生相談所の設置 ・身体障がい者更生相談所への身体障がい者福祉司の設置 ・専門的な補装具判定 ・判定書の交付 ・自立支援医療(更生医療)判定(ただし内部障がいを除く) ・診療所を併設(任意設置)	福祉局	法令	政令市		15.0	18,787			共同	<p>より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。 ただし、高度な専門性が要求される判定業務を適切に実施していくため、機関の共同設置等により実施。</p>
		355	知的障がい者更生相談所の設置・運営	・知的障がい者更生相談所の設置・運営 ・知的障がい者更生相談所への知的障がい者福祉司の設置 ・判定書の交付	福祉局	法令	政令市		12.5	7,337			共同	<p>より地域に密着した施策展開による障がい者福祉の向上の観点から、各特別区で実施。 ただし、高度な専門性が要求される判定業務を適切に実施していくため、機関の共同設置等により実施。</p>
		356	補装具・福祉機器普及事業	障がい者(児)の身体機能に適合した補装具・福祉機器、住宅増改築の相談に応じ、助言・指導・情報提供を行うとともに工夫・改良なども行う。また、福祉用具に関する講習会や研修会を実施し、情報提供や技術的指導等を行い、福祉用具の普及を図る。	福祉局	任意			0.2	19,378			共同	<p>身体・知的障がい者更生相談所の業務として、機関の共同設置等により実施。</p>
		357	身体障がい者通所訓練事業	・在宅の肢体不自由のある人に対して、通所により日常生活動作の向上を目指した自主訓練の習得や身体機能の改善・向上を図るための訓練を実施。 ・在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある人に対して、通所によりコミュニケーション機能の改善・向上を図るため言語訓練を実施。	福祉局	任意			0.4	28,883			共同	<p>身体・知的障がい者更生相談所の業務として、機関の共同設置等により実施。</p>

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規職員)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方	
											広域	特別区			
												各区	連携		
44	更生相談所等の運営	358	更生相談所の運営	生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、その他の福祉に関する法令に基づいて「あいりんで住居がないか、また明らかでない要保護者」に関する措置及び保護の決定を行うとともに、地域住民の生活向上と環境の整備改善を図る。(西成区)	福祉局	法令	一般市		43.0	4,241,910				より地域に密着した措置、保護の決定等による地域住民の生活向上及び環境の整備改善の観点から、特別区で実施。	
		359	あいりん貯蓄組合事業清算業務	あいりん貯蓄組合事業廃止に伴い、清算業務として利用者に対し預金口座の解約及び払戻しの窓口業務、預金照会に対する回答(生活保護法第29条調査)を行う	福祉局	任意			0.0	10,889				地域住民に対するサービスであり、より地域に密着した特別区で実施。	
		360	西成市民館管理運営業務	・隣保協働の精神に基づき、地域住民の福祉の増進、生活の向上を図ることを目的に、貸館事業、地域福祉に関する情報の収集・提供、講演会・講習会・教養講座の開催、館独自の事業、その他地域住民の交流の機会の提供を行う。(西成区) ・対象者は、地域内の日雇労働者をはじめ、地域内外を問わない。	福祉局	任意				0.0	22,555				周辺の地域住民の利用が中心である施設であり、より住民に身近な所在区において運営。
		361	更生相談所緊急入院保護業務センターの運営	緊急に治療を要するものとして医療機関に搬送された住居のない要保護者の生活保護の決定及び実施に関する業務を行う。(西区)	福祉局	法令	一般市		21.0	7,029,057				より地域に密着した措置、保護の決定等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。	
45	内部事務(福祉局)	362	事務の福祉事務所長への委任	老人福祉法に基づく事務の全部又は一部を、福祉事務所長に委任する。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。	
		363	社会福祉に関する職員の指導監督	社会福祉法、生活保護法、児童福祉法等の施行に関し、職員に対する指導監督を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規) 人(員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		364	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務  大阪市内に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意			5.3	10,647				各特別区で実施すべき事務であり、対象となる不動産の所在する特別区において実施。
		365	局所管不動産管理	・局所管不動産にかかる資産流動化に関する進捗管理、関係部局との連絡調整及び各種調査 ・他の所管に属さない不動産の管理及び売却に関する事務  大阪市域外に所在する不動産に関するもの	福祉局	任意			0.0	0			一組	各特別区で実施すべき事務であるが、市域外に所在する不動産に関するものであり、一部事務組合等で実施。
		366	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修  所在区に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意			0.6	14,119				各特別区で実施すべき事務であり、対象となる施設の所在する特別区において実施。
		367	社会福祉施設耐震改修工事	局所管施設の耐震改修  一部事務組合等に引き継がれる施設に関するもの	福祉局	任意			0.0	0			一組	一部事務組合等において管理する施設に係る事務であり、一部事務組合等で実施。
		368	社会福祉施設措置費等の支払事務等(生活保護法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			0.1	6,726				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		369	社会福祉施設措置費等の支払事務等(老人福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			0.0	14,470				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		370	社会福祉施設措置費等の支払事務等(児童福祉法)	本市が社会福祉施設に対して支弁する措置費の金額の算定及び各施設への支払事務を委託している。	福祉局	任意			0.0	29,756				地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		371	局庶務業務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務、条例・法規関係業務、広聴・広報関係業務、寄付收受・表彰関係業務、コンプライアンス関係業務、災害関係業務、情報公開関係業務</li> <li>・大都市民生主管局長会議関係業務</li> <li>・人事・労働安全衛生管理業務</li> <li>・局の予算・決算に関すること、物品の調達に関することなど</li> <li>・社会福祉施設職員福利厚生基金の管理(H24年～)</li> </ul>	福祉局	任意			84.1	213,440				各自治体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		372	福祉事務所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>区保健福祉センターの運営管理、福祉業務にかかる企画立案、連絡調整を行い、運営費を各区へ配分する。</li> </ul>	福祉局	任意			2.0	3,653				<ul style="list-style-type: none"> <li>より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。</li> <li>現在24区で実施している事務については、市民サービス維持の観点から各特別区における事務執行体制を構築。</li> </ul>
		373	福祉事務所の運営(区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区保健福祉センターの運営管理を行う。</li> </ul>	福祉局	任意			0.0	5,769				<ul style="list-style-type: none"> <li>より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、各特別区で判断の上実施。</li> <li>現在24区で実施している事務については、市民サービス維持の観点から各特別区における事務執行体制を構築。</li> </ul>
		374	生活保護関係事務(庶務事務)(区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公印管理、市会、OA、庁舎管理、計理・予算決算、契約・管財、人事・給与・福利厚生関係業務等、他に属さない業務</li> </ul>	福祉局	任意			0.0	0				より地域に密着した保護の実施等による住民福祉の向上の観点から、各特別区で実施。
		375	高齢者住宅整備資金貸付基金の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住宅整備資金貸付基金の管理を行う。</li> </ul>	福祉局	任意			0.2	686				基金については、各特別区において引き継ぐ。
		376	収入未済関係業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者住宅整備資金貸付金、ケア付住宅入居者負担金、福祉電話等に係る収入未済についての回収・整理業務を行う。</li> </ul>	福祉局	任意			0.4	0				個人に係る債権については、各特別区において引き継ぐ。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	事業費 総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		377	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その貸借について、毎年使用貸借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 大阪市域内に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意			0.4	964				地域の実情に応じて実施する事務であり、対象となる市有地の所在区で実施。
		378	市有地の貸借関係業務	社会福祉施設に対して市有地を提供しており、その貸借について、毎年使用貸借契約を締結している。また、特養については賃貸借しており、毎年賃料を収入している。 市域外に所在する市有地にかかるもの	福祉局	任意			0.0	0			一組	市域外に所在する土地に関する事務であり、一部事務組合等で実施。
		379	もと公立施設(信太山・天野苑)の管理等	既に廃止したもと公立郊外施設について、施設を機械警備等により管理しながら、敷地の処分等を行う。 もと経費老人ホーム天野苑(八尾市) もと信太山老人ホーム(和泉市)	福祉局	任意			0.1	2,648			一組	市域外の「もと施設」の管理については、一部事務組合等で実施。
		380	未利用施設売却業務	本課が管理する未利用施設について、売却処分できるよう土地の境界確定等を行い、いわゆる商品化を完成させて、売却処分を実施する。なお、入札関係業務については、契約管財局へ依頼する。	福祉局	任意			0.5	10,080				対象となる施設の所在区で実施。

### 〔3.健康・保健〕

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
1	保健事業・健康増進等	1	地域保健に関する事務	保健所及び保健(福祉)センターを設置し必要な事業を実施 ・保健所運営協議会の設置や事業成績等を厚生労働大臣へ報告する ・住民の健康の保持・増進を図るための企画調整 ・保健福祉センター等へ保健衛生情報(データ)、専門的知識・技術等の提供  組織(H24.8.1) 保健所(あべのメディックス) 197名 生活衛生監視事務所(5箇所) (北、港、中央、阿倍野、住之江) 125名 保健福祉センター(24箇所) 540名 食肉衛生検査所(中央市場・東部市場) 11名 食肉衛生検査所(南港市場) 38名 こころの健康センター(都島区) 25名 動物管理センター(住之江区) 32名 保健衛生検査所(中央区) 16名 放射線技術検査所(浪速区) 21名 本庁(5課) 133名 計1,138名	健康局	法令	保健所設置市		14.4	214,295				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		2	地域保健に関する事務 (区役所で実施)	地域保健対策が地域において総合的に推進されることを確保し、地域住民の健康の保持増進に寄与するため、保健福祉センターにおいて地域住民の健康の保持及び増進を図るために必要な事業を実施する	健康局	法令	保健所設置市		0.0	904				同上
		3	地域保健関係業務	各区における妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業に関する企画調整を行う。また、状況に応じて、関係機関との連携やコーディネートを行う。	健康局	法令	一般市		28.5	88,184				同上
		4	地域保健関係業務 (区役所で実施)	妊婦、乳幼児、高齢者などあらゆるライフステージにある市民及び生活習慣病や結核などの疾患を有する市民に対する健康相談、保健指導その他地域保健に必要な事業を行う。	健康局	法令	一般市		0.0	14,026				同上
		5	栄養に関する事務 (保健所で実施)	市民の栄養改善に関する事務を実施 ・アレルギー・難病患者等に対する専門的な栄養指導 ・国民健康・栄養調査実施に関する事務 ・特定給食施設に対する栄養管理上の指導並びに助言 ・特別用途食品許可申請の受付・進達事務、特別用途食品等の検査及び回収 ・栄養指導員の任命に係る事務	健康局	法令	保健所設置市		7.4	4,402				より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		6	栄養に関する事務 [区役所で実施]	市民の栄養改善に関する事務を実施 ・国民健康・栄養調査の執行関係事務 ・栄養指導員の任命に係る事務 ・特定給食施設の設置者に対する栄養管理上の指導並びに助言	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		7	栄養に関する事務	栄養表示基準並びに虚偽誇大広告に関する事業者への助言・指導	健康局	要綱等	保健所設置市		0.4	0				同上
		8	栄養に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・食育推進リーダーを対象とした講演会の開催	健康局	任意			1.6	5,755				同上
		9	栄養に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・食育推進計画の策定、推進、進捗管理等	健康局	法令	一般市		2.6	1,647				同上
		10	栄養に関する事務 [区役所で実施]	市民が健康的な食生活を実践できるよう支援するため、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた正しい食生活についての講習会や相談を実施する。	健康局	法令	一般市		0.0	516				同上
		11	栄養に関する事務 [区役所で実施]	・外食のうち多数を占める飲食店において、栄養成分表示を行い栄養情報を提供するために、飲食店に対する事業説明、受付 ・食育推進リーダーを養成するための講座の開催 ・各区の食育関係者との連携を図るため、食育連絡会議の開催や食育イベントの実施	健康局	任意			0.0	1,297				同上
		12	がん検診の推進に関する事務	・健康診査事業(がん検診等)を実施 ・検診の評価検討、効果的な実施方法などを検討し、健康診査事業が円滑かつ効果的に推進するよう大阪市生活習慣病検診会議の開催 ・各区、関係先との調整業務 ・受診率向上のためのイベントの企画や実施	健康局	法令	一般市		29.1	1,866,551				同上
		13	がん予防の推進に関する事務	子宮頸がん発症の原因であるヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を予防するワクチン接種を委託実施。 対象は中学1年生(13歳相当)から高校1年生(16歳相当)の女性市民	健康局	法令	一般市		0.3	407,757				同上



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		14	がん検診の推進に関する事務	医師会に対する事業補助 ・大阪府医師会(H23年度で終了) ・市内各医師会(H24年度～) [内容] 地域医療の推進発展、地域保健の向上に関する事業に対し、その必要な費用の全部または一部について交付。	健康局	任意			0.3	11,180				同上
		15	がん検診の推進に関する事務 [区役所で実施]	・がん検診会場での案内や整理、検診料金の徴収 ・要精密検査者への結果説明 ・がん検診受診勧奨、受診率向上のための健康教室開催等の啓発活動。 ・検診日程の周知	健康局	法令	一般市		0.0	13,669				同上
		16	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する事務	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為を防止させるため、警察官等からの通報の受理及び医師の診察を受けるように勧める。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		17	地方教育行政の組織及び運営に関する事務	教育委員会による健康診断等学校における保健に関し、保健所の協力の要請を受ける。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		18	献血等の推進に関する事務	献血思想、移植医療、ハンセン病問題に係る正しい知識の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための各区取り組みのとりまとめ 大阪府への献血実施実績の報告	健康局	任意			0.4	1,760				より地域に密着した体制で献血等の普及啓発を推進する観点から、各特別区で判断の上実施。
		19	献血等の推進に関する事務 [区役所で実施]	献血思想、移植医療の普及啓発 採血事業者による円滑な献血受入のための取り組み	健康局	任意			0.0	0				同上
		20	健康増進事業に関する事務	・各事業に関する予算要求、決算、企画調整、物品帳票等作成・購入、実績集計等 ・健康増進計画の策定、推進、進捗管理等	健康局	法令	一般市		10.4	59,089				より地域に密着した健康づくりに関する施策を展開し、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		21	健康増進事業に関する事務	公的支援を拒否するホームレスで、健康に問題のある者に医師による診断・治療を勧めるとともに自立支援センター入所を促す	健康局	要綱等	保健所設置市		0.2	487				同上
		22	健康増進事業に関する事務	毎年10月を市民健康月間とし、「大阪ヘルスジャンボリー」や「普及啓発キャンペーン」等の健康イベントの実施、市民の主体的な健康づくりの支援	健康局	任意			2.7	19,318				より地域に密着した健康づくりに関する施策を展開し、住民の健康を増進する観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		23	健康増進事業に関する事務 [区役所で実施]	「市民健康月間」を中心に、市民団体等の参画を得ながら、各区において「健康展」等のキャンペーンを実施	健康局	任意			0.0	1,636				同上
		24	健康増進事業に関する事務(区)	・健康の保持・増進に必要な事項を記載するための手帳を交付 ・地域に向いた健康講座等を実施 ・保健師等が訪問して、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な保健指導を実施 ・地域に健康相談窓口を開設し、市民の健康に関する個別の相談に対応	健康局	法令	一般市		0.0	12,738				より地域に密着した健康づくりに関する施策を展開し、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		25	健康増進事業に関する事務	歯科口腔保健を推進するための講座等、普及啓発事業の実施	健康局	法令	一般市		0.1	7,279				同上
		26	口腔保健支援センターの設置	口腔保健支援センターの設置 歯科口腔保健に関する普及啓発、歯科疾患の予防等施策の実施のための歯科医療業務従事者等に対する研修等を行う機関として、口腔保健支援センターの設置	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				より地域に密着した健康・保健等のサービス向上の観点から、各特別区で判断の上実施。
		27	保健衛生システムの運用に関する事務	保健衛生事業をデータベース化し、市民サービス提供に活用しているシステムの運用事務	健康局	任意			1.5	27,633				より地域に密着した保健衛生行政の実施のため、各特別区で実施。
		28	大阪市保健福祉センター等学生実習	実習を受けさせようとする専門職養成施設と各区の保健福祉センターとの日程調整業務や本市と養成施設との契約書の締結などの事務処理を行う。	健康局	任意			0.1	0				より地域に密着した体制で、専門職養成に係る実習受け入れを行う観点から、各特別区で判断の上実施。
		29	大阪市保健福祉センター等学生実習 [区役所で実施]	地域保健に必要な専門職の養成に寄与するため、医師・保健師・助産師・看護師・栄養士・歯科衛生士の実習を受け入れ、指導する。	健康局	任意			0.0	0				同上
		30	保健医療計画に関する事務	大阪市地域保健医療協議会及び大阪市保健医療連絡協議会等を運営し、圏域内における保健医療施策等について協議検討、地域保健医療計画の作成について審議を行い、大阪府保健医療計画大阪地域版を作成。	健康局	任意			1.8	3,424				より地域に密着した保健衛生行政の実施のための医療計画を策定する観点から、各特別区で判断の上実施。
		31	大阪市健康づくり推進協議会育成支援に関する事務	地域で活動する各区健康づくり推進協議会の相互の連絡調整を行い、会員の資質の向上を図るとともに、普及啓発活動を通じ、地域の健康づくりに寄与できるよう支援する。	健康局	任意			0.7	151				より地域に密着した健康づくり支援を行う観点から、各特別区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		32	各区健康づくり推進協議会育成支援に関する事務 〔区役所で実施〕	地域の健康づくりや介護予防を実践するために各種啓発活動やボランティア活動を展開している会員の知識、技術の向上支援。	健康局	任意			0.0	0				同上
2	母子保健	33	母体保護法施行令に基づく申請・届出受理に関する事務 〔保健所で実施〕	不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護する。 ・指定票、標識交付申請受付交付 ・変更届・再交付等受付	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				より地域に密着した母子保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		34	母体保護法施行令に基づく申請・届出受理に関する事務 〔区役所で実施〕	不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護する。 ・指定票、標識交付申請受付交付 ・変更届・再交付等受付 < 受付相談事務 >	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		35	健全母性育成事業(ティーンズヘルスセミナー)に関する事務	思春期特有の性に関する不安や悩みを解消するため、性と生殖の専門家である助産師が中学校に出向き(ティーンズヘルスセミナー)、生命の尊さや子育てに対する自覚、性への理解を促す思春期健康教育を行う。 ・予算決算事務 ・委託事業者の公募・選定・契約・支払い事務 ・教育委員会との連携による市立中学校への周知勧奨	こども青少年局	法令	一般市		0.2	1,978				同上
		36	妊婦健康診査・乳児一般健康診査に関する事務	母子保健法に基づき、妊婦及び乳児の健康管理・保持増進のため、妊婦については妊娠全期間を通じて14回、乳児については生後1～2か月と9～11か月の2回の医療機関等における健康診査を公費負担で実施。 ・予算決算事務 ・大阪府医師会、大阪府助産師会、その他医療機関助産所との契約・支払い事務 ・妊婦への償還払い事務 ・関係帳票及び勸奨ピラ等の印刷事務 ・受診結果集計及び国への報告、各区への受診票送付事務 ・受診率等による事業の分析評価 ・事業にかかる非常勤嘱託職員及びアルバイト職員関係事務	こども青少年局	法令	一般市		1.3	2,399,091				同上
		37	母子訪問指導事業に関する事務	育児不安が最も高い出産直後の新生児期に、保健師・助産師の専門職が家庭訪問を行い、健康観察・保健指導に加え、育児不安の対応や産後うつ予防、虐待予防も視野に入れた支援を行う。 ・予算決算事務 ・委託事業者の公募・選定・契約・支払い事務、指導監督 ・関係帳票等の印刷事務 ・訪問結果集計及び事業の分析評価	こども青少年局	法令	一般市		0.4	8,104				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		38	母子訪問指導事業に関する業務(区)	育児不安が最も高い出産直後の新生児期から3か月児健康診査までできるだけ早期に、保健師・助産師の専門職が家庭訪問を行い、健康観察・保健指導に加え、育児不安の対応や産後うつ予防、虐待予防も視野に入れた支援を行う。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
		39	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業に関する事務	乳幼児の健全な発育・発達に向けた適切な指導及び措置として、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、必要に応じて、精密健康診査や療育指導診査を行っている。また、1歳6か月児及び3歳児健康診査においては、加えて歯科健康診査と、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ素塗布を行い、幼児のう蝕予防を実施。 ・予算決算事務 ・大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府歯科衛生士会等関係機関への協力定提携 ・従事医師の確保及び調整(保健所母子保健担当医師グループの協力のもと実施) ・従事者への研修や手引き作成等による技術支援 ・診査票など関係帳票等の作成及び印刷事務(各区在庫照会等含む) ・医薬材料等、必要物品購入事務(各区在庫照会等含む) ・健診結果による事業の分析評価 ・精密健康診査事業の契約支払い事務 ・健康局調整の非常勤職員(看護師・歯科衛生士)に関する事務	こども青少年局	法令	一般市		1.4	90,444				同上
		40	乳幼児健康診査・歯科保健対策事業に関する事務(区)	各区保健福祉センターにおいて、3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の実施、必要に応じた精密健康診査・療育指導診査紹介、1歳6か月児及び3歳児健康診査時幼児歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健個別指導及び希望者へのフッ素塗布の実施。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	141,801				同上
		41	療育指導診査事業に関する事務	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、診査費の支払い及び保健福祉センターへの結果連絡を行う。事業全般の管理監督及び予算決算業務。 必要な場合は各保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。 ・予算決算事務 ・受診結果による事業の分析評価 ・契約支払い事務	こども青少年局	任意			0.1	630				同上
		42	療育指導診査事業に関する事務(区)	身体に障がいのある、もしくは障がいを招来するおそれのある18歳未満の児童に対し、保健福祉センターが依頼した指定医療機関において診査を行い、必要な場合は保健福祉センターにより当該児童及びその保護者に対して今後の療育における相談及び指導を行う。	こども青少年局	任意			0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		43	子ども・子育て見守り推進事業に関する事務	すべての乳幼児の子育て支援及び地域から孤立している家庭の早期発見のため、乳幼児健康診査の未受診者の全数把握に努め、児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。 ・予算決算事務 ・関係帳票印刷事務	子ども青少年局	法令	一般市		0.3	531				同上
		44	子ども・子育て見守り推進事業に関する事務(区)	すべての乳幼児の子育て支援及び地域から孤立している家庭の早期発見のため、乳幼児健康診査の未受診者の全数把握に努め、児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。	子ども青少年局	法令	一般市		0.0	117				同上
		45	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成。 ・予算事務 ・申請書類審査・助成決定・支出(補助金申請)事務 ・医療機関の指定事務 ・市内指定医療機関の実地調査 ・実地調査にかかる嘱託医師採用事務 ・事業の分析評価及び国への報告 ・関係帳票の作成及び印刷事務 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	子ども青少年局	要綱等	中核市		0.9	411,061				同上
		46	大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する事務(区)	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する。 ・窓口での申請書類確認 (国の要綱上の事業名) 不妊に悩む方への特定治療支援事業	子ども青少年局	要綱等	中核市		0.0	0				同上
		47	妊産婦等指導事業に関する事務	(母親教室、出産前小児保健指導) 妊産婦・養育者を対象に、妊娠・出産・育児に必要な保健指導を行い、具体的かつ実践的な健康教育や参加者どうしの交流により、育児不安等の解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支援を行う。 (父親の育児参加啓発事業) 講演や沐浴実習、妊婦の疑似体験、子育て指導セミナーを休日に開催し、父親に対し、母性及び乳幼児についての認識向上を促す。 ・予算決算事務 ・委託事業者の公募・選定・契約・支払い事務(妊産婦教室の集団指導、父親の育児参加啓発) ・大阪府医師会との契約・支払い事務(出産前小児保健指導) ・関係帳票等の印刷事務 ・事業の分析評価	子ども青少年局	法令	一般市		0.5	9,899				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		48	妊産婦等指導事業に関する事務(区)	母子保健に関する各種の保健教育を総合的に 行い、すこやかな児を産み育て母性及び乳幼児 の健康の保持増進を図ることを目的とするととも に、この機会をとらえて地域における妊産婦をは じめとした養育者の交流を行い、育児不安等の 解消も含め、広く母子保健の立場からの育児支 援を図る。 ・母親教室(妊婦教室・離乳食講習会・育児教室) の実施	こども青少年局	法令	一般市		0.0	2,641				同上
		49	4・5歳児発達障がい相談事業に 関する事務(母子保健法)	知的障がいを伴わない発達障がいは、4歳頃か ら保育所や幼稚園等での集団生活の中で社会 性や行動面の問題が表面化するといわれてお り、3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養 育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発 達障がいの個別相談を行い、専門診断機関の紹 介や養育者への支援を行う。 ・予算決算事務 ・従事医師の確保及び調整(保健所母子保健担 当医師グループの協力のもと実施) ・従事者への研修や手引き作成等による技術支 援 ・診査票など関係帳票等の作成及び印刷事務 (各区在庫照会等含む) ・健診結果による事業の分析評価	こども青少年局	法令	一般市		0.2	22				同上
		50	4・5歳児発達障がい相談事業に 関する事務(発達障害者支援法)	知的障がいを伴わない発達障がいは、4歳頃か ら保育所や幼稚園等での集団生活の中で社会 性や行動面の問題が表面化するといわれてお り、3歳児健診以降小学校就学までの幼児と養 育者に対して、医師・心理相談員・保健師が発 達障がいの個別相談を行い、専門診断機関の紹 介や養育者への支援を行う。 ・予算決算事務 ・従事医師の確保及び調整(保健所母子保健担 当医師グループの協力のもと実施) ・従事者への研修や手引き作成等による技術支 援 ・診査票など関係帳票等の作成及び印刷事務 (各区在庫照会等含む) ・健診結果による事業の分析評価	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
		51	4・5歳児発達障がい相談事業に 関する事務(母子保健法)(区)	医師・心理相談員・保健師による発達障がいの 個別相談、専門診断機関の紹介や養育者への 支援。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
		52	4・5歳児発達障がい相談事業に 関する事務(発達障害者支援法) (区)	医師・心理相談員・保健師による発達障がいの 個別相談、専門診断機関の紹介や養育者への 支援。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規職員)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		53	母子保健衛生一般事務	母子保健法に基づき、妊娠届時に各区保健福祉センターにおいて母子健康手帳を交付し、保健師による個別保健指導を行い、母子保健対策の出発点である妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理・保持増進のため、必要な母子管理票や保健指導に要する副読本を整備して、母子保健システムによる健康診査、追跡指導等の総合的な支援管理。 ・予算決算事務 ・保健師研修等の企画、運営による各区への技術支援 ・母子保健システムの管理(システム改修事務含む) ・母子健康手帳及び副読本等の作成及び印刷事務 ・母子保健事業検討会開催事務 ・指定都市母子保健主管課長会議や関係学会等への参加	子ども青少年局	法令	一般市		0.6	11,157				同上
		54	母子保健衛生一般事務(区)	母子健康手帳の交付と交付時の個別保健指導、母子管理票による妊娠届時から就学前までの一貫した母子の健康管理、健康の保持増進のため副読本を用いた保健指導、母子保健システムによる健康診査・要フォロー対象の把握。	子ども青少年局	法令	一般市		0.0	0				同上
		55	専門的家庭訪問支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業に関する事務	(専門的家庭訪問支援事業) 出産後間もない養育者には精神的にも身体的にも過重な負担がかかり、この時期に手厚い支援を行うことが子どもの健全育成に効果的であることから、保健師・助産師等の専門職による訪問型育児支援を実施し、当該家庭に安定した養育を可能とならしめ、ひいては児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。また、出産後、育児困難等が予測される妊婦についても事業対象とし、妊娠期からの児童虐待予防を重要視し、実施。 (乳児家庭全戸訪問事業) 子育ての孤立化を防ぐために、助産師・保健師が3か月健康診査までの乳児(新生児及び未熟児を除く)のいるすべての家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな成長を図る。 (共通) ・予算決算事務 ・委託事業者の公募・選定・契約・支払い事務、指導監督 ・関係帳票等の印刷事務 ・訪問結果集計及び事業の分析評価	子ども青少年局	法令	一般市		0.9	81,707				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		56	専門的家庭訪問支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業に関する事務(区)	(専門的家庭訪問支援事業) 出産後間もない養育者には精神的にも身体的にも過重な負担がかかり、この時期に手厚い支援を行うことがこどもの健全育成に効果的であることから、保健師・助産師等の専門職による訪問型育児支援を実施し、当該家庭に安定した養育を可能とならしめ、ひいては児童の健全育成と児童虐待の防止を推進。また、出産後、育児困難等が予測される妊婦についても事業対象とし、妊娠期からの児童虐待予防を重要視し、実施。 (乳児家庭全戸訪問事業) 子育ての孤立化を防ぐために、助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児(新生児及び未熟児を除く)のいるすべての家庭を訪問し、その居宅においてさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、こどもの健やかな成長を図る。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	87				同上
		57	地域ふれあい子育て支援教室事業に関する事務	保健師が地域の会館等に出向き、養育者とこどもどうしの交流を進める場作りを行い、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保を支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを行う。 ・予算決算、各区への配分事務 ・傷害保険加入事務 ・計画書及び報告書の集約	こども青少年局	法令	一般市		0.2	281				同上
		58	地域ふれあい子育て支援教室事業に関する事務(区)	地域の会館等に出向いての、養育者とこどもどうしの交流を進める場作り、心身の健康に関する情報交換や身近な相談相手の確保を支援し、養育者の育児不安の解消と乳児の健康づくりを行う。	こども青少年局	法令	一般市		0.0	1,079				同上
3	感染症対策	59	感染症のまん延の防止等に関する事務(結核 発生動向把握等)[保健所で実施]	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・結核の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元 ・接触者健診(勤務先・学校等の集団)の実施 ・入院勧告、就業制限の実施 ・感染症診査協議会の開催 ・結核医療費の公費負担 など	健康局	法令	保健所設置市		22.0	535,620				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		60	感染症のまん延の防止等に関する事務(結核 発生動向把握等)[区役所で実施]	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・接触者健診(家族等の個別)の実施 ・結核医療費の公費負担の受付 など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	930				同上



事務 区分 番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務 の 種別	大都市 特例 等	その他 権限の 内容	執行 体制  (人正 員規 )	総事業費  【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		61	感染症のまん延の防止等に関する事務(結核 健康診断等) 〔保健所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・結核のリスクグループ健康診断の実施。 ・病院管理者等からの届出の管理。 ・結核登録者に対する精密検査の実施。 ・結核登録者に対する保健指導やDOTSの実施など	健康局	法令	保健 所設 置市		14.3	88,809				同上
		62	感染症のまん延の防止等に関する事務(結核 健康診断等) 〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・結核の定期健康診断の実施。 ・病院管理者等からの届出の管理。 ・結核登録者に対する精密検査の実施。 ・結核登録者に対する保健指導やDOTSの実施など	健康局	法令	保健 所設 置市		0.0	109,574				同上
		63	感染症のまん延の防止等に関する事務(結核 指定医療機関の指定等) 〔保健所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消しにかかる取りまとめ。 ・結核指定医療機関講習会の実施 など	健康局	法令	中核 市		0.1	2,394				同上
		64	感染症のまん延の防止等に関する事務(結核 指定医療機関の指定等) 〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・結核指定医療機関の指定、変更及び取り消し等の申請書の受付 など	健康局	法令	中核 市		0.0	0				同上
		65	感染症のまん延の防止等に関する事務 〔保健所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・他府県、国との連絡調整 ・感染症の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・区が実施する疫学調査、入院勧告、就業制限、消毒等まん延防止措置を支援。 ・接触者検便等による病原体の行政検査。 ・感染症診査協議会の開催。 ・入院医療費の公費負担。 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた防護服等の備蓄。 ・エイズ等感染症のまん延防止のための無料匿名検査、専門相談、普及啓発 など	健康局	法令	保健 所設 置市		14.6	94,734				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											特別区			
											広域	各区	連携	
		66	感染症のまん延の防止等に関する事務 〔区役所で実施〕	感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るための事務を実施。 ・感染症の発生動向を把握し、市民に対して情報を還元。 ・疫学調査、入院勧告、就業制限、消毒等まん延防止措置の実施。 ・接触者検便等の受付等 ・入院医療費の公費負担申請の受理。 ・新型インフルエンザ等の発生に備えた防護服等の備蓄。 ・エイズ等感染症のまん延防止のための無料匿名検査、専門相談、普及啓発など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	3				同上
		67	検疫に関する事務 〔保健所で実施〕	国内に常在しない感染症の病原体（一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9に限る）、マラリア）が船舶等を介して国内に侵入することを防止するための事務を実施。 ・検疫所長からの通知、通報の受理 ・通報を受けた船舶等に対する検査、消毒その他検疫感染症予防上必要な措置 など	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		68	検疫に関する事務 〔区役所で実施〕	国内に常在しない感染症の病原体（一類感染症、新型インフルエンザ等感染症、チクングニア熱、デング熱、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9に限る）、マラリア）が船舶等を介して国内に侵入することを防止するための事務を実施。 ・検疫所長からの通知、通報の受理	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		69	予防接種に関する事務	予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児：ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻疹、風しん、日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌 高齢者：インフルエンザ 主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・接種率の向上に向けた広報等の取組み ・委託医療機関への接種委託料の支払 ・予防接種実施状況の報告 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に関する事務	健康局	法令	一般市		5.5	5,391,065				より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		70	予防接種に関する事務(区)	目的:感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防を図る。 予防接種の種類及びサービス対象者 乳幼児:ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻疹、風しん、日本脳炎、ヒブ、肺炎球菌 高齢者:インフルエンザ 主な事務内容 ・予防接種を実施するための関係機関との調整等 ・医療機関との契約手続き ・予防接種手帳、予診票の交付 ・市民、医療機関からの問合せ対応 ・副反応に係る対応 ・健康被害救済制度に係る医療費等の申請書類の受付	健康局	法令	一般市		0.0	7,239				同上
		71	結核予防接種事業(保健所で実施)	結核の予防接種(BCG)の実施。 ・市民(生後3か月から6か月未満の者)を対象 ・予防接種実施に係る各種委託契約事務	健康局	法令	一般市		1.1	87,402				より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で実施。
		72	結核予防接種事業(区役所で実施)	結核の予防接種(BCG)の実施。 ・市民(生後3か月から6か月未満の者)を対象 ・予防接種従事医師報奨金の支出	健康局	法令	一般市		0.0	20,186				同上
		73	感染症対策事業(保健所で実施)	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(平成19年度から各区で実施)。 ・検査に必要な医薬材料を保健所が購入し各区に配付。	健康局	任意			0.8	824				より地域に密着した健康・保健サービスの展開を通じ、住民の健康を増進する観点から、各特別区で判断の上実施。
		74	感染症対策事業(区役所で実施)	フィブリノゲン製剤の投与などによる肝炎ウイルスの感染不安のある方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を無料で実施(H19年度から各区で実施)。 ・各区は検査の受け付けを行い(予約制)検査を実施。	健康局	任意			0.0	0				同上
4	難病等医療費助成等	75	自立支援医療身体障がい児(育成医療)	18歳未満の児童であって、身体上の障がい有するか、疾患を放置することにより将来に障がいを残すと認められる児童に対して医療費の助成を行う。 ・審査、支給認定通知書の発行、受給者証の発行	健康局	法令	一般市		1.0	68,942				自立支援医療に関する認定通知等の窓口事務であり、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		76	自立支援医療身体障がい児(区役所で実施)	18歳未満の児童であって、身体上の障がい有するか、疾患を放置することにより将来に障がいを残すと認められる児童に対する助成事務。 ・申請書の受付、支給認定通知書の交付、受給者証の交付 ・申請書の受理、保健所への進達を行う。	健康局	法令	一般市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規 人件費除く)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		77	児童福祉に関する事務 (小児慢性特定疾患対策事業、長期療養児療育指導事業、結核児童療育給付事業)	悪性新生物などの慢性疾患に罹っている18歳未満の方に対する医療の給付 慢性疾患にかかっている児童に対して、適切な療育を確保するための事務を実施 (小児慢性特定疾患児等療養相談会)(小児慢性特定疾患児等ピアカウンセリング事業) 結核の療育を行う児童に対して医療の給付・日用品・学校用品の支給。	健康局	法令	中核市		5.7	550,983				小児慢性疾患に係る医療給付、カウンセリング、地域交流会など、より地域に密着した健康・保健サービスを展開する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		78	児童福祉に関する事務 (小児慢性特定疾患対策事業、長期療養児療育指導事業、結核児童療育給付事業) [区役所で実施]	<上記事務に係る申請受理等>	健康局	法令	中核市		0.0	0				同上
		79	特定疾患医療費援助事業	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・保健所では各区で受付した書類を確認点検し、大阪府へ進達を実施。	健康局	任意			1.8	2,134				より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。 府内中核市まで権限移譲している事務。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		80	特定疾患医療費援助事業 [区役所で実施]	特定の疾患について医療費援助による負担軽減を行う。 ・区役所では各区で受付した書類を確認点検し、保健所へ送付。	健康局	任意			0.0	0				同上
		81	未熟児養育医療給付事業	指定医療機関において、医療を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療の給付を行う。	健康局	法令	一般市		1.6	169,143				より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		82	未熟児養育医療給付事業 [区役所で実施]	指定医療機関において、医療を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療の給付を行う。 ・申請書の受付、療育券の受付	健康局	法令	一般市		0.0	0				同上
		83	難病患者等療養相談・支援事業	難病患者及びその家族に対する事務を実施 ・専門医師等による治療・保健・食生活に関する指導等。 ・難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活支援に必要な相談指導を実施。 ・区実施事業の体制整備、関係機関連絡調整、研修実施を実施。	健康局	要綱等	保健所設置市		1.5	2,486				難病患者及び家族に対する相談指導をはじめとした支援を、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規人) 【人件費除く】	総事業費	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		84	難病啓発等事業に関する事務	・一般市民を対象に、難病に関する普及・啓発を充実。 ・大阪府が取り組む神経難病医療ネットワーク事業に参画し、対象疾患患者・家族が円滑に在宅療養が行えるよう、大阪神経難病医療推進協議会に関する機関が連携して在宅療養環境を整備。	健康局	任意			0.5	900				難病患者及び家族に対する相談指導をはじめとした支援を、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で判断の上実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		85	難病患者等療養支援事業 〔区役所で実施〕	難病患者の疾患及び療養生活状況を把握し、家庭看護、保健医療福祉制度の利用、精神的支援、憎悪予防など日常生活支援に必要な相談指導を行うとともに、要支援難病患者に対しては、実際の療養生活場面に応じたきめ細かな支援を実施する。 ・訪問指導、面接相談を実施する。	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0				難病患者及び家族に対する相談指導をはじめとした支援を、より地域に密着した体制で実施する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		86	その他の医療費助成事業	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・審査・受診券の発行・医療費の助成および日常生活用具の給付。	健康局	任意			1.9	228,854				小児ぜんそく、その他難病患者に係る医療給付など、より地域に密着した健康・保健サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		87	その他の医療費助成事業 〔区役所で実施〕	(ぜんそく) ・小児ぜん息等の患者に対し、医療費の一部を助成に関して、申請書の受理及び保健所への進達を行う。 (こども難病) ・市内に住所を有する満18歳未満の指定する小児の難病の患者で、他の医療費助成制度の対象とならない児童に対して、保険診療が適用された医療費の自己負担分の助成、療養上必要な日常生活用具の給付。 ・申請書の受理及び保健所への進達を行う。	健康局	任意			0.0	342				同上
5	難病等対策(政令市)	88	難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を実施する	健康局	要綱等	政令市		0.2	57				専門人材を育成・養成するものであり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
			各区	連携										
		89	先天性代謝異常等検査業務	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等の早期発見のため、大阪市内で出生した新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施。	健康局	任意			0.3	57,615				府内で出生した新生児の先天性異常を統一的な基準で実施するため、広域で実施。
6	精神保健(手帳交付・相談等)	90	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務	精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図るための事務を実施 ・精神障がい者保健福祉手帳を交付	健康局	法令	政令市		0.8	926				身近な対人サービスであるため、各特別区で実施。 府内市町村へ権限移譲を進めている事務。ただし、判定業務については、高度な専門性が必要であり、広域で実施。
		91	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務 【区役所で実施】	精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図るための事務を実施 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に係る申請受理等	健康局	法令	一般市		0.0	944				身近な対人サービスであるため、各特別区で実施。
		92	精神保健に係る相談、指導に関する事務	精神障がい者の福祉の増進のための事務を実施 ・精神障がい者及び精神障がい者の福祉に関する相談 ・適切な医療施設の紹介	健康局	法令	保健所設置市		0.9	630				精神障がい者の福祉に係る相談、適切な医療施設の紹介等の事務であり、より住民に身近な体制で実施する観点から各特別区で実施。
		93	精神保健に係る相談、指導に関する事務 【区役所で実施】	精神障がい者の福祉の増進のための事務を実施 ・精神障がい者及び精神障がい者の福祉に関する相談 ・適切な医療施設の紹介	健康局	法令	保健所設置市		0.0	3,873				同上
		94	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法)	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(人材養成・電話相談支援等)	健康局	任意			2.3	21,856				地域の実情・実態に則した、より身近な体制で取り組む観点から各特別区で判断の上実施。
		95	精神保健医療に関する事務(自殺対策基本法) 【区役所で実施】	自殺対策基本法、大阪市自殺対策基本指針に基づき自殺死亡率を減少させるため事業を実施。 ・自殺防止対策(自助グループ支援等)	健康局	任意			0.0	97				精神障がい者の福祉に係る相談、適切な医療施設の紹介等の事務であり、より住民に身近な体制で実施する観点から各特別区で判断の上実施。
		96	精神保健医療に関する事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	精神障がい者の福祉の増進等のための事務を実施。 ・普及啓発及び市民等の活動の支援 ・精神科救急医療体制の整備 ・調査、研究、教育研修、相談及び指導 ・社会復帰の促進	健康局	法令	一般市		4.8	2,198				精神障がい者の福祉に係る相談、適切な医療施設の紹介等の事務であり、より住民に身近な体制で実施する観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											特別区			
											広域	各区	連携	
		97	精神保健医療に関する事務(医療観察法)	精神障がい者の福祉の増進等のための事務を実施。 ・社会復帰支援	健康局	法令	一般市		0.4	97				同上
		98	精神保健医療に関する事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) [区役所で実施]	精神障がい者の福祉の増進等のための事務を実施。 ・普及啓発及び市民等の活動の支援 ・精神科救急医療体制の整備 ・調査、研究、教育研修、相談及び指導 ・社会復帰の促進	健康局	法令	一般市		0.0	36,951				同上
		99	精神保健医療に関する事務(医療観察法) [区役所で実施]	精神障がい者の福祉の増進等のための事務を実施。 ・社会復帰支援	健康局	法令	一般市		0.0	0				同上
		100	自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務 [区役所で実施]	障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な事務を実施。 ・自立支援医療費(精神通院医療)通院医療について、医療費の一部を公費負担に係る申請受理等	健康局	法令	一般市		0.0	0				精神通院医療に係る申請受理等事務であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		101	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付)	・市営交通等福祉措置事業に係る企画調整等	健康局	任意			0.3	414,023				より地域に密着した体制の中で、事業実施を判断していく事務であり、各特別区で判断の上実施。
		102	福祉措置にかかる事務(無料乗車証の交付) [区役所で実施]	・市営交通等福祉措置事業に係る申請受付等	健康局	任意			0.0	21,887				同上
7	精神保健(精神保健福祉センター等)	103	精神保健福祉センターに関する事務	精神保健福祉センターの設置	健康局	法令	政令市		0.0	13,616				精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、広域で実施。
		104	精神保健医療に関する事務	精神障がい者の福祉の増進等のための事務を実施。 ・精神保健福祉審議会の運営 ・精神医療審査会の運営 ・精神保健指定医の指定 ・精神科病院の指定及び取消 ・精神科救急医療体制の確保	健康局	法令	政令市		1.2	90,213				精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、広域で実施。 精神障がい者の診断、病院への搬送、自立支援医療費認定・手帳交付の判定など、専門性と広域対応が求められる事務であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		105	保護及び措置入院等に関する事務	精神障がい者の福祉の増進等のための事務を実施。 ・精神障がい者に関する診察及び保護 ・警察官、検察官等からの通報の受理 ・措置入院・移送	健康局	法令	政令市		3.9	238,389				同上
		106	保護及び措置入院等に関する事務 【区役所で実施】	精神障がい者の福祉の増進等のための事務を実施。 ・警察官、検察官等からの通報の受理 等	健康局	法令	政令市		0.0	0				同上 (警察官通報は、最寄の保健所長を経て都道府県知事に通報することとされているため、通報の経由事務は各特別区で実施。)
		107	精神保健医療に関する事務(認知症患者医療センター運営事業実施要綱)	認知症患者医療センターを設置し、各関係機関と連携を図りながら地域における認知症患者の保健水準の向上を図る。 ・認知症患者医療センターの設置 ・地域との連携	健康局	要綱等	政令市		0.1	20,682				認知症に関する専門的・基幹型医療機関で実施する事業であることから、広域で実施。
		108	精神保健福祉センターに関する事務	(精神保健福祉センターとしての業務) ・市民や精神障がい者からのさまざまな相談に対応する各区保健福祉センターに対する技術的支援・援助を行う。 ・職員を対象とした各種研修の実施 ・精神障がい者にかかる正しい知識の普及啓発 ・関係団体育成	健康局	法令	政令市		5.3	13,907				精神保健福祉に関する技術的中核機関であり、広域で実施。 精神障がい者の診断、病院への搬送、自立支援医療費認定・手帳交付の判定など、専門性と広域対応が求められる事務であり、広域で実施。
		109	自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務	障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な事務を実施。 ・自立支援医療費(精神通院医療)通院医療について、医療費の一部を公費負担する。	健康局	法令	政令市		0.5	8,126,926				自立支援医療費の公費負担等、広域対応が求められる事務であり、広域で実施。 精神障がい者の診断、病院への搬送、自立支援医療費認定・手帳交付の判定など、専門性と広域対応が求められる事務であり、広域で実施。
		110	自立支援医療費(精神通院医療)に関する事務	障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な事務を実施。 ・自立支援医療費(精神通院医療)通院医療について、医療費の一部を公費負担する。	健康局	法令	政令市		1.7	925				同上
		111	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務	精神障がい者の社会復帰と社会参加の促進を図るための事務を実施 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付に係る審査判定	健康局	法令	政令市		2.9	925				判定業務については、高度な専門性が必要であり、広域で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
8	緊急医療体制	112	休日・夜間の診療体制に関する こと(休日・夜間急病診療)	平日夜間及び休日における、急病診療体制を確保。 ・中央急病診療所(西区) (夜間・365日:内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科) ・市内6ヶ所の休日急病診療所 (都島区、淀川区、此花区、東成区、住吉区、東住吉区) (日曜・祝日、年末年始:内科、小児科) を整備し、(公財)大阪市救急医療事業団へ事業委託の上運営。	健康局	任意			2.1	352,096				より地域に密着した休日等の診療体制確保の観点から、各特別区で判断の上実施。 診療所の管理運営については、施設偏在が認められることから、一部事務組合等で実施。
		113	救急病院等を定める省令に基づ く認定の申出に関する進達事務	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達。	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0				より地域に密着した体制で、医療機関からの申し出に関する進達を行う観点から、各特別区で実施。
		114	救急病院等を定める省令に基づ く認定の申出に関する進達事務 [区役所で実施]	国通知に基づき、救急医療機関の認定について、病院等からの申出を大阪府知事に進達するための、受付事務	健康局	要綱等	保健所設置市		0.0	0				同上
		115	緊急歯科診療体制確保事業費 (休日歯科診療機能(補助事業))	府民の休日夜間帯における歯科診療ニーズの高まりに対応し、緊急時においても適切な歯科診療を受けることができるよう、緊急歯科診療体制の整備充実を図る。 府歯科医師会口腔保健センター(天王寺区) ・休日 10時～17時 府が府歯科医師会に補助	府健康医療部	任意			0.0	2,000				府内でも多くの市町村が実施している事務であり、地域に密着した診療体制の確保の観点から各特別区で判断の上実施。
9	緊急医療体制 (広域拠点)	116	緊急歯科診療体制確保事業費 (夜間歯科診療機能(補助事業))	府民の休日夜間帯における歯科診療ニーズの高まりに対応し、緊急時においても適切な歯科診療を受けることができるよう、緊急歯科診療体制の整備充実を図る。 府歯科医師会口腔保健センター(天王寺区) ・夜間 21時～3時 府市が府歯科医師会に補助	府健康医療部	任意			0.1	16,000				府内全域を対象とした高度な診療機能の確保の観点から、広域で実施。
		117	夜間の診療体制に関すること(夜間歯科診療)	夜間における、急病診療体制を確保。 ・府市共同により、大阪府歯科医師会への補助を通じて夜間歯科診療を実施。	健康局	任意			0.1	11,134				同上
		118	周産期緊急医療体制整備事業	周産期(妊産婦・新生児)緊急搬送システムの運営及び参加病院の体制確保・整備を大阪府・堺市との共同で実施。(事業の実施に必要な事務は、大阪府が代表して実施)	健康局	任意			0.2	30,000				府市共同事業であるが、府内全域を対象とした事務であり、広域で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
10	医療・薬事の許可・指導等	119	毒物及び劇物取締に関する事務	毒物及び劇物取締法に基づく販売業の登録等及び監視指導 (主な業務) 毒物劇物販売業者及び業務上取扱者に対して営業の登録や届出受理及び監視指導を実施し、法の遵守を徹底させる。	健康局	法令	保健所設置市		3.0	324				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		120	薬事に関する事務	薬事法に基づく薬局、店舗販売業の許可等及び監視指導業務 (主な業務) 薬局、店舗販売業者に対して監視指導を実施し、法の遵守を徹底させる。	健康局	法令	保健所設置市		9.5	4,045				同上
		121	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する事務	出張施術や滞在施術を行うあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の指導監督 ・施術者に対し、必要な業務の指示。 ・施術所の開設・変更・休止又は廃止の届出を受理。 ・出張専門の施術者からの業務開始・休止又は廃止の届出を受理。 ・滞在施術者からの業務の開始届を受理。 ・報告を求め、又は立入検査。 ・使用の制限、若しくは禁止。	健康局	法令	保健所設置市		2.6	261				同上
		122	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する事務 [区役所で実施]	< 上記業務の受付・現地調査 >	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		123	医療指導に関する事務 [保健所で実施]	医療機関の各種許可・届出及び指導監督事務	健康局	法令	保健所設置市		10.3	1,059				同上
		124	医療指導に関する事務 [区役所で実施]	医療機関の各種許可・届出及び指導監督事務 (申請受付等)	健康局	法令	保健所設置市		0.0	96				同上
		125	医療安全相談窓口に関する事務	・医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発等を行い医療の安全を確保する。 [事務の内容] ・市民の医療内容に関する悩みや相談等に対応するため、専任の相談員(看護師・医師)による医療安全相談窓口(患者ほっとライン)を設置している。	健康局	法令	保健所設置市		0.1	2,655				同上
		126	歯科技工所に関する事務	・歯科技工所の開設・変更・廃止の届出を受理。 ・歯科技工所の開設者に対し、構造設備の改善命令。 ・歯科技工所の開設者に対し、技工所の使用制限、若しくは禁止。 ・歯科技工所開設者若しくは管理者に対し、報告を命じ、又は立入検査を実施。	健康局	法令	保健所設置市		0.2	17				同上
		127	歯科技工所に関する事務 [区役所で実施]	< 上記事務の受付・現地調査 >	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		128	衛生検査所に関する事務	衛生検査所に係る事務を実施。 ・衛生検査所開設の登録 ・報告命令、又は立ち入り検査 ・構造設備又は管理組織の変更等の指示 ・衛生検査所の登録取り消し又は停止命令	健康局	法令	保健所設置市		0.5	631				同上
		129	衛生検査所に関する事務 【区役所で実施】	<上記事務の受付・現地調査>	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		130	柔道整復師法に係る施術所に関する事務	柔道整復師施術所に係る事務を実施 ・業務に関する必要な指示 ・施術所の開設・休止又は廃止の届出受理 ・報告徴収、立入検査 ・使用の制限、若しくは禁止	健康局	法令	保健所設置市		2.5	245				同上
		131	柔道整復師法に係る施術所に関する事務 【区役所で実施】	<上記事務の受付・現地調査>	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		132	構造改革特別区域(医療法の特例)に関する事務	特区認定を受けた場合における、株式会社が高度な医療を提供する(病院)・診療所を開設・運営することができる特例(医療法の特例)に基づき、診療所、助産所の指導や各種許可・届出関係事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		133	構造改革特別区域(医療法の特例)に関する事務 【区役所で実施】	<上記事務の受付・現地調査>	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		134	薬種商販売業許可及び監視指導	大阪府衛生行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 第7条 薬事法に関する事務のうち薬種商販売業に係るものに限る許可及び監視指導	健康局	法令	都道府県		0.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 保健所設置市が担う薬局の監視監督等と同種の事務であり、各特別区で一体的に実施。
		135	病院の開設許可・取消し等 診療所への病床設置の許可等に関する事務	病院の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図ることを目的とする。 【事務の内容】 ・大阪市内において運営されている病院もしくは有床診療所に対して、医療法の規定による許可、届出の受理等。	健康局	法令	都道府県		0.0	0				より地域に密着して保健衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 府内中核市まで権限移譲している事務。
		136	病院の開設許可・取消し等 診療所への病床設置の許可等に関する事務 【区役所で実施】	医療法人の規制及び病院の開設基準等を定めることによって医療を提供する体制の確保を図ることを目的とする。 【事務の内容】 ・大阪市内において運営されている病院もしくは有床診療所に対して、医療法の規定による許可、届出の受理等。	健康局	法令	都道府県		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											特別区			
											広域	各区	連携	
		137	死体解剖保存法に基づく許可に関する事務	死体の解剖及び保存並びに死因調査の適正化を図るとともに、医学の教育又は研究に資することを目的とする ・死体解剖の許可を与えること ・解剖室以外の場所での許可を与えること ・死体保存許可を与えること	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		138	歯科技工士試験申し込みの受理等に関する事務	歯科技工士試験の申し込みの受理 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で実施。府内中核市まで権限移譲している事務。現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		139	歯科技工士試験申し込みの受理等に関する事務 [区役所で実施]	歯科技工士試験の申し込みの受理 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		140	各種医務関係免許申請に係る経由事務	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 [対象] 医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意			0.7	0				より地域に密着した保健衛生に係る行政サービスを展開する観点から、各特別区で判断の上実施。現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		141	各種医務関係免許申請に係る経由事務 [区役所で実施]	医療職等の免許の申請受理、籍訂正等の事務 [対象] 医師・歯科医師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・視機能訓練士・理学療法士・作業療法士・臨床検査技師・歯科技工士 死体解剖資格認定証	健康局	任意			0.0	0				同上
11	医療法人の設立許可等	142	医療法人の設立認可等に関する事務	医療法人の規制等を行うことによって医療を提供する体制の確保を図ることを目的とする。 [事務の内容] ・大阪府域のみで診療所等を運営している医療法人に対する医療法上の監督、指導。	健康局	法令	都道府県		5.1	166				法人の事業活動範囲が区域を越える場合が多く、府内統一の基準で事務を行う観点から、広域で実施。
12	食品衛生の許可・指導等	143	食品衛生法に関する事務 [本課で実施]	・食品衛生法の規定に基づき大阪市食品衛生監視指導計画の策定等の食品衛生施策の企画立案を行うとともに、保健所や庁内関係部局、厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等と連携を図る。 ・食中毒に係る行政処分を行うとともに、食品衛生法違反者の名称等の公表を行う。 ・市場については、衛生検査所を設置し、場内で取り扱われる食品の衛生監視を実施。	健康局	法令	保健所設置市		22.2	183,398				より地域に密着した食品衛生行政による地域の生活環境の向上の観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		144	食品衛生法に関する事務 (保健所で実施)	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	保健所設置市		96.9	16,204				同上
		145	食品衛生法に関する事務 (区役所で実施)	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、身近な食品等に関する相談への対応や食品等の苦情への対応を行う。	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		146	食品衛生法に関する事務(中核市権限)	・食品衛生法の規定に基づき大阪市食品衛生監視指導計画の策定等の食品衛生施策の企画立案を行うとともに、保健所や庁内関係部局、厚生労働省、消費者庁及び他の都道府県等と連携を図る。 ・食中毒に係る行政処分を行うとともに、食品衛生法違反者の名称等の公表を行う。	健康局	法令	中核市		0.2	0				同上
		147	食品衛生法に関する事務(中核市権限) (保健所で実施)	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生関係施設の監視指導及び市内に流通する食品等の検査を行うとともに、食品等事業者に対する自主衛生管理を徹底させ、これら食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	中核市		0.0	0				同上
		148	食品衛生法に関する事務(中核市権限) (区役所で実施)	・食品衛生法の規定により策定された大阪市食品衛生監視指導計画に基づき、身近な食品等に関する相談への対応や食品等の苦情への対応を行う。	健康局	法令	中核市		0.0	0				同上
		149	食品衛生法に関する事務 (食肉衛生検査所で実施)	<食肉市場内の食品検査等> 飲食店等の食品関係施設に対する許認可、監視指導及び市内に流通する食品等の検査 また、食中毒や違反食品等が発生した際には、調査を実施し、危害拡大防止、再発防止のための適正な措置を行う。 食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	保健所設置市		2.0	0				市場の衛生検査についても、食品衛生業務の一環として保健所設置市が担う事務であり、市場が所在する特別区で実施。
		150	食品衛生法に関する事務(中核市権限) (食肉衛生検査所で実施)	<食肉市場内の食品検査等> 飲食店等の食品関係施設に対する許認可、監視指導及び市内に流通する食品等の検査 また、食中毒や違反食品等が発生した際には、調査を実施し、危害拡大防止、再発防止のための適正な措置を行う。 食品等事業者や従事者並びに市民を対象とした衛生教育を実施する。	健康局	法令	中核市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		151	と畜場に関する事務	大阪市中央卸売市場南港市場において食用に供するために行う獣畜の処理が適正に行われることを確保するための企画調整 公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じる。	健康局	法令	保健所設置市		0.9	6,046				同上
		152	と畜場に関する事務 (食肉衛生検査所で実施)	・と畜場法に基づく、牛、馬、豚、めん羊、山羊の全頭検査。 ・と畜場の衛生指導	健康局	法令	保健所設置市		32.0	15,943				同上
		153	牛海綿状脳症対策特別措置に関する事務	大阪市中央卸売市場南港市場において、BSE検査等必要な措置が講じられるよう企画調整を実施。 公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じる。	健康局	法令	保健所設置市		0.3	0				同上
		154	牛海綿状脳症対策特別措置に関する事務(食肉衛生検査所)	・牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく牛の検査。(BSE検査) ・牛海綿状脳症スクリーニング検査のホームページ上での公表	健康局	法令	保健所設置市		2.0	19,018				同上
		155	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務 (本課で実施)	・食鳥を処理する施設の許認可、食肉衛生検査所における検査業務等に係る企画調整業務	健康局	法令	保健所設置市		1.0	7,483				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		156	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務 (保健所で実施)	・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥を処理する施設の確認過程の承認(認定小規模食鳥処理施設) ・報告徴収、立ち入り検査	健康局	法令	保健所設置市		0.4	0				同上
		157	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務 (区役所で実施)	<市民・事業者からの相談等について庁内連絡調整> ・食鳥処理施設の許認可 ・年間処理羽数30万羽以下の食鳥を処理する施設の確認過程の承認(認定小規模食鳥処理施設) ・報告徴収、立ち入り検査	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		158	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事務 (食肉衛生検査所で実施)	年間処理羽数30万羽を超える食鳥を処理する事業所において食鳥検査を実施する。 (主な業務) ・生鳥検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査及び精密検査(病理検査、細菌検査、理化学検査)の実施 ・残留動物用医薬品のモニタリング検査の実施	健康局	法令	保健所設置市		1.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から該当事業所が所在する特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		159	ふく取扱施設に対する許認可業務等	大阪府ふく販売営業等の規制に関する条例に基づき、ふく販売営業及びふく取扱登録者について、食品衛生上の見地から必要な規制を行う。 業務内容 ・ふく取扱施設に対する許認可業務 ・報告の徴収及び立入調査 ・改善命令等行政処分	健康局	任意			1.0	317				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 府内中核市まで権限移譲している事務。
		160	ふく取扱施設に対する許認可業務等 【保健所で実施】	<上記事務の申請受付・許認可等>	健康局	任意			1.5	0				同上
		161	ふく取扱施設に対する許認可業務等 【区役所で実施】	<上記事務の相談業務等>	健康局	任意			0.0	0				同上
		162	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供 (主な業務) ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。	健康局	任意			0.5	0				より地域に密着して食品衛生・生活環境の向上を図る観点から各特別区で実施。 府内中核市まで権限移譲している事務。
		163	食品等の自主回収報告制度に係る受理等の事務 【保健所で実施】	・大阪府食の安全安心推進条例第20条に基づき、事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を大阪府が府民に提供 (主な業務) ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の着手に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供するとともに、関係自治体にも情報提供する。 ・事業者から報告のあった違反食品等の自主回収の終了に係る情報を保健所から受理し、大阪府に情報提供する。 ・回収された食品等の処分措置が適切に実施されているかを現地調査	健康局	任意			1.0	0				同上
13	環境衛生の許可・指導等	164	興行場に関する事務	興行場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.7	413				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		165	興行場に関する事務 【保健所で実施】	興行場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.7	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		166	興行場に関する事務 (区役所で実施)	興行場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		167	旅館業に関する事務	旅館にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.2	4,453				同上
		168	旅館業に関する事務 (保健所で実施)	旅館にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		2.2	3,126				同上
		169	旅館業に関する事務 (区役所で実施)	旅館にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		170	公衆浴場に関する事務	公衆浴場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.8	2,215				同上
		171	公衆浴場に関する事務 (保健所で実施)	公衆浴場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		5.8	0				同上
		172	公衆浴場に関する事務 (区役所で実施)	公衆浴場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		173	公衆浴場に関する事務	一般公衆浴場のうち、利用者が少なく経営状況が厳しい中でも日々衛生向上に努めていると認められる施設に対して、衛生向上にかかる経費の一部を助成することにより、衛生向上に対する一層の取り組みを促し、もって市民の衛生の向上に寄与する。	健康局	任意			0.0	54,150				地域の特性に応じて事業実施を判断していく観点から、各特別区で判断の上実施。
		174	温泉に関する事務	温泉にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.4	275				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		175	温泉に関する事務 (保健所で実施)	温泉にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務) 法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.5	0				同上
		176	温泉法に関する大阪府衛生行政事務処理特例事務	土地掘削許可申請、温泉採取許可申請等の受理等に関する事務 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		177	温泉法に関する大阪府衛生行政事務処理特例事務 (保健所で実施)	土地掘削許可申請、温泉採取許可申請等の受理等に関する事務 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		178	理容所に関する事務	理容所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務) 法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.1	552				同上
		179	理容所に関する事務 (保健所で実施)	理容所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務) 法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		1.7	0				同上
		180	理容所に関する事務 (区役所で実施)	理容所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務) 法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		181	美容所に関する事務	美容所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務) 法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.1	414				同上
		182	美容所に関する事務 (保健所で実施)	美容所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務) 法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		1.7	0				同上
		183	美容所に関する事務 (区役所で実施)	美容所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務) 法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		184	化製場等に関する事務	化製場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.6	0				同上
		185	化製場等に関する事務 (保健所で実施)	化製場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		186	化製場等に関する事務 (区役所で実施)	化製場にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		187	クリーニング業に関する事務	クリーニング所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.8	413				同上
		188	クリーニング業に関する事務 (保健所で実施)	クリーニング所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		1.0	0				同上
		189	クリーニング業に関する事務 (区役所で実施)	クリーニング所にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		190	クリーニング業法に基づくクリーニング師免許の申請等	クリーニング師試験の受験申込受理、免許申請の受理等に関する事務 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 府内中核市まで権限移譲している事務。
		191	クリーニング業法に基づくクリーニング師免許の申請等 (保健所で実施)	クリーニング師試験の受験申込受理、免許申請の受理等に関する事務 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		192	水道に関する事務	専用水道・簡易専用水道にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	一般市		1.5	4,310				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		193	水道に関する事務 〔保健所で実施〕	専用水道・簡易専用水道にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	一般市		8.5	13,069				同上
		194	水道に関する事務 〔区役所で実施〕	専用水道・簡易専用水道にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	一般市		0.0	0				同上
		195	特設水道の布設工事の設計の確認等	「水道法」の「専用水道」で適用外となった小規模な水道について、大阪府特設水道条例に基づき府において法を補充する形で規制を行っている。 設置者の申請により、特設水道布設工事の設計の確認、確認通知を行う。また、給水開始前の検査、改善指示、給水停止命令、報告徴収・立入検査等を行う。	府 健康医療部	任意			0.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 H26年度から府内全市へ権限移譲を予定している事務。
		196	建築物における衛生的環境の確保に関する事務	特定建築物にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		1.5	2,435				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		197	建築物における衛生的環境の確保に関する事務 〔保健所で実施〕	特定建築物にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		8.3	0				同上
		198	建築物における衛生的環境の確保に関する事務 〔区役所で実施〕	特定建築物にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		199	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録等	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請の受理等に関する事務 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 府内中核市まで権限移譲している事務。
		200	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録等 〔保健所で実施〕	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請の受理等に関する事務 経由事務	健康局	法令	都道府県		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		201	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務	衣料品、家庭用化学製品などの家庭用品について、保健衛生上の見地から、試買(買取)によるスクリーニング検査を行い、基準違反が判明した家庭用品について、製造者等に回収命令等の行政措置を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を事前に防止する。 <企画調整業務>	健康局	法令	保健所設置市		0.3	2,071				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		202	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務 (保健所で実施)	衣料品、家庭用化学製品などの家庭用品について、保健衛生上の見地から、試買(買取)によるスクリーニング検査を行い、基準違反が判明した家庭用品について、製造者等に回収命令等の行政措置を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による市民の健康被害を事前に防止する。 <試買検査、回収命令等>	健康局	法令	保健所設置市		1.1	0				同上
		203	浄化槽に関する事務	浄化槽にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	保健所設置市		0.2	52				同上
		204	浄化槽に関する事務 (保健所で実施)	浄化槽にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		205	浄化槽に関する事務 (区役所で実施)	浄化槽にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する相談業務等	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		206	一般廃棄物処理施設に関する事務	一般廃棄物処理施設にかかる公衆衛生水準の確保。 (主な業務)法令等の規定に基づく環境衛生関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	法令	中核市		0.3	22				同上
		207	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する衛生措置基準の設定等に関する事務	健康局	任意			0.0	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。 府内中核市まで権限移譲している事務。
		208	大阪府遊泳場条例に基づく遊泳場の開設許可申請の受理等 (保健所で実施)	大阪府遊泳場条例により、遊泳場の開設許可申請の受理、報告徴収、立入検査等を実施 ・関係施設に対する監視指導及び許認可事務	健康局	任意			0.5	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (正規職員)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		209	墓地・納骨堂・火葬場に関する業務	墓地、納骨堂又は火葬場について、法令等の規定に基づき(環境衛生関係施設として衛生措置基準の設定等の事務	健康局	法令	一般市		0.2	0				より地域に密着して保健衛生・公衆衛生の向上を図る観点から各特別区で実施。
		210	生活衛生学習会	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・市民ニーズの高い講習メニューを作成、ホームページにより募集。	健康局	任意			1.0	932				市民の快適な生活環境づくりを推進する観点から、各特別区で判断の上実施。
		211	生活衛生学習会 [区役所で実施]	市民から生活環境に関する相談において、ニーズの高い内容について生活衛生学習会を開催。 ・生活衛生学習会実施要領に基づき、講師を派遣。	健康局	任意			0.0	0				同上
		212	ねずみ・衛生害虫防除指導業務	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 (主な業務)ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			6.7	14,584				同上
		213	ねずみ・衛生害虫防除指導業務 [区役所で実施]	地域振興町会等を通じ、ねずみ、衛生害虫等の防除指導等を実施 (主な業務)ねずみ、ゴキブリ、衛生害虫等の防除周知月間を設定、衛生害虫の大量発生のおそれがある場所を事前に調査	健康局	任意			0.0	140				同上
14	狂犬病予防・動物愛護	214	犬及びねこの引取りに関する事務	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫についての引き取り等(動物の愛護及び管理に関する法律) ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分  上記事務の企画調整業務	健康局	法令	中核市		1.0	4,075				より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 保健所設置市が行う犬ねこの引取、狂犬病予防事務を含めた動物愛護に関する事務を総合的に展開する観点から、各特別区で実施。
		215	犬及びねこの引取りに関する事務 [保健所生活衛生監視事務所での実施]	・区役所が引取った所有者不明猫を動物管理センター又は監視事務所へ搬送 ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 (動物の愛護及び管理に関する法律)	健康局	法令	中核市		8.3	0				同上
		216	犬及びねこの引取りに関する事務 [区役所で実施]	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫についての引き取り等(動物の愛護及び管理に関する法律) ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導  上記事務の受付等	健康局	法令	中核市		0.0	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
		217	犬及びねこの引取りに関する事務 (動物管理センター分室で実施)	・区役所が所有者から引取った猫を動物管理センターへ搬送 ・区役所が引取った所有者不明猫を監視事務所から動物管理センターへ搬送 (動物の愛護及び管理に関する法律)	健康局	法令	中核市		9.7	3,779				同上
		218	犬及びねこの引取りに関する事務 (動物管理センター)	所有者から飼い続けることができなくなった犬猫についての引き取り等(動物の愛護及び管理に関する法律) ・犬猫の所有者からの引取り ・所有者不明犬猫の市民等からの引取り ・負傷動物の保護収容 ・犬猫の終生飼養の指導 ・収容動物の保管・返還・処分	健康局	法令	中核市		6.2	3,005		一組		より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施する事務であるが、動物管理センターは市内1箇所であるため、一部事務組合等で実施。
		219	狂犬病予防に関する事務	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る (主な業務) ・未登録犬等の捕獲・抑留・公示・処分 ・狂犬病発生時の措置 上記事務の企画調整業務	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 保健所設置市が行う犬ねこの引取、狂犬病予防事務を含めた動物愛護に関する事務を総合的に展開する観点から、各特別区で実施。
		220	狂犬病予防に関する事務 (保健所で実施)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る (主な業務) ・未登録犬等の捕獲・抑留 ・狂犬病発生時の措置	健康局	法令	保健所設置市		0.0	0				同上
		221	狂犬病予防規制業務	「狂犬病予防法」等に基づく飼い犬の登録、狂犬病予防注射に係る事務及び野犬対策を行う。 ・飼い犬の登録(鑑札の交付、飼い犬台帳管理) ・狂犬病予防注射接種推進、狂犬病予防注射済票の交付 ・未登録犬等の捕獲・抑留に伴う公示 上記事務の企画調整業務	健康局	法令	一般市		12.4	13,203				より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。
		222	狂犬病予防規制業務 (区役所で実施)	「狂犬病予防法」等に基づく飼い犬の登録、狂犬病予防注射に係る事務及び野犬対策を行う。 ・飼い犬の登録(鑑札の交付、飼い犬台帳管理) ・狂犬病予防注射接種推進、狂犬病予防注射済票の交付 ・未登録犬等の捕獲・抑留に伴う公示	健康局	法令	一般市		0.0	4,696				同上
		223	狂犬病予防規制業務(動物管理センター)	飼い犬の登録、狂犬病予防注射に係る事務及び野犬対策、「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。(狂犬病予防法) (主な業務) 野犬等の捕獲及び収容犬の処分業務 法律等に基づく(野犬等の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発)	健康局	法令	保健所設置市		11.5	12,121		一組		保健所設置市で実施する事務であるが、動物管理センターは市内1箇所であり、一部事務組合等で実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											特別区			
											広域	各区	連携	
		224	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の捕討等	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (目的) 飼い犬の適正飼養の普及啓発 (主な業務) 条例に基づく飼い犬の捕獲及び返還・譲渡・殺処分、適正飼養の普及啓発 上記事務の企画調整業務	健康局	任意			0.8	0				より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 府内中核市まで権限移譲している事務
		225	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の捕討等 (保健所で実施)	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (目的) 飼い犬の適正飼養の普及啓発 (主な業務) 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発 (広域的に実施する際の区の補完等)	健康局	任意			8.4	0				同上
		226	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の捕討等 (区役所で実施)	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (目的) 飼い犬の適正飼養の普及啓発 (主な業務) 条例に基づく飼い犬の捕獲及び適正飼養の普及啓発	健康局	任意			0.0	0				同上
		227	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例に基づく飼い犬、野犬の捕討等(動物管理センターで実施)	「大阪府動物の愛護及び管理に関する条例」に基づく飼い犬の指導等を行う。 (主な業務) 飼い犬の返還・譲渡・殺処分	健康局	任意			1.3	0			一組	より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施する事務であるが、動物管理センターは市内1箇所であり、一部事務組合等で実施。
		228	野生鳥獣関係業務 (本課で実施)	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理 に特に関する条例第20条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.4	0				より地域に密着して生活環境の向上を図る観点から、各特別区で実施。 府内全市町村へ権限移譲している事務。
		229	野生鳥獣関係業務 (保健所で実施)	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理 に特に関する条例第20条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.5	0				同上
		230	野生鳥獣関係業務 (区役所で実施)	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理 に特に関する条例第20条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.0	0				同上
		231	野生鳥獣関係業務 (動物管理センター分室で実施)	大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理 に特に関する条例第20条 ・鳥獣の飼養登録事務等 ・鳥獣の捕獲等の許可等	健康局	法令	都道府県		0.4	0				同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
												各区	連携	
15	動物診療施設の許可・指導等	232	飼育動物診療施設開設届等の受理	適切な獣医療の確保(大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例) 業務内容 ・ 開設届出の受理 ・ 施設の使用制限等 ・ 報告の徴収及び立入検査	健康局	法令	都道府県		0.0	0				専門性を確保しながら、府内統一的な基準に基づき実施する観点から、広域で実施。
		233	飼育動物診療施設開設届等の受理 (動物管理センター分室で実施)	適切な獣医療の確保(大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例) 業務内容 ・ 開設届出の受理 ・ 施設の使用制限等 ・ 報告の徴収及び立入検査	健康局	法令	都道府県		0.1	0				同上
		234	動物取扱事業者登録等に関する事務	動物取扱業、特定動物飼養施設に係る事務(動物の愛護及び管理に関する法律) ・ 動物取扱事業者の登録申請時の監視および登録後の監視・指導 ・ 環境省令で定める特定動物の飼養許可申請時の施設監視及び許可後の監視・指導を実施し、逸走等事故を未然に防止する。	健康局	法令	政令市		0.6	0				専門性の観点から、広域で実施。 今後、専門性の確保等の体制が整った府内中核市等に権限移譲を進める際に、併せて特別区への移譲も検討。
		235	動物取扱事業者登録等に関する事務 (動物管理センター分室で実施)	動物取扱業、特定動物飼養施設に係る事務(動物の愛護及び管理に関する法律) ・ 動物取扱事業者の登録申請時の監視および登録後の監視・指導 ・ 環境省令で定める特定動物の飼養許可申請時の施設監視及び許可後の監視・指導を実施し、逸走等事故を未然に防止する。	健康局	法令	政令市		2.8	0				同上
		236	動物愛護管理事業	ペット動物(犬、猫、特定動物以外)の引取り  犬及び猫以外の哺乳類、鳥類及びは虫類については、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第9条により大阪府がすべて引取りを行っている。 特別区において、犬、猫及びその他動物の全てを引き取るにより、現在、府と大阪市に分かれている窓口が一元化され、府民(市民)の利便性の向上を図ることが可能。  ペット動物のうち、犬及び猫は、動物の愛護及び管理に関する法律35条の規定により、都道府県及び政令市、中核市にて引取りを行っている。	府 環境農林水産部	任意			0.2	0				同上
16	公害健康被害補償等	237	石綿健康被害の救済に関する事務	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・ 申請書及び請求書の受付業務 ・ 各保健福祉センター受付分を集約し(独)環境再生保全機構へ送付	健康局	任意			0.1	46				健康被害者からの申請受理等事務であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で判断の上実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。
		238	石綿健康被害の救済に関する事務 (区役所で実施)	石綿による健康被害被害者及びその遺族の救済のための事務を実施 ・ 申請書及び請求書の受付業務(区) ・ 受付後、局(保健所管理課審査・給付グループ)へ送付	健康局	任意			0.0	0				同上



事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 [人件費除く]	事務分担案			考え方	
											特別区				
											広域	各区	連携		
		239	公害健康被害の補償等に関する事務	< 公害健康被害の補償等に関する法律 > 著しい大気汚染等の影響により、健康被害を受けた被認定者に対する補償等の事務 ・認定更新等の申請受付及び審査業務 ・療養の給付及び療養費の給付業務 ・(障害補償費、療養手当等)の給付業務 ・(遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料)の給付業務 ・リハビリテーション、転地療養等の各種事業 [地域住民に対する内容] ・健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業 ・公的病院に対して、慢性閉塞性肺疾患に係る医療機器を整備し地域医療の水準の向上を図る。	健康局	法令	その他	同法施行令で定める市	22.3	9,681,709				健康被害者からの申請受理等事務であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。	
		240	公害健康被害の補償等に関する事務 (区役所で実施)	< 公害健康被害の補償等に関する法律 > 著しい大気汚染等の影響により、健康被害を受けた被認定者に対する補償等の事務 ・認定更新等の申請受付及び交付業務 ・リハビリテーション、転地療養等の各種事業 ・保健師による面接・訪問相談 [地域住民に対する内容] ・健康相談・健康診査・機能訓練等の各種事業 ・保健師による事業の勧奨や指導等必要な支援	健康局	法令	その他	同法施行令で定める市	0.0	1,481				同上	
		241	被爆者援護法関係事務	各区保健福祉センターで受付けた、被爆者援護法に基づく申請等に関する書類を保健所経由で大阪府に進達。 ・大阪府から事務委託料(定額)を受け入れ。 ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意			0.5	5,450				被爆者の健康の保持・増進を図るための府からの委託事業であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で判断の上実施。 現在、24区で行っている事務については、市民サービスの維持の観点から事務執行体制を構築。	
		242	被爆者援護法関係事務 (区役所で実施)	被爆者援護法に基づく申請等に関する書類を保健所に送付。(保健所経由で大阪府に進達。) ・大阪府から委託され、被爆者援護法に基づき実施しなければならない健康診断を各区(大正区を除く)で春と秋に実施。	健康局	任意			0.0	0				同上	
		243	カネミ油症患者に関する事務	カネミ油症患者に関する総合的な支援を推進。 ・大阪府が実施する検診の実施通知、結果通知など	健康局	任意				0.0	0				カネミ油症患者の健康の保持・増進を図るための事業であり、より身近な体制で実施する観点から、各特別区で実施。
		17	環境科学研究所	244	管理業務、研究・検査業務 (環境科学研究所で実施)	市民の健康と安全を守る保健部門(微生物保健、食品保健)と市民環境を保全・再生・創造する部門(都市環境)が本市他部局等から依頼を受け、研究・検査事業を実施	健康局	要綱等	政令市		75.0	319,909			
		245	特定保健用食品(承認)にかかる試験検査業務等推進事業 (環境科学研究所で実施)	特定保健用食品等の企画・開発・許可申請等を検討している企業に対し、各種相談や検査の受付、情報提供を展開することにより、一連の許可申請にかかる手続きが効率よく実施できることを目的とする。	健康局	任意			1.0	10,669				公衆衛生研究所と統合のため、広域で実施。	

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他の権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区		
		各区	連携											
18	病院運営	246	市民病院運営事業	病院運営事業	病院局	任意			1941.0	33,822,466				専門性の高い高度医療施設、広域的な拠点施設の確保の観点から、広域で実施。
19	内部事務	247	庶務業務	文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関係業務	健康局	任意			54.3	58,575				各地方公共団体で実施すべき事務であるため各特別区で実施。
		248	桃山跡地健康づくりゾーン用地管理	桃山病院跡地を市民の健康づくりゾーンとして位置づけて、健康づくり活動に資する施設を定期借地方式により整備 ・土地所有者として賃貸料の調定・収入、賃料改定、土地賃借者や近隣地元との調整。	健康局	任意			0.5	104,479				より地域に密着した体制で用地管理を行う観点から、土地が所在する特別区で実施。